

第二 最近の五年

第一章 新しい十年への身構え

一、昭和三十一年春の政治経済情勢

——政治、経済に不安要因はらむ——

昭和三十一年春、わが国の政治と経済の情勢は、大きくみて、一応の安定のうちにも、かなりの不安定要因をひそめているという状態にあつた。まず政治の面では、財界がかねて待望していた二大政党対立の形が、表面的にもせよ、できていた。すなわち、三十年十月十三日には「日本社会党」の結党大会が開かれ、革新勢力における四年間にわたる左右分裂の歴史は幕を閉じたし、保守勢力の側でも、十一月十五日には「自由民主党」の結成によつて、いわゆる「保守合同」が実現した。もめにもめた総裁問題も、当初は「総裁はおかず、四名の代行委員制でゆく」という暫定的の線で、事態が收拾されたが、これも翌三十一年一月二十八日、緒方竹虎が急逝するという思いがけぬ出来事によつて局面は急展開し、四月五日総裁公選の結果、鳩山一郎総裁に落着した。かくて、保守、革新が、いずれもそれぞれの陣営のうちにおいてまでも分裂、抗争を続けるという複雑、不安定な政情からは、とにかく脱却されて、両勢力が一応並び立つという形がもたらされたのであつた。自由民主党の結成で与党の基盤が変つた鳩山内閣（第二次）は、三十年十一月二十一日、国会召集の前日総辞職し、翌二十二日第二十三臨時国会で首班指名が行われ、第三次鳩山内閣が成立した。

しかし、事態は、この二大政党対立ということだけによつて改善されるという筋合ひのものではない。二大政党の対立のあり方が問題なのである。両政党が、ともに国民大衆の利益のために、現実的な政策を打ち出し、これを推進していくという基本線において一致していることが、大前提とならなければならぬのであるが、わが国の実情は、その理想からは程遠いものであつた。両党の主義、政策はあまりにもかけ離れ、しかも、たがいに相手を階級的に敵視しあうという態勢にあつたのである。これでは、米国における民主、共和両党の關係とまではいかなくとも、せめて英国の保守、労働両党の対立のあり方程度を念願としているわが財界の期待からは、相当の距離がある。三十年十一月十日の経済同友会第八回全国大会で、岸道三代代表幹事が「二大政党時代実現だけで、政治の安定の目的が達せられるわけではない。それどころか、もしその対立する両政党が、主義、政策において余りにもかけ離れる時は、結果は却つて議會政治の健全な發達に害があるばかりか、独裁政治の抬頭を招く恐れなしとしない。そして日本の政党が、この危険を隠し持つているところに、今日の問題がある」と指摘したのは、このことであつた。そして岸代表幹事は「この危険を救う道は、一方において、保守党が時代の趨勢に敏感になつて、どしどし進歩的、革新的要素を政策面にとり入れ、他方、社会党はもつと大地に足のついた現実的政策を採るとともに、容共的分子の清算に勇敢になることだと思ふ」と力説したのであつた。こうした考え方が背景となつて経済同友会は、この全国大会で「議會政治擁護に関する決議」を行つたのであつた。

このような弱さと危険性をはらんだ二大政党対立のあり方が、その本質をさらけだしたのが、三十一年一月二十五日再開された第二十四通常国会であつた。この国会は、両党の議會勢力の消長に直接關係を持つ「小選挙区

制法案」「新教育委員会法案」など、重要諸法案の審議を予定されていたので、成り行きが注目されていたのであるが、果して暴力国会となつてしまつたのである。つまり、なんとかして審議未了に持ち込もうとする社会党と、せひとも会期中に成立を期したいとする自民党とが正面衝突し、時には、野党全員棄権のまま採決が行われるという変則的なことが強行された。また、こうした国会における暴力の横行は「新教育委員会法案」の採決をめぐつて、その頂点に達し、ついに参議院本会議場に警察官の立ち入りを要請するという国会史上はじめての不祥事まで起きたのである。これは延長国会も幕切れ近い六月一日のことであつた。

昭和三十一年春、日本の政情は、このように、見かけだけは安定的なひびきを持つ「二大政党時代」にありながら、その内奥には深い不安定の種をはらみ、それが時に激発的に表面化するという状態にあつたわけである。

つきに、経済の方はどうであつたか。——ここでは、政治の面ほど、目にみえたあわただしさと激しさはなかつたとはいへ、やはり、表面的静穏ないし繁栄のかげに、不安定ないし波乱の要因が、かなりはつきりと現われつつあつたことは否めない。「数量景気から価格景気へ」の不安は、すでにこの時分に、かなり高い警戒の声として起こつてきていたのである。

昭和三十一年七月に経済企画庁から発表された「昭和三十一年度経済白書」は、この段階における日本経済の繁栄と、そのかげに頭をもたげつつあつた不安定要因を、適切に描き出している。この白書の態度は、戦後十年の日本経済の回復と発展の歩みに対して、十分な自信を示しつつも、経済の急激な繁栄のあとには必然的に起こつてくるものとしての攪乱的な傾向に対しても、賢明な警戒の目を向けているのである。しかも、世界的な風潮

であるイノベーションすなわち技術革新の波に乗りおくれないう、慎重のなかにも建設的、積極的な方向を打ち出しているのである。

経済白書発表にあつたつての高橋達之助経済企画庁長官の「声明」は、この白書の態度を明確に浮きぼりしているようである。すなわち「声明」は、冒頭にこういつている。

「戦後十年、日本経済は目ざましい復興を遂げた。終戦直後のあの荒廃した焼土の上に立つて、生産規模や国民生活がわずか十年にして、ここまで回復すると予想したものは、恐らく一人もあるまい。国民所得は、戦前の五割増の水準に達し、一人当りにしても戦前の最高記録昭和十四年の水準を超えた。工業生産も戦前の二倍に達し、軍需を含めた戦時中の水準をはるかに上回っている」

ついで「声明」は、「ことに最近その実績が明らかにされた昭和三十年度の経済発展には、まことにめざましいものがあつた」とし「昭和二十八年、薄氷上の乱舞と称した世界の与論は、世界第二位の輸出増加率を示した昨年の日本経済の姿を、世界経済の奇蹟と称せられた西独経済の発展に比すべきものとして目をみはっている」と、大いに自負しているのである。しかも、その自負は、決して軽卒でも思いあがりでもなかつた。まず第一に、昭和三十年度経済の特色としてあげられるのは、国際収支の大幅改善であつた。まさに五億三千五百万ドルという大きな黒字で、これは特需収入五億七千万ドルにはぼ見合うものであるから、この年にいたつてはじめて、特需を度外視しても一人立ちできる経済の形になつたといえるわけである。つまり、年来の宿願ともいうべき「特需なき均衡」が、ようやく実現したのであつた。第二の特色は、インフレなき経済の拡大であつたという

ことである。輸出の好調を背景に、鉱工業生産は一二%増大し、また農業生産も前年度に比し二〇%増の豊作で、国民所得は約一〇%の伸びを示した。しかも、この拡大が物価の騰貴をほとんどもなわず、いわゆる数量景気の状態が現出されたのである。消費者物価は、年度間にわたつて全くの横ばいであり、卸売物価は、国際商品価格や海上運賃の強調のため、わずかに上昇した程度であつた。第三の特色は、経済の正常化である。数量景気の浸透は企業経営の充実をもたらし、一方、国際収支の黒字は外国為替資金の払超を通じて金融の緩和に役立つたので、戦後経済の大きなシコリであつたオーバー・ローンの状態は急激に改善された。すなわち、日銀貸出残高は昭和二十九年三月末の四、一七二億円をピークとして減少に転じ、三十年三月末には二、五二一億円となり、それが同年十二月末三一九億円、三十一年三月末には二七三億円にまで減少したのであつた。

このように昭和三十年度の日本経済は国際収支の黒字、インフレなき拡大、経済の正常化の進展といつた三拍子揃つての理想的な発展であつたわけである。しかし「万事好都合」といつた有難い状態は、そういつまでも続くものではない。昭和三十年度の末、すなわち三十一年の春には、すでに景気の行き過ぎへの懸念が持たれはじめていたことは、さきに触れた通りである。この警戒的な見方は、経済白書が発表された三十一年の夏ごろには、相当一般化され、経済界の有力な見解にまで高まつていたのであるが、白書は、この事情をつぎのように説明している。

「最近、数量景気の三つの特色であつた物価の安定、国際収支の好調および金融の緩慢化に若干の変調がみえはじめた。まず物価については、すでに三十年後半から上昇に転じ、最近やや落ち着きをみせているが、なお

強調をつづけている。つぎに国際収支については、輸出が好調を維持しているものの、輸入の漸増によつて黒字の幅が次第に減少する傾向がみえる。第三に、政府資金の対民間支払超過額の子想外の減少を主因として、金融の緩慢化、金利の低下も、ややそのテンポを緩めた。これらの変化に共通する原因は内需の増大である。こうして白書は、内需の増大に特別の関心を払いつつ「投資がある程度増大するのが当然であるとしても、問題はこの動向がゆきすぎて、企業家の投資態度にふたたび思惑的、インフレ的気構えが復活し、現在の投資が近き将来の需要の増加を賄う以上の規模に達するか否かにある」と、投資の動向に警戒的な目を向けている。さらに白書は、昭和三十年経済の発展の大きなテコとなつた輸出の増進について、それが世界景気と日本の景気との波のずれに多くを負つているところの「幸運のめぐり合せ」である点を、適切にも見逃がしてはいない。そして白書は、結局において、世界経済の技術革新的風潮に歴史的な意義をみとり「このような世界の動向に照らしてみれば、幸運のめぐり合わせによる数量景気の結果に酔うことなく、世界技術革新の波に乗つて、日本の新しい国造りに出発することが、当面喫緊の必要事ではないであろうか」としているのである。

この白書の分析、立論、展望ないし主張は、この段階において十分当を得ているものとみてよさそうである。ことに高橋長官の「声明」が、「いわば日本経済の運営は、国際収支の赤と黒のシグナルに注意しながら、右にインフレの絶壁、左にデフレの断崖をひかえた細い道に自動車走らせることにたとえられるであろう」といつているのは、まことに評しえて妙だといつてよからう。

二、新しい自覚に立つ通常総会

昭和三十一年四月十三日、経済同友会の年次総会は開かれた。会場は日本工業倶楽部である。参会者は、各地の経済同友会からの参加者二十余名を加えて、百名を超えた。あたかも、この総会は、経済同友会の創立十周年を記念する総会でもあつたわけであるから、その雰囲気は、ひとしお意気さかんなものが醸し出されたのは当然のことであつた。しかも日本の政治経済の客観的情勢は、さきに述べたように、繁榮ないし正常化の中にも、先き行き不安的な展望が濃くなりつつあり、ことに政界のあり方は、その不安定要因を国民の目の前にさらけだしつつあつたのであるから、経済同友会総会が、こうした情勢に傍觀者の立場をとるはずがなかつたのである。

議長に推された岸道三代表幹事の挨拶は、すでにこの通常総会の重要性と会員の異常な決意のもりあがりや、そのまま反映しているかのようであつた。彼は「国民の信頼の的たろう」という挨拶のなかで、経済同友会十年の歩みを回顧して、つぎのように強調した。

「我々が片時も忘れてならないことは、我々が現代日本における指導的地位にあるという事実である。国民経済の方向づけ、あるいはその發展は、我々の能力と努力にかかつているのである。したがつて我々は誇りと見識と責任を持たねばならぬし、また国民の信頼の的とならねばならない。本日の創立十周年記念総会は、この自覚を新にし、日本経済のため、言いかえれば国民生活の向上のための闘いに、経営者が固く手を握り、巨大

な歩みを始めることを確約する好機として、意義あらしめたい」

岸代表幹事は、こう強調する時に、「日本経済の民主化に寄与するための経済人の同志的結合体である」という経済同友会の第一義的性格を、はつきりと念頭に浮かべていたのである。そして、いまや事態は、経営者が経済同友会のこの創立の精神をいま一度思い起こして、政治経済の民主的発展に意欲的に努めねばならないことを要求しているのだ、といたしたのであった。

こうしたもありあがる空気のうち、総会はまず「昭和三十一年度活動方針」を議題にのぼせた。この「活動方針」は、従来のもとはちがつて、創立十周年にあたって、いままで成文化されなかつた根本の考え方を「基本的態度」として再確認し、その線にそつた活動の具体的方針を打ち出したものであり、それだけに、とくに意義深いものなのであった。いわば経済同友会は、この確認された活動方針によつて、今後進むべき軌道を、具体的にはつきりと確立したことになるのである。ことに「基本的態度」は、具体的活動方針の大前提となるべき、いわば「綱領」ともいふべきものである。

「基本的態度」とその前文は、つぎのように示されている。

「本会は創立満十周年を迎えた。現下の内外情勢を顧み、将来を想うとき、この際創立精神に立ち帰つて、自立と安定と、そして進歩ある経済態勢確立のため、更に一段の努力を傾注すべきであると確信する。

我々はここに、本会の任務がますます重大であることを痛感し、次の如き基本的態度を再確認するとともに、それに基づく活動方針を定め、本年の事業計画としたい。

基本的態度

- 一、民主政治を擁護する
 - 二、経済界の自主性を確立する
 - 三、国民経済の安定と進歩のために自由、公正な批判と実践を期する
 - 四、企業の社会公共に対する責任の明確化を期する
 - 五、経営者の同志的結合の強化と次代経営者の養成を図る
 - 六、常に善意をもつて労働者と協同する
 - 七、各界の良識ある指導層と接触し、協力する」
- つぎに具体的な「活動方針」として、左の五項目が並べられている。
- 一、経営者の経営、政治及び社会に対する方策の確立とその実践
 - 二、国際経済協力の促進
 - 三、生産性向上と労使協力の推進
 - 四、次代経営者の養成
 - 五、全国組織の整備充実

この「昭和三十一年度活動方針」については、降旗英弥幹事が提案理由を説明し、安居喜造、鈴木治雄の両幹事が賛成討論を述べて採択された。とくに安居幹事が、その討論で「わが国もようやく二大政党対立の時代を迎

えたが、依然として我々は現在の政情に不安を感じている。この際拱手傍観することなく、我々も自ら諸政策をとりあげて、これを強力に国の施策に反映せしめる必要があるが、とくに私は、同友会が業界の利益団体でなく、その国家的見地より行う活動に期待している」と力説したのは印象的であつた。

「活動方針」の五項目のうち、とくに重要なのは、その第一項目の「経営者の経営、政治及び社会に対する方策の確立とその実践」であり、これが、以下に続く四項目を大きく包容するところの活動の根本方針となつていとみてよい。これには、つぎのような説明がつけられている。

「凡そ一国の繁栄は政治、経済及び一般社会の献身と努力の結晶であるが、なかならず経済の健全な発展はその基盤をなすものである。経済の担い手たる我々はここに一層使命の重大性を認識し、先ず自らの企業において時代に即応した経営理念及び経営方策を確立、実践してその堅実な伸長を促すとともに、進んで政治、社会に対してわが国繁栄のための諸方策を用意し、相たずさえて民族の発展を期したい」

このように、経済同友会の昭和三十一年度通常総会は、創立十周年に際し心新たに、活動の目標として、七項目の「基本的態度」を成文化し、また当面具体的「活動方針」としての五項目を決めた。さきに述べたような政治、経済の情勢の中で、その考え方において最も進歩的であり、また、その行動において最も活潑であると考えられている経済同友会が、このような活動の指針を打ちたてたことの時代的意義は大きいとせねばならない。過ぐる昭和三十年秋の全国大会において「議会政治擁護に関する決議」を採択し、同時に「議会政治擁護のための、経済同友会全国組織における活動方針」を決定してから五ヶ月にして、通常総会が、この全国大会の決定の線に

そう活動方針を打ちだしたのであるから、なおさら、この新しい活動方針の重要性が感じとれるのである。つまり、通常総会における「活動方針」は、三十年秋の全国大会の決定をそのまま発展させたものとしての性格を担っているものであり、そこに「議會政治擁護」を基軸とする経済同友会の大きな活動理念が、脈々として一貫しているのである。もつとも形式的には、全国大会における決定は、全国組織のテーマとして別であり、そこで決定された議會政治擁護のための活動方針は、「経営者の経営に対する方策」については「経営方策特別委員会」で練り、「経営者の政治に対する方策」については「政策委員会」が検討することとなり、これは、あくまでも全国組織の研究課題として、その後毎年の全国大会で発展的に論議されることになっているのである。しかし、そのような組織上、形式上の問題をはなれて、実質的にみた場合、三十年秋の全国大会における議會政治擁護に関する決定は、その後の経済同友会の活動の根本理念として、つねに、あらゆる機会において確認され、強調されていくべき立場と性格を持つているのだとみてよい。その意味で、昭和三十一年度活動方針、とくにその「基本的態度」は、さかのぼつては創立十周年にあたり創立の精神を想起し、不文律を成文化したような形のものであると同時に、近くは前年秋の議會政治擁護決議が、いよいよ具体的活動目標として確認されたものでもあるとみるべきであろう。

このことは「議會政治擁護に関する決議」のうち、つぎの項を思い起こせばよくわかるであろう。

「思うに政党、国会の威信失墜は究極において国民全体の責任であり、議會政治を確立するためには国民各層が協力しなければならぬ。我々経済人の領域においては、企業は国民経済の発展のために存立し、経営者は国

民の負託に応える責任を有することを経営の基本的理念とし、次の構想に基いて自らを律し、かつ議会政治を暴力と墮落から護りぬきたいと考える。

(一) 議会政治の擁護のためには、経済的条件の充実に由る環境整備が必要である。従つて我々は産業平和の確立を図り、生産性向上に努力する。

(二) インフレは議会政治を破壊に導く最大の経済的要因となるが、我々はその防止のために不断の努力を続ける。

(三) 暴力主義、反議会主義、反民主主義と徹底的に闘う。

(四) 議会主義を基調とする政党を支持し、あるいは進んで個人として参加し、その向上と刷新に協力する。

(五) 社会保障政策等の拡充に協力する。

(六) 議会政治を誤らしている各界、各地からの陳情を抑制するため、我々は率先して陳情を自粛する」

また「議会政治擁護のための、経済同友会全国組織における活動方針」の中には「経営者の経営に対する方策」として

(一) 正しい経済理念と経営倫理の確立

(二) 経営の近代化ならびに生産性向上に関する方策

の二項目が掲げられている。

これら二つの決議ないし決定を通じて、経済同友会は、この全国大会で何を感じ、何を念願とし、何を意図し

ているかを知ることができる。すなわち、つぎのようなことがいえるようである。

一、経済同友会は議会政治の健全な発達を願っている。

一、しかも現実には、その念願とするところは程遠いから、その改善のために不断の努力を期している。

一、健全な民主主義、健全な議会政治の基盤は、健全な経済の発展にある。

一、経済同友会は、経済を担う経営者の集まりであるから、国民の負託に応えるような経済の発展をもたらす責務がある。

一、そのためには生産性の向上に努めるとともに、正しい経済理念、経営倫理の確立に努めねばならない。

要するに、これを煎じつめていえば、健全な議会政治の確立のために、その基盤である安定した経済がもたらされねばならないが、そのためには経済の担い手である経営者が、深く自らの役割と立場を理解し、経営面あるいは政治面に十分の努力をせねばならないことである。このような前提に立つて、通常総会で打ちだされた「基本的態度」をみれば、その本来の意味あるいは、よつて来る所以が明確になるわけである。すなわち、そこには、民主政治擁護という根本の目標がまず設定され、ついで経済の担い手としての経営者の責任と役割の自覚、そしてその自覚に立つところの公正、活潑な行動の必要が謳われているのである。しかも、こうした経済同友会の基本的な考え方は、単に当時の情勢によつて、卒然として起こつてきたものではなく、創立以来十年の歩みを通じて、その理想と、その理想実現のための生々しい活動を通じて、育てられ発展してきたものであるといふところに、その現実性と妥当性が見出だされるのである。

三、経済基盤の強化を叫ぶ

昭和三十一年度通常総会におけるいま一つの大きな柱は、経済基盤強化への叫びであつた。それは「日本経済の現状に対する我々の見解」という決議の形で打ちだされたのである。議会政治の擁護のためには、その基盤である経済の健全な発展が必要であるということは、すでに三十年秋の全国大会で確認されたのであるから、いまや日本経済において、繁栄のかけに不安定要因の抬頭の気配が濃厚な時に、この決議がなされたことは、当然の着眼だといわねばならない。この決議案の討論において、小坂徳三郎幹事が「今日、すべての問題は政治に密着しており、その後（全国大会以後）の政治情勢は遺憾ながら、我々の期待には甚しく反するものである。破壊的左翼分子は論外としても、保守、革新ともに、その行動にはあきたらないものを感じる。保守陣営も、このままの状態では極めて不合理、不明朗な面が多く、不信の念は国民各層に浸透しつつある。我々はこれを傍観することなく、速かに国民の政治に対する信用が回復されるよう努力すべきである」とて、この決議にあたつてもう一度、議会政治の擁護について反省を深め、これを強力に推進することを力説したのは、この「経済基盤強化」の決議の背景を示すものとして注目すべきであらう。

この決議案の提案理由説明は、村木武夫幹事によつて行われた。村木幹事は、まず経済同友会創立の精神に立ち帰り「その指導精神となつたものは、国民経済の立場から、経済再建の責任者としての自覚のもとに、現状を

できるだけ正確に把握しながら、つねに一步先を考える、ということであつたと思う」と述べ、この決議案提出の理由も、ここから発していることを強調してのち、当面の日本経済の問題点を指摘し、事態の樂觀できない旨をつぎのように訴えた。

「日本経済がいま享受している好況は、輸出増と豊作によるものであるが、そのいずれも永続性を期待することはできない。すなわち輸出増は、わが国際競争力の増大によるよりも国際経済の好調に依存するものであるし、豊作は偶発的のものである。しかも一步経済の実体に立ち入つて、内面を掘り下げてみると、問題は余りにも多く、決して樂觀を許さない」

さらに村木幹事は、「我々が敗戦経済を経験してからすでに十年、十年を一つのエポックとみれば、本年は次の十年への新たな出発点である。新しいスタートの目指す目標を達成するには、まず何より現状の正確な認識が必要である」とて、決意新たに新年度の活動に出發することを誓つたのである。

提案理由の説明につぐ討論においては、さきに掲げた小坂徳三郎幹事のほか、木川田一隆幹事から「日本経済の将来の発展については、その目標、支柱を技術革新の導入におくべきである」と強調し、また堀江薫雄幹事からは「国際経済に対するわが国経済の立ちおくれを取り戻すためには、貿易為替の自由化と真剣に取組まねばならない。これは大きな荒波をともに受けることであるが、この試練にたえてこそ、将来の繁栄が約束されるのである」と述べた。いずれも当時としては、まさに卓見であつたといつてよからう。つねに現実をみつめ、本質を掘り下げて、一步先きをみる経済同友会らしい討論の内容であつたのである。

「日本経済の現状に対する我々の見解」の要旨はつぎの通りである。

「戦後十年、日本経済はいま表面的には一応好況を示している。しかし将来については必ずしも樂觀を許さない。現在の好況は、主として国際経済の活況に基く輸出の増大ならびに豊作という他力的要因によつてもたらされたものである。しかるに国際経済の活況は、今日概して一応の頂点に達し、今後の輸出は伸張率が低下するものと予想される。しかも現状の輸出は多分に限界輸出的であり、国際経済の需給不均衡の間隙に乗じて伸びるといふ性格を持つものである点を見逃がしてはならない。故に近い将来、西欧の需給不均衡が解消すれば、激烈な国際競争に立ち向わねばならない。

かくて輸出の前途は決して安泰でないうえに、第二の要因である豊作が全く不確定だとすれば、わが経済の前途は、なお多難である。もとより景気は当面悲観するには及ばないが、部分的にはいわゆる価格景気に転ずる傾向もわがわかれ、さらに長期的かつ質的にみればつぎのような問題が横たわつてゐる。

第一に雇用問題である。好況にもかかわらず、ぼう大な潜在失業群がある。第二に国家予算に弾力性が乏しく、インフレ要因となる懸念がある。地方財政赤字の根本的建て直しができていない。第三に労使関係はいまだに不安定である。第四に企業の自己資本は過少で、健全性を回復していない。第五に公共資産の食いつぶしが行われ、国全体としての資本蓄積は進んでいない。第六に生産性は低く、輸出競争力は、そのおくれを取り戻していない。第七に中小企業にはいくたの重要問題が包蔵されている。

このようにわが経済の基盤は脆弱で、経済力は依然低位にあり、その打開には一層の努力を要する。しかる

に現状は、五カ年計画はいまだ一つの目標の域を出ず、経済政策も不備、欠陥少くなく、経済基盤強化の態勢は確立されていない。むしろ好況に幻惑されて逆行の傾向すらある。

ここで我々は、朝鮮動乱ブームに際して、よく消費を抑え資本蓄積に全力をあげた西独の教訓に学ぶべきであらう。この際いよいよ責任の重大性を自覚し、もつて長期にわたる安定した経済自立の達成に最善の努力を尽くさねばならない」

なお、この通常総会の席上、井上英熙幹事から、創立十周年記念事業計画が提案され、決定した。その内容は、功労者表彰のほか、第一、経営方策確立に関する研究、第二、記念セミナーの開催、第三、公開記念講演会の開催、第四、十年史の刊行、第五、記念パーティーの開催などであった。いずれも十一月が目標とされたが、表彰式だけは当日つぎのように行われた。

一、創立発起人であるとともに代表幹事として、又は十年間引続き幹事として貢献したもの

麻生太賀吉	岩井雄二郎	牛尾 健治	川勝 伝
工藤昭四郎	栗本 順三	小池厚之助	郷司 浩平
桜田 武	正田英三郎	鈴木 万平	永井 仙吉
永野 重雄	堀田 庄三	水野 成夫	諸井 貫一
安川 寛	湯浅 佑一	故大塚 万丈	

二、この十年間に代表幹事として功労のあつたもの

三、経済基盤の強化を叫ぶ

浅尾 新甫 岸 道三 東海林武雄

藤山愛一郎 山際 正道

三、本会協力者

稲葉 秀三 高橋 亀吉 野田 信夫

四、十年勤続事務局職員

山下 静一 外三名

四、政策研究活動の組織化

通常総会において、創立の精神を想起し、決意新たに議會政治の擁護、經濟基盤の強化に乗り出すことを誓った經濟同友会は、その新しい出発にふさわしい組織の充実の必要を痛感した。すなわち、いまや經濟同友会は單なる陳情団体の域を脱して、大きな目標のための政策を研究し、これを宣明することによつて、政府の政策に誤りなきを期するとともに、経営者自らの反省、發奮のテコとしようという点に、活動の眼目をおくにいたつたのであるが、そのためには、つねに真剣に周到に、政策の検討をしていかなければならない。しかも、その政策研究をして、選ばれた少数者だけの頭腦の遊戯ではなく、全會員の生々しい日常經驗を基盤とする現実的なものとするためには、どうしても、それに必要な組織を整備する必要に迫られたのである。ここにおいて組織はもはや

単なる形式、形態ではなくして、経済同友会という有機体を生々發展させるところの、骨格あるいは血液の役割を果たすものになつたわけである。

こうした狙いによる組織の改編は、通常總會によつて大体の骨組が説明され、五月十八日の新年度第一回定例幹事会で要綱が決定された。組織改編の中心は、従来の政策委員会を改組して「政策審議会」を設け、また「総務委員会」の職務を明確にすることにあつた。

まず政策審議会と総務委員会の組織要綱はつぎの通りである。

◇政策審議会

政策審議会（政審）は経済同友会幹事会の議を経て左記事項の調査、研究及び立案並に推進に当る。

(A) 政審の基本的方針

- 一、世界情勢及び米、ソ等の世界政策を検討し、かつ国内における政治、経済、社会情勢を適確に判断し、その基礎の上になつて国民経済の進歩と安定に必要な政策の立案を行う。
- 二、政策の焦点は経営者の立場からする生産性の高度化を促す方策とそれに伴う雇用問題、国民の生活水準維持に関する方策にある。
- 三、経済同友会の全活動がその基本的態度及び活動方針から逸脱しないように調整する。

(B) 具体案

- 一、政審で取扱う問題は、国民的政策であること、従つて、意見書の濫発は絶対さける。

四、政策研究活動の組織化

二、(A)の三に基づき各部会の意見書ないし研究成果を審議し、妥当と認めるとき、幹事会に廻付し最終的決定を行う。適正を欠くものと認めるときは意見を添え部会の再検討を求める。またタイミングを考慮したときは、修正意見を添えて幹事会に送付する。

委員及び運用

一、政審の委員は三十名以内とし幹事会が幹事中から指名するが、幹事会の決議に基づき会員中からも若干名を委員に委嘱できる。

二、政審には委員長及び副委員長各一名をおく。

三、政審委員は左の如く分担する。

イ、政策委員

ロ、企画調整委員

ハ、研究委員

四、政策委員長が必要と認めるときは研究委員を長とする調査委員会を設け、調査研究を行うこともできる。

◇総務委員会

一、総務委員会は幹事会が幹事中より選任するが、必要に応じては会員中よりも選任できるものとする。

一、総務委員長及び副委員長を各一名宛おく。

一、総務委員会は本会の活動方針及び事業計画の立案、組織の整備充実並に役員及び会員に関する事項、本会内部における教育事業計画とその実施、全国委員会に関する事項、並に十周年記念事業計画とその実施等を担当する。

第一回幹事会で決定した総務委員会、政策審議会の委員、その他主要人事はつぎの通りである。

総務委員会

委員長 今里広記
副委員長 安居喜造

赤木 栄	秋葉 武定	井上 英熙	一井 保造	岸 道三	北裏高一郎
工藤昭四郎	小坂徳三郎	古村 誠一	児玉 忠康	郷司 浩平	正田英三郎
東海林武雄	鈴木 治雄	寺尾 一郎	難波 経一	浜口 巖根	藤川 一秋
降旗 英弥	森 武臣	山際 正道	山本 高行		

◇政策審議会

委員長 東海林武雄
副委員長 中山素平

安藤清太郎	井上 敏夫	井上 英熙	今里 広記	岩佐 凱夷	木川田一隆
岸 道三	工藤昭四郎	伍堂 輝雄	郷司 浩平	桜田 武	進藤武左エ門
田代 茂樹	竹内 俊一	永野 重雄	二宮 善基	西野嘉一郎	藤井 丙午
堀田 庄三	水上 達三	水野 成夫	村木 武夫	山際 正道	

四、政策研究活動の組織化

◇財務委員会

委員長 井上英熙

稲山 嘉寛 植村 成 小暮 和男 野村 末一 藤山 勝彦

◇経営方策特別委員長(兼) 井上英熙

◇全国委員会

委員長 山際正道

安藤清太郎、今里広記、竹内俊一、水野成夫

◇渉外委員 塩原禎三、山田忠義

◇法制委員 矢野範二

◇常設部会長

産業政策部会長 木川田一隆

通商政策部会長 堀江 薫雄

財政金融政策部会長 岩佐 凱夷

労働政策部会長 伍堂 輝雄

農林政策部会長 水上 達三

企業経営部会長 西野嘉一郎

科学技術政策部会長（兼） 岸 道三

◇時事研究会運営委員 降旗 英弥

◇会員懇談会運営委員 寺尾 一郎 松本 重男 森 武臣

組織面における最も重要な政策である「政策審議会」の設置について、山下静一事務局長は「政策審議会の組織と着想」と題し「経済同友」でつぎのように記している。

「実はこの組織は別に新しいものではなく、かつて一度経済政策審議会を設け、本年のそれと同じような仕組みでやつてみたが、時期が熟さなかつたのであろう。当時は余り、いい結果を収めなかつた。そこで、その後は政策委員会を中心としたが、この委員会は方向づけはやれるし、したがって幹事会とのつながりは殆ど問題がないけれど、他の部会、委員会との関係がスムーズでない弱点がある。方向づけをやつた以上、各部会、委員会が、その方向に進んでいるかどうかを見極め、また誘導する機能まで持つべきである。ここにおいてはじめて弱点を補うことができるのである。このような観点から本年は政策審議会を設け、ここで政策の企画、研究、立案、推進及び調整を総合的に行えるようにしたのである。すなわち、従来の政策委員は全員新しい審議会において従来と同じ役割を持ち、これに各部会長が自動的に審議会委員となつて、企画、調整に当る。つまり各部会の横の連絡を行うのである。また政策委員が打ち出した方向は、審議会を経て決まるので、部会長の部会運用の方向も自らはつきりしてくる。さらに審議会には、メンバーの中から研究委員が選ばれて、常時問題の所在を研究し、あるいは論議された問題の理論づけ、または取りまとめを担当するのである。必要に応じて

では、研究委員を主宰者とする調査委員会を設けることもできるのである。このように経済同友会の政策面における活動を立体化できたことは、組織上における著しい進歩といわねばならぬ」

新設の政策審議会の役割と、その重要性は、この一文につきている。要するに、政治面、経済面における重要な段階において、経済同友会が意欲的に政策活動を開始しようとするそのスタートにおいて、まずその姿勢を整えようとするものであった。これによつて、この機構を通じて決定される政策は、単に少数幹部の発意だけでなく、各部会を通ずる全機構の意思としての実態と重味を持つものとなるわけなのである。

五、政治、外交面で政策活動

— 混迷政局に一石、日ソ交渉に声明 —

さきに述べたように、わが国ではじめての保守、革新の二大政党による国会運営は、鳩山首班指名の第二十三臨時国会では何らの波乱もなく行われたが、これに続く第二十四通常国会では、国民の期待を裏切り、乱闘国会の現出となったのである。

問題は「新教育委員会法案」の審議をめぐつてであり、舞台は参議院であった。この法案は、これまで各都道府県市町村の教育委員の任命が公選になっていたのを、知事、市町村長の直接任命にしようとするものであったが、日教組、社会党を中心に「新法案は教育の民主性を破壊するものだ」という反対の声が強かった。第二十四

国会では、社会党はこの法案を審議未了に持ち込もうとして、衆議院で審議の引延ばし作戦をやったが、自民党は対抗上、三十一年四月二十日未明、文教委員長の間報告を求め、直ちに本会議で採決してしまった。そして審議は参議院に移ったのであるが、その後の経過が、まさに正常な国会運営からは程遠い乱闘国会であったのである。その模様を「毎日年鑑」は、つぎのように記録している。

「かくて同法案をめぐる審議の舞台は参議院に移った。しかし社会党は、ここでも審議未了をねらって、引延ばし作戦に躍起となった。ことに社会党の参議院議員は日教組出身者が多かったので、その抵抗も一段と激しかった。このため審議は遅々として進まず、会期末が迫るにつれて自民党のあせりはようやく激しくなった。

自民党は衆議院同様、本会議に加賀山文教委員長の間報告をもとめ、その報告の終り次第採決にのぞもうという作戦をとった。これに対し社会党は本会議も開かせまいとし、自社両党の対立は次第に険悪な様相を呈しはじめた。両党とも若い秘書団を動員し、しばしば小せり合いを演じた。ことに五月三十一日は、秘書、議員、衛視が入り乱れてもみ合いとなり、コショウがまかれ、水が浴びせられるという始末で、衛視の六人が負傷し、松野議長は議長室に籠詰めにされるなど、本会議の開会は思いも及ばなかった。

そこでこの最悪事態収拾のため、六月一日目黒の議長公邸で松野議長、平井太郎（参議院自民党幹事長）、松本治一郎（社会党顧問）、岡田宗司（参議院社会党会長）の四氏が会合した。さて具体的議事運営となると両党の意見は合致せず、かかるうちに同日夕刻には社会党の秘書団と衛視が衝突し、さらに午後八時頃本会議場のドアを早く締切ったため、入場できなかった約五十名の社会党議員が入口に殺到し入口を守る衛視と衝

突、十一名の衛視が負傷、救急車が出動するさわざとなった。このため松野議長はついに六日二日未明、警察官の出動をもとめ、警察官五百人が院内に入った。かくてやつと加賀山文教委員長の報告が行われ、その直後採決を行った結果、新教育委員会法案は賛成一四三票、反対六九票で可決、成立した」

このような国会の醜状を前にして、経済同友会は六月一日、「重ねて議会政治擁護について声明」と題して、つぎのように見解を表明した。かねて議会政治の擁護を主張してきた経済同友会としては、当然の態度であつた。

「わが国は現在、日ソ交渉及び日比賠償並びに、これに続く東南亜諸国との経済協力等、独立後始めて自らの世界政策を決定すべき重大な段階に臨み、何よりも国論の統一を急務としているのである。

然るに、この重大なる時に当り、国会の現状は、院内外の暴力によつて、国政審議権はふみにじられ、議会は政治は文字通り累卵の危機に直面しているといわねばならない。

この際、われわれは両党並びに議員が渾身の勇氣をもつて国会から暴力を駆逐し、既に会期を終らんとする今議道を軌道に乗せて、国民の国会不信に救いを与えるよう強く促すとともに、言論機関はじめ各界指導勢力は、議会政治の危機を打開するために、相携えて建設的かつ具体的努力を傾けることを提唱する」

経済同友会が声明を出したのは、六月一日、乱闘国会がまさに最高潮の時であり、このあと二日未明に警察官の院内出動という不祥事があつたわけである。この国会は、最終日の六月三日には、日比賠償協定承認、国防会の院法を成立させたが、小選挙区制法案、行政機構改革法案、教科書法案、健康保険法の改正案、栄典法案などは、いずれも審議未了となつたのである。

政局の混乱に対して、積極的な発言をし、日本の政治経済の安定と発展に寄与しようということは、大きくは、経済同友会本来の使命であるが、さらに、このことを全会員の総意として力強く表明したということについては、三十一年度の新設された「政策審議会」の役割を見逃がすことはできない。なぜならば、この新機構こそは、議会政治の擁護を究極の目標とする経済同友会の政策活動の原動力であるからにはかならない。

経済同友会は、政策審議会の議を経て、乱闘国会に対する警告を発表したのに続いて、七月二十四日には、経済団体連合会、日本商工会議所、日本経営者団体連盟、関西経済連合会の四団体と連名で「日ソ交渉に関する意見」を発表した。

まず、日ソ交渉についてのそれまでの経過を辿ってみると、つぎの通りである。

一、昭和三十年一月二十五日、東京麻布狸穴に残っていたソ連代表部のドムニッキー氏が音羽の私邸に鳩山首相を訪問、ソ連政府の正式書面を手交した。「機会あるごとに日ソ交渉開始の用意あり」と表明してきた鳩山首相に対し、ソ連政府が好感をもつて、この申入れを行ったものとみられた。

一、この申入れに応じて、わが方は全権大使に前駐英大使松本俊一氏を選び、ソ連側マリク全権との間に、六月一日からロンドンで、初の日ソ交渉が開かれた。

一、ロンドン交渉は、平和条約草案討議が領土問題で行きづまったため、三十一年三月二十日の第二十三回会谈で「次回会谈は双方の合意によつて開かれる」とのコミニケを発表して、自然休会に入ってしまった。ソ連側がハボマイ、シコタンだけを譲渡するのに対し、わが方は、ハボマイ、シコタン、クナシリ、

エトロフは無条件返還、南樺太、千島列島の帰属は国際会議で定める、の線を主張したからであつた。

一、ところがソ連は、交渉中断の翌日、三月二十一日、突如、北洋サケ漁制限措置を發表、日本側に交渉再開を促すような態度に出た。そこで、わが方は河野農相を代表としてモスクワに派遣し、三十一年四月二十九日から五月十五日まで、ソ連側代表イシコフ氏との間に、日ソ漁業交渉が開かれた。この結果、日ソ漁業条約が成立、五月十五日調印署名を終つたが、これには「日ソ兩國間に平和条約が効力を発生するか、または外交關係が回復すると同時に効力を生ずる」という共同コミュニケがついていた。また、このコミュニケには「国交正常化に関する交渉を三十一年七月三十一日までに再開することが必要であることに意見の一致をみた」旨も記されていた。

このような経過を経て、七月三十一日から再びモスクワで、日ソ交渉が開かれることになり、わが方の全權には七月十三日重光葵外相が選ばれ、二十五日出発したのである。

經濟同友会が他の四団体と連名で「日ソ交渉に関する意見」を發表したのは、重光全權大使離日の前日、七月二十四日であつたわけである。その全文はつぎの通りである。

「近く再開される日ソ交渉は、いうまでもなくサンフランシスコ条約締結以来の最大の外交案件であつて、その処理如何は、わが国将来の運命に重大な關係を持つものである。とくに領土、領海問題の処理は、将来にわたり、わが国民の生存上ならびに精神的結束の上から極めて重大な問題であり、また、抑留者引揚問題ならびに漁業問題の解決は、当面わが同胞の生活に関する切実深刻な問題である。

しかして、わが国はさきにサンフランシスコ条約を締結し、自由国家群の一員として、友邦諸国の信頼に依ることをもつて外交の基本方針としている。

よつて、この交渉にあたつては、われわれは後世に悔を残さざるよう、人道上、歴史上さらにまた条理上、理のあるところは徹底的にこれを主張し、将来、独立国として国運の隆昌をはかる上に、支障をきたすが如きことなきを期すべきものと考える。

われわれは重光首席全権ならびに全権団の努力に対し、全幅の信頼をかけているものであり、今後の労苦に対し深甚なる敬意を表する」

この意見書では、問題の重要性が強調されているだけで、結論はない。すなわち、ここでは、領土、領海問題の重要性、抑留者引揚問題ならびに漁業問題の切実さ、サンフランシスコ条約以後のわが国の国際的立場との関連の重要性などが指摘されているが、交渉の内容についての注文は全然つけていないのである。それだけに、当時におけるこの問題の複雑さが想像できるわけである。つまり、日ソ交渉については、さきの松本、マリク会談以来、領土問題をめぐつて、国内に二つの大きな意見の対立があつた。ソ連の示したきびしい国境線に対して、これをタナ上げして一日も早く国交を回復すべきだとする早期妥結派と、領土問題で譲歩せず、復交は慎重に時日をかけて行ふべしとする慎重派であつた。財界としても、必ずしも意見が一致しているわけではなかつたが、大勢は慎重論であつたとみてよい。経済同友会でも、この問題については、早くから関心を示し、松本重治、笠信太郎、松本俊一、芦田均、須磨弥吉郎、三木武夫の各氏などの意見をきき懇談したがその結果、当時の考え方

としては、つぎのように整理されていたようである。すなわち同会事務局の「昭和三十一年の回顧」という報告文(三十二年一月「経済同友」によると、こうである。

(一) わが国が独自の世界政策を確立しないで、日ソ交渉に入るのは危険である。速かに世界政策を用意すべきである。

(二) 中ソ軍事同盟は日本を仮想敵とした条約であり、その内容及び同盟の背景は、かつてない強力なものである。日ソ復交を進めるのに、右の条約に対する考え方を予めきめておくべきではないか。

(三) 日ソ交渉を進めるのに、国論が分裂していることは不利である。なかならず党内の意見さえ四分五裂であるのは放任し難いことである。したがって、これの調整と国論の統一が急務であろう。

大体、右のようであるが、これは慎重論とみてよからう。経済同友会は、このような立場から、単独でも見解を表明して、国論統一を呼びかけようとしたのであつたが、事柄の重大性に鑑み、財界四団体の共同声明の形がよいという空気がみられたので、これに関西の経済団体を加えて、前記の意見書発表となつたわけである。

しかし、七月三十一日からモスクワで開かれた重光、シェピロフ会談は、領土問題でまたもや難航、ついに八月十三日、会談は中断となり、交渉は、同年秋の鳩山首相の訪ソに持ち越される結果となつたのであつた。すなわち鳩山首相は、日ソ国交回復という組閣当初からの公約を果たすためにも、事態の解決を図ることを決意し、党の要路とも打合わせの結果「領土問題をあと回しとし、大使の交換、抑留者の釈放、日本の国連加盟に閉する援助、戦争状態の終結、漁業条約の発効の五条件をソ連が容れるならば妥結してもよい」との方針を決め、

ブルガーニン・ソ連首相に意向を打診したところ、先方から交渉再開の返書がもたらされた。そこで鳩山首相は、河野一郎、松本龍蔵の両全権とともに十月十二日モスクワに到着、十九日、日ソ共同宣言、通商航海議定書その他に調印、難航をきわめた日ソ交渉も一年数カ月ぶりで妥結をみるにいたつたのである。

このように鳩山首相は、日ソ交渉においては、戦後十年來の国交回復に大きな役割を果たしたのであつたが、国内政局の收拾については、大いに無力であつた。

これよりさき、鳩山内閣の人氣は、第二十四通常国会の半ば頃から、とみに落ちはじめた。とくに鳩山首相個人に対する不信の聲が、一般的に高まつていた。財界としても、そうであつた。不自由な身を挺しての出馬ではあつたが、日がたつにつれて肉体の疲れが首相の意気込みを消沈させ、ついには政権担当への熱意をも冷却させるにいたつたのである。通常国会を終つて軽井沢に避暑中の首相が党と政府の幹部を呼んで「自分はいつまでも政権を担当するつもりはない。あとの総裁が決まり次第、引退したい」との意向をもらしたことも、このことは明らかである。しかし自民党の党内事情は、容易に後継総裁を決めることができない情勢にあつた。

ここに政局混迷の最大の要因があつた。しかも通常国会では乱闘が展開され、また国会後の七月に行われた参院選挙では社会党の進出が目立つた。一方、当時、日ソ交渉はまだ行き詰まりの状態にあつた。政局の安定、国会政治の確立を基本的に望んでいる財界が、この鳩山首相の無力ぶりに失望しない道理がない。しかも首相は、日ソ交渉だけは妥結させてから引退したいとの本意を抱いており、党内にも、最後の花道として、このことを支持する向きも多かつた。しかし財界としては、当時の情勢では、国内政局がこのような混迷している時に、有利

な妥結を望めないという観測が強かった。要するに財界は、一刻も早く、鳩山首相の引退を望んだのである。あのことは別にして、とにかく政局の混迷を打開するための第一着手は首相の引退にあり、という気持であつたようである。

九月六日、丸の内の東京会館で、経団連、日商、日経連、経済同友会の財界四団体の有志七十八名が集まり政局懇談会を開いた。そして「現政局の混乱はみるにしのびず、早急に後継首班を選んで政局の収拾にあたられたい」旨の決議を行つたのである。そして、その日の夕刻、石坂経団連会長と藤山日商会頭は、自民党の岸幹事長、石井総務会長、水田政調会長の党三役に会見し「一刻も早く、世間の納得する公正な方法により政局の収拾を図られたい」と申入れた。要は「鳩山首相の即時引退、総裁の公選」を要望したのであり、また「鳩山首相の訪ソ反対」の意見も含まれていたとみてよからう。財界が、このようににはつきりと具体的に、政局収拾を申入れたのは、はじめてのことであつた。この財界の申入れにあつては、山際輪銀総裁、小林開銀総裁、岸道路公団総裁ら政府機関の責任者が同調していたので、このことが閣僚懇談会で問題となり、この三氏が、それぞれ所管大臣から叱責されるという一幕があつた。幸か不幸か、これらの三氏はいずれも、経済同友会の会員であつた。

鳩山首相は、その後、既述のように日ソ交渉に赴き、妥結のち十一月一日帰国したが、帰国直後の記者会見で「一週間ばかり休んで、いつやめるかをきめたい」と語り、引退の決意をいよいよ明らかにしたのであつた。かくて曲折のち、三十一年十二月十四日、東京産経会館で自民党の総裁選挙が行われ、石橋湛山氏が当選、二十三日石橋内閣が誕生した。しかし石橋首相は翌三十二年、二月初頭から健康すぐれず、二月二十二日ついに退

陣、二十五日岸内閣が生まれた。三月二十一日には総裁公選があり、岸首相は自民党の総裁になった。鳩山、石橋、岸と政権は短期間の間に、その担当者が三転したのであり、岸内閣にいたつて、ようやく政情は一応の安定に達したのである。そして、このような目まぐるしい政局転換の原動力となつたのは、三十一年九月の財界申入れであるこというまでもない。経済同友会は、この動きにおいて、重要な推進役を果たしたのであつた。九月七日の定例幹事会で工藤代表幹事は、この事情を次のように報告した。

「この件は事前に新聞の知るところとなり、概要を発表せざるをえなくなつた。この問題の取扱い方は極めてデリケートであるので、四団体の共同声明の形をとらず、財界有志の申入れとなつたものである。これに対して政府側は、財界が倒閣運動を行うものとして、また、かかる動きに政府機関代表者が名を連ねていることに對し、その立場を逸脱するものと非難しているが、我々の申入れは極めて穏当なもので、衷心より政府の態勢建て直しを希望しているにすぎず、かかる非難をとりあげること自体、大人気ないと思つている。いずれにしろ、今後経済界の結束を失わないようにしていきたい」

六、足の地についた意見活動

昭和三十年の輸出景気は、翌三十一年には投資景気に発展した。この年における設備投資は、結果において三十二年夏以降の急激な調整措置を必要としたほどの行き過ぎぶりをみせたことは、後に詳述するところである

が、輸出競争力を養うための技術革新投資それ自体は、決して否定されるべき筋合いのものではない。それは行き過ぎによる景気過熱を起こさない程度のものであれば、国民経済的にみて、当然歓迎されるべきものである。経済同友会が、三十一年四月の通常総会で「経済基盤の強化」を叫び、輸出競争力の基礎的な育成の必要を強調したのも、そのためであつた。しかも、三十一年度前半においては、設備投資を主動力とする景気は、いまだ、それほどの不健全さを示していなかつた。

このような客観情勢において、経済同友会は、資本蓄積を充実する方向にそう二つの意見書を發表した。これは技術革新投資によつて、企業財務の安定性を害しないよう、自己資本の充実の必要を訴える趣旨のものであつた。すなわち経済同友会は九月七日、次の要旨の二つの要望を行つたのである。

第一は「技術革新に対応する新減価償却制度の設置」である。

「近い将来、わが国においても、オートメーション、原子力の利用進展は必至であり、これに対処して設備の近代化を整備しなければならない。設備近代化のためには巨額の資本投下を必要とするが、これを借入金に依存することは、企業の資本構成を悪化させ、また金利負担の過重により国際競争力を低下させる。従つて設備近代化の資金調達是自己金融が望ましく、このため現行減価償却制度の改正により、早期に償却せしめることが必要である。よつて左記の如き措置の採用を望む。

一、陳腐化旧資産に対する措置

すでに陳腐化した資産につき、残存価格の一定割合を限度として特別償却を認めること。

二、過去の不足償却に対する措置

第三次再評価資産に対する経年減価につき、毎期、当該事業年度の課税利益の一定割合を限度として、当該事業年度の法定償却に加算することを認めること。

第三次再評価対象外の資産に対する不足償却はこれの繰越を認め、当該事業年度の法定償却に加算することを認めること。

三、新規設備に対する措置

設備の近代化促進のため、新規取得の資産に対し、現行法定償却年限にかかわらず、一定の年限を限度とする短期の特別償却を認めること。但し不急不要の設備はこれを除く。

四、前記諸措置によつて生ずる減価償却増額分については、これを別途に積立て、設備近代化およびこれに準ずる目的に限つて使用せしめる措置を講ずること」

つぎは「現行租税特別措置に関する意見」である。

「税制改正に際して、現行の租税特別措置を撤廃するとの説が有力であるが、自己資本蓄積の増進のため、左記の措置の存続を望む。

一、資本構成是正のための特別措置

1 増資配当の免税、法人増資の登録税軽減措置はさらに三カ年延長のこと。

六、足の地についての意見活動

2 貸倒準備金、価格変動準備金、退職給与引当金の諸制度は存続し、これを恒久的のものとする事。

二、輸出促進のための特別措置

輸出所得の特別控除はさらに三カ年延長すること」

また経済同友会は、科学技術庁がかねて検討していた試験研究の企業化を目的とする公団の設立についての構想について、同庁から意見を求められたので、科学技術政策部会で研究のち成案を得、幹事会の議を経て、十月五日「新技術開発公団等の設立に対する意見」として発表した。これは、もちろん経済同友会が三十一年度に入って主張してきた経済基盤の強化の線にそう意見書である。

すなわち、この意見書では、はじめに、科学技術庁が計画している「新技術開発公団」や「科学技術情報センター」は、経済同友会が昭和二十九年十月に決議した「科学技術促進対策」の一部で主張していたところと全く一致することを指摘し、ついで、その必要性について「試験研究を積極的に興し、新規事業の開発を図ることは、企業自らが当たるのが理想であるが、資本蓄積不足の現状からみて、公団や類似の政府機関の設立はやむをえない」と述べ、さらに運営上留意すべき点をつぎのようにあげている。

一、工業化試験研究の実施

既成研究成果の企業化のみでなく、将来企業化の必要性を予想される研究課題についても、その前段階である工業化試験研究を行わしめること。並に化学工学の振興に関し適宜の措置をとること。

二、科学技術の導入調整および輸出の促進

外国技術の重複導入を避けるため、業界全般の技術水準の向上に資すべき外国技術については、公団による一括導入等の途を開くとともに、わが国技術の保護および輸出を促進するため、特許権の外国出願の助成、委託輸出業務を行わしめること。

三、運用方法について

業務内容の細部にわたり政府の濫りな監督権が介入するときは、運用の妙味を失うので、具体的運用については公団の自主性を尊重し、あわせて左の措置をとること。

- 1 公団の一貫的運営を期するため、総裁任期の最低限（五年度）を保証すること
- 2 総裁の諮問機関として、民間から起用する公平な第三者による運営委員会を設け、委員は総裁の任免とすること。

昭和三十一年度における投資景気の急速な進展は、その第四四半期において、ついに国際収支における不均衡をもたらし、その行き過ぎに対する注意信号が掲げられるにいたつた。すなわち、三十一年前半の国際収支は、前年の黒字の幅を次第にちぢめ、七月にはついにわずかながらも赤字を示した。その後一たん回復したが、三十一年に入つて急激に悪化、一月―三月間に二億二千万ドルの赤字を記録し、保有外貨も、三十一年十二月末の十億二千万ドルから三月末には十二億ドル弱になつてしまつた。このような情勢にあつたため、経済界や政府で

は、外貨危機が問題となり、景気調整を警告する声が急激に高まつてきた。経済同友会は、こうした事態に当面して、まず外貨危機問題を論ずる前提として、「どれだけの外貨が適正な保有量なのか」という基準を見出だすことの必要性を痛感して、財政金融、通商の両部会で検討を進めた結果、三月十五日「国民経済の指標としての適正外貨保有量の推定」という一応の試算をつくり、これを世に問うた。とかく、景気見通しなどにおいて、悲観、楽観の極端に走りやすいわが国の実情からみて、経済同友会のこのような冷静な態度は、まさに時宜を得たものというべきであろう。

この試算の概要はつぎのとおりである。

一、「適正」外貨保有量の意味

ここで適正外貨保有量とは、緊急時における食糧および原材料の追加的な輸入、内外両面からの景気変動、これら経済的、経済外的なすべての国際収支逆調化要因が累積的に同時に作用した場合であつても、直接統制の発動に依存することなく、財政金融政策による間接的調整だけでそのような事態を乗り切り、経済の安定的成長を維持するために必要な外貨量、要約すれば、わが国経済の安定的成長を守るバッファ―として必要な外貨量をいう。

従つて、これはこの線を割つてはならない絶対的な最低限といつたものではなく、現在の経済規模その他の諸条件を前提とした場合に必要な保有量という意味である。また適正外貨保有量は、流動性の高い外貨資産でなければならないから、オープン勘定残高などの非流動資産はこれに含まないものとする。

二、推定の前提条件（略）

三、適正外貨保有量の推定方法とその内訳

適正外貨保有量を推定するに当つては、外貨保有量を左右する各種の事態を想定して、そのような事態に対処するに必要な外貨量を積みあげていく方法をとつた。この方法で推定してみると、わが国の適正外貨保有量は、現状において判断する限り、十億ドル程度と考えられる。

その内訳は次の通りである。

A ユーザンスに対する準備を含めた運転資金のために 四億ドル

B 食糧および原材料の緊急輸入のために 三億ドル

（小計） 最低外貨保有量 七億ドル

C 内外景気変動に対する準備のために 三億ドル

（合計） 適正外貨保有量 十億ドル

〔各項目についての推定理由は略〕

四、現在の外貨保有状況

当局の国会における発表によれば、本年一月末日現在の外貨保有額は十三億五千五百万ドルであるが、そのうちオープン勘定が二億六千七百万ドルであるから、適正外貨保有量の対象となる外貨額は十億八千八百万ドルである。

要するに、経済同友会の試算によると、適正な外貨保有量は十億ドルであり、一月末の現在高は、流動性のないオープン勘定を除いて十億八千八百万ドルであるから、当時の外貨保有量は、その「適正」量にわずかの余裕しか持たないことがわかったわけである。しかし「適正」量は「絶対的な最低限」ではないから、この程度の保有量があれば、いわゆる外貨危機というほどのこともないという見方も成り立つわけである。このことを裏からみれば、経済同友会は、当時の外貨事情について、一面警戒の目を注ぎつつも、現状について、みだりな悲観論に陥っていたわけではなかったことがうかがえるというものである。科学的であることを標榜する同友会の落ちついた態度である。

七、「経営者の社会的責任」に結論

―第九回全国大会開く―

第九回経済同友会全国大会は、十一月二十一日、日本工業倶楽部で開かれた。全国二十二の経済同友会の会員百七十余名が参加、福岡経済同友会安川寛代表幹事および経済同友会岸道三代表幹事が議長団となり、議事を進めた。

まず、山際正道全国委員長の報告ののち、「経済同友会の回顧と展望」について北海道経済同友会代表幹事広瀬經一、福岡経済同友会麻生太賀吉、関西経済同友会栗本順三、中部経済同友会代表幹事金子嘉徳、経済同友会代

表幹事工藤昭四郎の各氏から、創立後十年の歩みと抱負を述べ、ついで竹内俊一全国委員の「トップマネージメントについて」と題する報告があり、最後に第九回全国大会における唯一の決議案である「経営者の社会的責任の自覚と実践」の審議を行った。まず経営方策特別委員会委員長である経済同友会井上英熙幹事が提案理由を説明、これに対し、関西の中川路貞治、福岡の安川寛、関西の大原総一郎、京都の森下弘、福井の前田栄雄、関西の湯浅佑一、東京の永野重雄の各氏が討論を行つてのち、満場一致で決議案を採択した。

さきに昭和三十年秋の第八回全国大会で「議会政治擁護に関する決議」が行われ、同時に「議会政治擁護のため、経済同友会全国組織における活動方針」が決められたが、その活動方針の第一に掲げられた「経営者の経営に対する方策」の研究における成果が、この第九回全国大会における「経営者の社会的責任の自覚と実践」という決議となつて現われたのである。これは、全国組織における活動方針であると同時に、三十一年春の年次総会で決められた活動方針の第一項目である「経営者の経営、政治及び社会に対する方策の確立とその実践」の線にもそうものである。すなわち第八回全国大会における「議会政治擁護に関する決議」において「議会政治を確立するため」には「我々経済人の領域」においては「企業は国民経済の発展のために存立し、経営者は国民の負託に応える責任を有することを経営の基本的理念」とすることを確認し、また、この機会に中山素平幹事は「新しい経営理念とは、経営者の社会的責任ということである」と強調したが、その「新しい経営理念」ないし「社会的責任」についての一年にわたる研究の結果が「経営者の社会的責任の自覚と実践」という第九回全国大会の決議となつて具現したわけである。その間の事情について、山際全国委員長の報告は、さらに具体的に、つぎの

ように述べている。

「この会合（三十一年五月の仙台における全国委員会）において、前年の大会で決定した方針にもとずき、本年の全国大会を目標とした共同課題は、議会政治擁護のための経営者の経営方針に集中することになった。もちろん前年の決定においては、経営者の政治に対する方針の発見ということも課題になっているが、その内容が、議会政治の国情および民意に適合せしめるための方針、破壊勢力発生の原因の究明とその対策、および議会政治擁護のための具体策等で、これらはいずれも経営方針の狙いとする議会政治が、健全に育つ経済的環境の整備が先に立つとの考え、および日常の活動の中にそれが織り込まねばならぬという見地から、本年は重点を経営方針におくことになったのである。その際、中小企業の生産性向上の問題を併せて研究題目に採択し、各地で経営方針と併行して研究することを申合わせたのである」

また提案理由の説明の中で、井上英熙幹事は、第八回全国大会からの経緯について、こう述べている。

「三十年十一月の第八回全国大会で、議会政治擁護に関する決議案が採択された時に、我々は保守、革新の二大政党にそれぞれ近代化と現実化を要望した。その要望とともに我々の側としては、議会政治が順調に発達できる経済的環境を整えることが何よりも必要で、とくに政界に向つて我々が発言するためには、まず発言する我々が十分に自らの分野において万全の努力をしたうえでないといふ力を持たない。そういう意味で我々経済人として十分反省し、経営者としての立場、考え方をもう少し真剣に検討する必要があるのではないかということから、結論を全国委員会に付託されたのである。そして結局、原案の立案は全国委員会の中でも東京で研究し

てみるということになり、東京では経営方策特別委員会をつくつた。そして経済理念と経営倫理の確立、経営の近代化、生産性の向上などを特別委員会で取扱い勉強することにした。大変時日を要し、この間に各地方の委員の意見もきき、今日原案ができたのである」

山際、井上両幹事の説明で、決議案作成にいたるまでの経過と動機は明らかであろう。

「決議」はまず日本経済が「いまや復興の過程から新しい発展の段階を迎える」時期にあり「新しい発展条件を整備することなしには、今後の経済の成長を樂觀することはできない」こと、また世界の動向は技術革新を進め生産性向上に全力をあげていることから、日本経済が「一大転機に臨んでいる」との認識のもとに「短期的にとどまらず、長期的観点に立つて、日本経済の進むべき方途を見出す」ことの必要を強調している。

そこで経営者のなすべきこととして「経営者の社会的責任の自覚と実践」が前面に出てくるのである。「決議」は、この重要な命題を、次のように説明している。

「そもそも企業は、今日においては、單純素朴な私有の域を脱して、社会諸制度の有力な一環をなし、その経営もただに資本の提供者から委ねられておるのみでなく、それを含めた全社会から信託されるものとなつていゝ。と同時に、個別企業の利益が、そのまま社会のそれと調和した時代は過ぎ、現在においては、経営者が進んでその調節に努力しなければ、国民経済の繁榮はもろんのこと、企業の発展を図ることはできなくなるに至つてゐる。換言すれば、現代の経営者は論理的にも、實際的にも単に自己の企業の利益のみを追うことは許されず、経済、社会との調和において、生産諸要素を最も有効に結合し、安価かつ良質な商品を生産し、サー

ビスを提供するという立場に立たなくてはならない。そして、このような形の企業経営こそ、まさに近代的というに値するものであり、経営者の社会的責任とは、これを遂行することにほかならぬ」

そして「決議」は「もし経営者がこの責任を果さないとすれば、国家権力の介入によつて企業の自主性は失われ、経済の発展も不可能となる惧れも少くない」と自ら戒めているのである。

さらに「決議」は、「わが国の場合、経営者が社会的責任を自覚しても、完全にこれを実践し得る経済的、社会的環境が未熟であるところに大きな問題がある」点に着目し、経営者は「企業経営の近代化」という「本来の任務」とともに「経済体質を改造し、健全化するという課題」を併せて持たねばならぬことを指摘している。

かくて「決議」は「経済体質の改造」と「企業経営の近代化」の二点について、見解を展開させているのである。まず前者については、こうである。

「決議」によると、「日本経済の本質」は「大企業を中心とする近代的部門と、後進的な中小企業、農業との併存」という「不均質」が特色であり、これが「経済合理性の貫徹、生産性の向上、雇用問題の解決等を阻む最大の原因」となっているが、これを克服するためには「後進部門の経済水準の引き上げ」と「近代的部門の近代化」によつて「国民生活に希望を与えることができる経済」に変えることが必要である。そして、その目標に進むために、つぎのような特色を持つ「現代資本主義の姿」を正しく理解することが必要だとする。すなわち、現代資本主義では「労働者は健全な組合によつて生活水準の向上と安定を確保し、これが安定的に拡大する購買力、需要の源泉となり、企業競争によつて生産性を引き上げ、技術革新と新市場の開拓に不断の努力を重ね、ま

た計画的投資を通じて、常に経済安定の方向に導くなど、経済発展の推進力となる。他方政府はその領域を守りながら、賢明かつ適切な財政金融政策をもつて、臨機応変な誘導経済を行うのである。そこでは「過去の資本主義経済が示した自由放任主義による行き過ぎは跡をたち、社会進歩の根源である個人の、自由にして意欲的な活動を保持しつつ進歩と安定を両立せしめる」という理想が確立されているのである。

「決議」は「経済体質の改造」の目標をここにおき、次のような方策をあげている。一つは「社会平衡力の形成」他は「公正競争ルールの確立」である。社会平衡力の形成とは「企業、労働組合、政府等の主要な経済勢力相互の間に、支配、被支配がなく、良識をもつて自己の本分を守りながら、相互牽制しつつ経済全体の調和を図る態勢」である。つぎに公正競争とは「消費者の購買力をつかもうとするための、新技術による市場開拓の競争、いわば技術競争であり、生産性向上から利潤を求めようとする正しい形の競争」である。「決議」はここで「独占価格、過当競争あるいは中小企業に対する不当な買い叩き」などは、公正競争のルールにもとるものとして、経営者自らを戒めている。

つぎに「企業経営の近代化」である。ここでは「決議」は「企業の基本目標を確立し、利潤、分配、企業組織、人間関係などの改善に積極的対策を講ずべきである」とし、(1)技術革新と市場開拓を中心とする企業所得の増大、(2)企業所得の公正な分配、(3)後継経営者の養成の三点をとりあげている。そして、(1)においては「近代的経営管理」を実施することの必要をも強調して、インダストリアル・エンジニアリングやマーケティングの採り入れをすすめる、(2)においては、賃金が「コストとしての能率と関係し、生計費として人間性から出てくる要求

であり、また購買力として市場を形成」するという多面的な本質をもっていることを指摘しているが、いずれも新しい着想である。

この決議に関連して、竹内俊一全国委員の行つた「トップ・マネージメントについて」と題する報告は、アメリカにおける経営者の社会的責任の実感を描き出したもので、大いに意義がある。竹内委員は日本生産性本部のトップ・マネージメント・チームに参加してアメリカの実際をみてきたのである。すなわち、こう述べている。

「きよりの決議案にある社会的責任については、行くところで、みな聞かされた。企業が社会において、りつぱな働きをしていくためには、どうしても、その社会における法人としての責任を自覚して、これに対して、十分な責任を果たしていくという考え方でなければならぬと聞かされた。そこにも奉仕の精神、コミュニティの一員としての責任が非常に強く出ていると思う。アメリカの考え方として、コミュニティに対しては、個人的には非常に責任を痛感しており、社会のためにつくすという考えは強い。またある人にいわせると、株主に對するのも社会的責任の一つであり、勤労者に対するのも社会的責任の一つである。さらに大きな社会的責任は、自分たちの商品を買ってくれるお得意様へのものだという考え方が強い。それを全部ひつくるめて、社会的責任と考えているようである」

この報告の一こまは、「決議」に述べているところを、平易に、アメリカの経営者の何げなく抱いている通念として、感じたままをさらけ出したものにはかならない。

なお三十二年二月四日、東京の同友クラブで開かれた第三十回全国委員会で、山際全国委員長の日銀総裁就任に伴う辞任が承認され、後任には竹内俊一全国委員が選任された。また、この委員会で「経済同友会全国組織要綱改訂案」が提案されたが、原案をさらに検討することになり、結論を持ち越した。続いて三月二十六日、第三十回全国委員会が東京会館で開かれ、全国組織要綱案を一応承認、成文化は東京側に一任することになった。このため、今回の「全国大会」は新組織要綱に基づき「第一回全国委員総会」として開かれることになった。

第二章 「現代資本主義」の認識

一、神武景氣に転機いたる

—昭和三十三年春の景氣動向—

「昭和三十一年十二月、わが国は正式に国際連合に加盟し、ここに国際社会への復帰を完了した。あたかもこの年においてわが国経済は神武以来と称された未曾有の好況を謳歌していた。鉱工業生産と国民所得の成長率は先進諸国に比較する限り世界一であった。終戦直後あの荒廢から十数年にしてここまで立ち直った日本民族の成長力は西ドイツの発展とならんで国際場裡の注目と関心をあつめている。この時において日本経済が国際収支の赤字に直面しはじめたことはまことに皮肉なめぐり合わせではないであろうか。この赤字は輸出の停滞や特需の減少によつてもたらされたものではない。輸出は二割というこれまで世界一の伸長率を保持した。原因はもつぱら輸入にある。対前年八割という平年としては未曾有の増大を示した民間設備投資の活況とこれに基づき異常な経済拡大のスピードが輸入を四割も膨脹させたのである」

これは昭和三十三年度経済白書の冒頭の一文である。この年の経済白書には「速すぎた拡大とその反省」という副題がつけられている。まさに神武景氣の絶頂からその調整への曲り角に立つ白書なのである。

昭和三十年の輸出景氣から三十一年の投資景氣へと、日本経済は急速度に拡大していった。この拡大のテンポは、年度当初においてだれも予想しえなかつたほどのものであつた。すなわち年度当初の政府の見通しによれ

ば、同年の国民所得は前年度に対して四・三%、鉱工業生産は七・二%伸びると想定されていたのであるが、実際には国民所得が一三・九%、鉱工業生産が二三・四%の成長を達成したのであつた。三十年代においても国民所得は一一%の成長率を示したのだから、二年続きの繁栄であつたわけである。しかし、この高い成長をもたらした原動力は、三十年代には輸出（為替受取額対前年三割増）であつたが、三十一年度には民間投資（同六割増）に転換したのである。しかも輸出も、対前年二割増加であつたから、三十一年度の好況は投資ならびに輸出の両面からもたらされたとみてよいわけである。それだけに景気行き過ぎへの反省も遅れたものとみてよい。

このような急激な経済の拡大は、いろいろの部面でのヒズミをもたらした。まず金融面では、産業の資金需要の旺盛化によつて、銀行のオーバー・ローンが再現した。三十一年度全般をみると、産業資金は二兆五千八百億円と前年度の一・九倍であつたのに対し、銀行貸出は一兆四百億円と三・一倍に激増し、これは預金増の八千三百億円では賄いきれず、日銀借入の増加二千四百億円によつて、ようやくツジツマを合わせたのであつた。三十年代末には日銀貸出はわずか三百億円にまで減少し、金融は緩慢であつたのであるが、三十一年度に入つてから、とくに第二四半期あたりから投資意欲がとみに増大し、これが企業の自己資本を食い、さらに銀行貸出依存に移り、ついに日銀貸出の著増となつて現れたのである。三十年度に日銀貸出が二千二百四十八億円減少したのに、三十一年度には遂に二千四百九十一億円ふえたことによつても、この急激な金融基調の変動を知ることができる。モノの面においても、資源の逼迫が生産隘路となつて現れてきた。三十一年夏頃から、鉄鋼、電力、輸送力が不足してきたが、さらに後にいたつて石炭、機械工業の生産能力、ひいては熟練工の不足にまで発展した。

卸売物価も三十一年夏頃から上げ幅を広めた。そして決定的に景気過熱への警告となつて現れたのは、国際収支の赤字である。しかも、この赤字は、先に指摘したように、三十一年度の第四四半期になつて急速に増大したのであつた。

昭和三十二年春の経済情勢は、このようであつた。神武景気のトガメが、この時になつて一挙に表面化しはじめたのである。日銀は三月二十日、ついに公定歩合を一厘引き上げた。しかし、これには高率適用の緩和という逆の措置がついていたので、引き締め意向はアイマイの観があつた。それにもかかわらず、当時これが、やはり警戒信号として受取られたのは、当時の客観情勢からみて、高率適用といつた変則な金融調整手段を緩めて、今後は公定歩合の弾力的運用によつて、いつでも、よりきびしい引き締め操作をやることのできる素地をつくらうとしているという印象が強かつたからである。その客観情勢というのは、昭和三十二年度の予算が、二千億円にのぼる自然増収を財源として、一千億減税、一千億施策という積極財政の方針に基ずくものであり、それが国会で審議されている最中であつたが、この積極財政が企業の投資意欲をさらにあおることが心配されていたということである。こうした心配は、ついに現実化し、国際収支の赤字は三十二年度に入つても止まらず、三十一年十二月末十四億二千百万ドルあつた外貨保有量が、三十二年五月末には十一億九千二百万ドル、六月末には八億七千万ドルにまで落ち込んだ。こうした傾向に対処して、日銀は五月八日、ついに公定歩合二厘引き上げという思ひきつた措置をとるにいたり、続いて六月十九日、政府は国際収支改善総合緊急対策を発表、ここに本格的な財政金融両面からの景気調整策が強行されることとなつたのである。

二、経済変動に建設的な見解

—昭和三十二年通常総会—

経済情勢激変のさなかである四月十三日、経済同友会の昭和三十二年通常総会は、丸の内日本工業倶楽部で開かれた。この総会では代表幹事岸道三、工藤昭四郎両氏の任期満了、および常任幹事郷司浩平氏から「日本生産性本部の機構改革によつて専務理事と、事務局長を兼務にするので事務多忙となる」との理由で辞任申し出があつたため、それらの後任人事が議せられ、代表幹事については岸道三氏の一年留任、中山素平氏の新任、なお常任幹事には山下静一事務局長を選任した。

また三十二年度の活動方針については「事業計画の基本」において、その第一項で「第九回全国大会で決議された経営者の社会的責任の自覚と実践は、本会の事業計画実施の基本となる。とくに企業経営の近代化促進に必要な事業に重点をおく」とうたつたのは、経済同友会本来の指導精神にそつ活動の指針を表現したもので注目される。

この通常総会において、とくに意義深かつたのは「国家予算に対する見解」および「経済変動に対処する財政金融調整措置について」と題する討議であつた。これは日本経済が過熱から調整への大きな転回点にさしかかつていゝという情勢下に、長期的ならび短期的の角度から基本的な検討を加え、経済同友会の見解を結論的に表明し

たものであつた。しかも、討議終つて岸議長から「討議内容は日本経済にとつて重要かつ根本的な問題を含んでいるので、本日の討議内容の趣旨をとりまとめたうえ、与党の政策審議機関、政府関係各機関、言論機関等に伝達し、世論の喚起および研究機運の助長を図るとともに、本会においても広く全国の会員に呼びかけて引続き研究を掘り下げたい」と述べたのは、経済同友会が、見解の一方的呼びかけだけでなく、その実現への現実的な手段をも講じていくという実際的ないき方を示すものとして、注目すべきであらう。このことは、問題の内容は異なるが、小坂徳三郎幹事が開会の挨拶で「またあるときにはサロンから出て、実践と闘いの場に出ることも考えておく必要があるのではないかと思う」と強調したことと考え合わせて、なおさら経済同友会の持つ「活動性」を感得できるのである。

まず「国家予算に対する見解」の要旨はこうである。

「見解」はまず「日本経済の現状」が「経済諸活動が極めて活況を呈している」半面、「急激な伸びから、生産と通貨の両面に隘路拡大の気配が出てきている」ことを指摘し、「安定的発展」を図るために「景気調節に万全の策を必要とする」ことを強調する。そして、景気調節に「とりわけ重要な役割」を演ずるものとして「国家財政」に注目する。この場合「見解」は、予算が「政府の会計という機能」のほか「経済調整の要因としての機能」を果すものでなければならぬという認識から「国家予算が経済発展とどう調和していくかが重要政策とならねばならない」とし、「予算制度の科学的、合理的な改革」について、政党、経済専門家、労働組合および企業経営者等各界が真剣に討議することを主張するのである。

ついで「見解」は、討議すべき具体的な論点をつぎのようにしぼっているのである。

一、長期財政計画の樹立

二、予算に対する弾力性の附与

一般公共事業費等については、長期予算を編成し、景気循環に依じて予算を弾力的に運営するよう考慮すべきである。収入についての調整も考える。

三、公債政策の検討

素朴な公債発行否定論には同調せず。とくに最近の金融情勢下に、本来的な公債政策が行われておれば相当有効に作用したであろう。

四、予算編成の諮問機関確立

五、予算の合理化

国家予算には国民が理解できる内容と形式を持たせねばならない。

六、予算の実施監査の強化

例えば各省に、その権限から独立する監理官を配置する制度をとるなど、資金の無駄排除の方法を考えるべきである。

つぎに「経済変動に対処する財政金融調整措置について」の概要は次の通りである。

「わが国経済が自由主義のもとに恒久的発展を維持するには、景気変動に対する抵抗力を与え、常に経済循環

を良好な状態におく必要がある。このためには財政、金融の一体的運営を実現すべきである。この方針に即応すべく、金融機関は金融の自主的規制措置の採用等により積極的に協力するとともに、公定歩合政策、公開市場操作および支払準備制度等、金融政策の弾力的運営が行われ得るような制度の確立に努力しなければならぬ。他面、財政政策においても、とりあえず左のような調整措置を検討する必要がある。同時に、わが国経済基盤の拡大および高度化を達成するため、不断に資本蓄積対策が講ぜられねばならぬ。

一、主として景気変動に対処する財政措置

1 長期的な財政調整措置

(イ) 一般公共事業費については、継続予算制度を採用して、景気調整を行うとともに資金の効率化を図る。

(ロ) 外国為替特別会計の運転資金は、輸出伸張期には外為証券の市中消化による調達を原則とし、輸入伸張期には、その買戻しによつて調整する。

(ハ) 好況時における財政の自然増収は、産業投資特別会計に基金を設定し、不況時にはこれを活用する。

2 経済情勢に対処すべき財政調整措置

(イ) 四半期別支払計画の合理的策定により調整を行う。

(ロ) 一般公共事業費について、経済情勢に応じて支出を調整し、年度間の実行予算を実施せしめる。

(ハ) 財政投融资に一定額の予備費を保留し、必要に応じて解除する。

- (一) 政府関係事業債の起債時期および金額について調整を行う。
- (二) 多額の自然増収の生じた時は、国庫余剰金の民間への合理的還元を行う。

二、主として季節的変動に対処する財政措置

わが国においては、年度間における財政の民間に対する揚超、撤超の差がはげしく、経済の円滑な運営を阻害しているので、左の対策を講ずる。

1 徴税面に技術的方法を研究するとともに、一般および特別会計を通じての財政支出の繰上げまたは繰延べにより可及的に調整する。

2 現在の食糧管理制度では、政府の主要食糧の購入代金は極めて多額にのぼる。従つてこれを調整するため、例えば利付食糧証券の交付による後払い制度を採用する。

三、財政、金融政策の一体的運用について

長期政策の確立、とくにこれに見合う日本経済の实情に即応した投資規模等の策定が行われるならば、財政金融政策の運営について一つの共通する尺度を持ちうることになる。よつて、かかる共通尺度の設定に努力するとともに、経済情勢の推移に適應して、相互に自己調整措置を保持しつつ、財政、金融両政策の一体的運営を図るため、関係機関最高首脳者による調整機関の設置を実現すべきである」

この二つの見解について、とくに注目すべきことは、この見解が、単に当面の経済情勢に対処する方策として

のみ、平面的に取りあげられているのではないということである。もつとも、直接的にはそうであるにちがいないが、より重要で、見落としてならないことは、ここでもやはり経済同友会の基本的な活動指針であり目標である議会政治の擁護という立場が貫かれていることである。この点について、工藤昭四郎幹事は、提案理由の説明で、こう述べている。

「民主的議会政治にふさわしい経済の形はいうまでもなく自由経済である。しかし、この自由経済そのものには批判もあれば欠点もある。これを是正していくために、我々は経営者の社会に対する責任の自覚と実践という面を打ち出した。

ところが現在、わが国の経済が急速に発展して、産業面にも金融面にもヒズミが生じてきている。その調整は、自由経済を原則とする場合にうまくいかない。自主調整を主体に考えるべきであるが、日本経済の前提条件からみてうまくいかない。しかも調整が必要である。そこで、調整のために最も力のあるのは財政である。本年度の予算をみても、中央、地方の予算および特別会計を合わせると、国民所得の四割以上が財政である。この予算が合理的、科学的に組まれ、実施されているかに問題がある。また財政と金融が一体となつて調整していく方がもつと力がある。財政面から金融界に急激な変動を起こすような編成の仕方や運用の仕方では困るのである」

この提案をめぐつて、伍堂輝雄、阿部康二、井上薫、熊田克郎、木川田一隆、鈴木治雄の各幹事および青葉翰於氏から討論があつた。とくに木川田幹事は、自主調整の重要性に力点をおいて、つぎのように述べ、自主調整

と国家財政との調和によつて経済の安定的成長ができることを強調した。

「民間の自主調整の必要はわかっているが、日本経済における財政のウエイトからいつて、第一にこれに着目したという説明であつたが、私は実業人の自覚と責任において、民間自体の自主調整が、やはり第一にあるべきだと思ふ。これが我々同友会の唱導する社会的責任の重要な一つではないかと考える。第二点として民間の自主、自覚的な調整措置の必要と相まつて、国家財政を通じ、予算を通じての景気変動の措置が調和してはじめて意味がはつきり浮び上がると思ふ。

民間の自主調整は極めて困難であることは事実であるが、諸外国ではその例をみている。アメリカでは民間投資の相互調整をやる。これを中心として景気変動の振幅を小さくし、もしくは事前にこれを抑圧することを中心にしている。それは金融措置がともない、もしくは民間の経営者をもつて長期にわたる景気観測の調査をして、個別機関がその示唆のもとにある程度の動きをする。それから生産、消費、蓄積の三つの大きな基本的条件について相互に調整する。そして配分政策なり蓄積政策に成功するところに、はじめて企業の長期間にわたる間に生ずる変動に対する耐久力が養われるのである。この意味からしても、民間事業それ自体、実業界それ自体の中から調整措置をとるべき必要を痛感するのであつて、これと相まつて国家の予算調整措置がはじめて総合的にその真価を発揮するであらう」

この木川田発言の思想は、経済同友会その後の指導精神に大きな影響を与えたのであつて、その意味で重要な意義を持つていふべきであらう。

なお新任の中山素平代表幹事は「実際の行動」を強調して、つぎのような挨拶をした。

「私どもは実業人であるから、同友会でいろいろの問題をとりあげ、研究しても、いかに立派な見解であり、研究であつても、これが実際の行動に移らなければ意味がないと思う。会員の一人としても、そういう方向にぜひ同友会をもつていきたい。同友会の性格、輝かしい歴史から考えて、日本の政治をよくし、経済を繁栄させるために基本的な問題に、我々としては勇気をもつて取組んでいくべきではないかと考えるわけである」
こうして経済同友会における岸道三、中山素平両代表幹事の時代が発足したのであつた。

三、新機構で経済難局と取組む

—「公正競争」のあり方の研究へ—

経済難局に直面して、経済同友会は新しい代表幹事のもとに、ますます活潑な活動を展開し、本来の面目を發揮することになつた。

まず手がけられたことは組織運用方針の情勢に即応した改善であつた。それはつぎの諸点である。

一、経営方策審議会の設置

経営方策審議会は「経営者の社会的責任の自覚と実践」についての具体策を審議するとともに、本会の企業経営管理についての諸種の事業を主宰する。同時にトップ・マネージメントの研究会にもなる。委員は二

十名以内とし、原則として幹事中から指名する。委員長は委員中から副委員長を一名選ぶ。必要と認められた時は専門委員をおくこともできる。

一、政策審議会委員に、企画委員と調査研究委員を設けて、政策審議会機能の分化を図り、その効率的運用を図つた。

一、渉外委員を廃して国際委員をおいた。国際委員は来日する政、財、学界人あるいは駐日外交官、言論界関係者等と懇談する。

一、特設部会として生産性向上、道路及港湾政策、中小企業問題の三特別委員会を設けた

それぞれ、生産性向上運動の推進についての具体策の研究、産業立地条件を基調とした道路および港湾等輸送政策の研究、本会独自の立場における中小企業の発展策の研究を行う

各組織の委員の陣容はつぎの通りである。

△総務委員会

委員長 井上 英熙

赤木 栄 瓜生 春雄 大槻 文平 北裏喜一郎 小坂徳三郎 兎玉 忠康

伍堂 輝雄 正田英三郎 寺尾 一郎 西野嘉一郎 野村 末一 乗富 丈夫

浜口 嚴根 藤川 一秋 降旗 英弥 細谷 隆介

◇政策審議会

委員長 東海林武雄

(企画委員)

岩佐 凱実 木川田一隆 伍堂 輝雄 二宮 善基 藤井 丙午

村木 武夫 堀江 薫雄 水上 達三 安居 喜造 山本 高行

(政策委員)

井上 敏夫 井上 英熙 今里 広記 工藤昭四郎 郷司 浩平

永野 重雄 桜田 武 竹内 俊一 堀田 庄三 水野 成夫

山際 正道

(調査研究委員) 安藤清太郎

◇経営方策審議会

委員長 木川田一隆

安藤清太郎 井上 英熙 一井 保造 稲山 嘉寛 工藤昭四郎 小坂徳三郎

郷司 浩平 佐々木弥市 東海林武雄 袖山喜久雄 竹内 俊一 永野 重雄

西野嘉一郎 降旗 英弥 茂木啓三郎 百瀬 結 山本 高行

◇財務委員会

委員長 水上達三

稲山 嘉寛 植村 成 北裏喜一郎 小暮 和男 児玉 忠康 藤山 勝彦

三、新機構で経済難局と取組む

◇全国委員会

岸 道三 中山 素平 安藤清太郎 今里 広記 工藤昭四郎 小坂徳三郎
郷司 浩平 東海林武雄 竹内 俊一 寺尾 一郎 水上 達三 水野 成夫

◇常設部会委員長

産業政策部会 二宮 善基

通商政策部会 岩佐 凱夷

財政金融政策部会 佐々木 直

労働政策部会 藤井 丙午

農林政策部会 鈴木 治雄

科学技術政策部会 袖山喜久雄

◇時事研究会

(運営委員) 茂木啓三郎

◇会員懇談会

(運営委員) 阿部康二 加藤友治 島田英一 西村正志 藤川一秋

◇国際委員

神義之介 竹内俊一 藤山勝彦 堀江薫雄 水沢謙三 宮内俊之

◇特別委員会委員長

生産性向上特別委員会 竹内 俊一

道路及港湾政策特別委員会 水上 達三

中小企業問題特別委員会 工藤昭四郎

このような新機構と新陣容で、経済同友会は困難な経済情勢下の諸問題に取り組むことになった。まず三十二年度の最も基本的な活動目標である「経営者の社会的責任の自覚と実践」を研究することを中心の使命として設置された経営方策審議会は、六月十九日その第一回会合を開き、木川田委員長はじめ安藤清太郎、一井保造、稲山嘉寛、小坂徳三郎、竹内俊一、百瀬結、山本高行の各委員が集まり、活動方針を協議した。その結果、具体的な研究方針として、つぎのような方向をとることを申合わせた。

「本審議会の活動の大体の方向としては、本会が昨年に決議した経営者の社会的責任の自覚と実践の発展を図ることにするが、昨年の決議は理念を中心としていたので、本年はこれの実践面を掘り下げることにする。しかし、その際第一に決議の理論面がそのままいいかどうかという点に問題があり、この点については体系的にはなお不十分なところもあるので、不消化、不十分な点は今後、実践面の研究を通じて補正していく。また政治の経済に対する限界と経営者自体の心構えの問題があるが、これについては当審議会よりも政策審議会が検討するのが適当なので、これに任せ、協力してゆく、そして研究の立脚点は一応大企業の立場において行う。

右のような観点に立つて、本審議会は具体的にどの点を中心に検討していくかについては

一、個別産業の長期計画および企業、産業間の自主的長期計画について研究する。しかし、これには当然公正競争が大前提となるので、公正競争とは具体的にどのようなことか、それと自主的長期計画や景気対策との関係、その仕組、方法を研究する。

一、いわゆる近代的経営を、米国の模倣ではなく日本的な形で行う方法の研究、とくにミドル・クラスの訓練方法についての具体策の研究、また近代経営を採用している企業についてのケース・スタディを行う。

右のような線で取組んでいく」

なお、この日の討議において公正競争のあり方、ひいては自主調整について、極めて活潑に論議されたが、その論点ないしは支配的な考え方は、つぎの通りであった。

一、この審議会で、企業の側における自主的な景気対策を打ち出していく際、まずその前提として「統制と競争」の関係について思想を統一し、明確にしておく必要がある。

一、資本主義経済の下における競争原理というが、その場合、それが経済を拡大発展せしめることに意味があるのであって、経済を混乱退歩せしめる過当競争は有害である。野放しの自由競争ではよくない。

一、本会が昨年発表した「新経営者理念」において「公正競争ルールの確立」ということを打ち出している。

そして、そのねらいは、日本の国民経済を健全かつ安定的なものにすることにあり、そのための競争を考えているのであって、決して単なる自由競争を言っているのではない。

一、問題は、競争の限度ということを考えねばならぬことにあるのではないか。経済拡大の推進力を野放しの競争にのみ求めるのはよくない。企業が自由に手を組んで、自主的に一つの秩序ある競争体制をつくる。そのための仕組みをつくることは悪いことではない。

一、一種の統制の下にルールを守って競争する場合、誰によつてルールがつけられ、守られるかが問題であるが、それはやはり業界の自主調整がよい。極端に言えば、為替管理を除き、政府は経済に対しては青または赤の注意信号を掲げるだけで止つた方がよい。経済活動に政府、政党が介入するのは望ましいことではなく、そのためにも実業人自体の間で、もつと本腰を入れて、自主的な調整がとれるようにしていくべきだ。

一、自主調整は重要産業、輸出産業、中小企業において重点的にとりあげるべきである。

一、結局、我々としては経済人自体の自主調整を考えるべきだが、そのためにも、まずもつて「公正競争」の意義を明確にしておく必要がある。

要するに、自由経済の基盤において経済を安定的に発展させていくためには、自由競争の利点を活用しつつ、その盲目性をためていかねばならぬ。そのために「公正競争」という理念が生まれるのであり、自由競争を公正競争にまで高めていくためには、経済人自体による「自主調整」の必要が生ずるのである。その「自主調整」が達成できるかどうか、口には安く、行うにむずかしいことであるが、これは日本経済の自由経済的發展のためにもどうしても克服せねばならぬ試練である。経済同友会は、その後長く、その「悲願」の成就に向つて精進するのであつた。

経営方策審議会のほか、各部会、特別委員会でも、それぞれの分野で経済諸問題に取組んでいくことになったが、大体の方向はつぎのように意図された。

▽産業政策部会

独禁法の問題を掘り下げて研究する。

エネルギー対策を検討する。

産業の自主調整については、緊急を要する問題について研究する。

▽財政金融政策、通商政策合同部会

国際收支改善対策としては決め手がないので時間をかけて研究を続ける。

財政金融政策部会では、短期的問題として金融引締めへの対策、長期的には金融制度や財政投融资のあり方を研究する。

▽労働政策部会

労使関係の正常化を促進する雰囲気醸成する。具体的には総評対策を研究のテーマとし、これに関連して国鉄その他公共企業体のあり方、その組合と民間組合との関係、また最低賃金制の問題を研究する。

▽農林政策部会

基本的には、農業経済の近代化方策を、わが国産業構造との関連においてとりあげていくこととし、その具体的研究課題として食糧対策を検討する。

当面の問題として、米価、肥料の統制撤廃の問題があるが、これは質の異なる農業と工業の接触面におきる種々の問題がからまつており、農本主義を再検討する立場から突込んで研究する。

▽生産性向上特別委員会

大企業の生産性向上に中心をおき、技術的問題は一応研究対象から除外し、(1)トップ・マネージメントの観点からみた経験の交流、(2)生産性向上の隘路の発見と打開策の検討、(3)企業内における組合の協力を得るための方策について研究を進める。

▽道路及港湾政策特別委員会

国鉄輸送の問題は一応対象外とし、道路港湾を中心に検討する。まず現状を研究して、対策は逐次考えていく。

全国組織においても、意気込みは同じであつた。三月二十六日東京で開かれた第三十一回全国委員会で承認された新全国組織要綱に基ずく第一回全国委員総会は、六月五日大阪商工会議所で開かれたが、ここでは、三十一年度の全国大会で決議された「経営者の社会的責任の自覚と実践」をさらに現実に発展させていくという課題が提案されたのであつた。

まず、この総会では、三十二年の全国委員長に工藤昭四郎幹事を選任、ついで前回の全国委員会で審議済みで成文化を東京に一任されていた新組織要綱の成文化を確認し、さらに全国委員会の組織運用方針および特別委

員会の具体的な活動方針を提案、決定した。

「経済同友会全国組織要綱」の骨格はつぎの通りである。

一、各地同友会の一貫的運営並びに相互の連繫強化を図るため、全国委員会を設置する。

一、全国委員会の委員は、毎年四月中に各地経済同友会幹事会が、それぞれ会員数に応じて選出する。

原則として、各地経済同友会代表幹事は全国委員を兼ねる。

一、全国委員会の会議は、全国委員總會、常任委員会並びに特別委員会とする。

全国總會は毎年一回以上開かねばならない。

常任委員会は、必要に応じて随時開く。常任委員は、各地経済同友会幹事会がその全国委員中の一名を指名する。ただし、全国總會が必要と認めた場合、特定の経済同友会に対し常任委員の増員を求めることができる。

常任委員会は、調査研究及び情報交換のため特別委員会を設けることができる。特別委員会委員は、原則として全国委員が就任するものとする。

一、全国委員長は、全国總會において選任する。

なお、「組織運用方針」によると、常任委員会の業務は次のようになっている。

一、各地経済同友会の育成及び運用方針

一、新設経済同友会の組織援助と承認

一、特別委員会の活動促進と調整

一、必要に応じて特別委員会の設置及び指導

一、緊急問題の処理

一、必要に応じて共同研究を実施

また特別委員会については、「情勢判断」「中小企業生産性向上」「地方経済発展」「科学技術」の四つの特別委員会を設けることになった。

全国組織の共同研究課題としては、前回の全国大会の決議の発展として「政府と企業の関係」をとりあげるようになった。なお、この共同研究については、七月二十六日箱根で開かれた第一回常任委員会で安藤清太郎常任委員から改めて提案、次の趣旨の提案理由の説明があった。これによつて、この共同研究の方向は一応決らめられたわけである。

「日本経済はいまや政府が専ら経済発展に指導的役割を果した時期を終え、企業がその主役を演じつつ、政府と補完的關係を保ちながら、経済の安定的成長を図らねばならない時代である。こういう認識のもとに政府と企業との關係がどうあるべきかを研究していきたい」

この全国委員総会に先立ち、同日午前、大阪のクラブ関西で、経済同友会の東京、大阪合同懇談会が開かれ、東京から岸、中山両代表幹事、関西から中司、長谷川両代表幹事のほか両方の幹部が多数参加して、意思の疎通を図った。この合同懇談会は昭和二十三年秋の東京、翌二十四年春の熱海以来八年ぶりであり、経済同友会の全

国的活動の重要性が、期せずして、この会合を実現させたのだとみてよからう。

四、国際収支の悪化に見解発表

落潮のような国際収支の悪化に対処して、日銀および政府のきびしい引締め措置は、つきつきに打ち出された。五月八日には、三月に続く第二次公定歩合引き上げが、二銭一厘から二銭三厘へと、一挙二厘の幅で行われた。また、この日に大蔵省為替局長は、東京銀行を除く為替銀行十一行に預託してある外貨を、ドルについては五〇%、ポンドについては七五%引揚げると言明、六月末までに実施した。これは外貨金融面からの輸入抑制が主たるねらいであった。さらに英ポンド建輸入ユーザンスの期限短縮と適用品目の整理が、五月十四日から実施され、続いて六月四日および二十日の二回にわたり輸入担保率の引き上げが行われた。このような相いつく輸入抑制措置にもかかわらず、五月の輸入信用状発行高は三億二千万ドルと、三十一年十二月の三億四百万ドルを上回る最高を記録した。こうした輸入意欲の旺盛さの背景には、企業の投資意欲の根強さがあり、これを抑圧するためには、単なる短期金利の引き上げや輸入抑制措置だけでは効果がないので、政府はついに長期的な総合政策によつて、これに対抗することとなり、六月十九日「国際収支改善緊急対策」を決定するにいたつたのであつた。その前文には「国際収支の均衡回復のため、すでに実行しつつある金融の引締めおよび輸入の抑制などを強化するほか、急速に次の如き各種の対策を総合的に実行するものとする」とうたわれていた。その具体的な措置の主

なるものは

一、財政投融资の一五%繰り延べ

一、中小企業金融の優遇

一、輸出振興策、輸出前貸手形の金利引下げ

一、定期性預金金利の引上げ、公社債条件の改訂、従つて長期金利の引上げ

などであつた。中小企業金融や輸出金融面では、緩和的な印象を受けるが、全般的には相当きびしい引締め措置である。これが公定歩合の再引き上げや輸入抑圧措置に引続いて、追討ち的に行われたところに、一層の心理的な効果を与えたのであつた。

このような激動期に際し、経済同友会は、表面のあわただしい動きに密着した唐突的な行動には出ず、一步退いて大局をみる態度をとつたのである。つまり、国際収支逆調の現実に目を奪われるよりは、より多く、そのよつてきたる構造的要因に深く検討の目を注いだのであつた。現象よりは本質をみることに努める経済同友会の伝統のないき方が、ここにもはつきり確認されたのである。

六月二十一日、経済同友会は「日本経済の現状を如何に観るか」という見解を発表して注目をひいたのである。この見解については、政策審議会、財政金融政策部会、通商政策部会で、それぞれ検討していたところをとりまとめ、一本の意見として幹事会の承認を得て発表されたのであつた。その審議経過について「経済同友」(昭和三十三年七月)はこう記している。

「この見解は、政策審議会で、現在の事態をどうみるかということで活潑に論議されたことに端を発している。その際、現在の外貨の危機が結局設備投資の過剰からきていることは衆目の一致するところであるが、それは決して短期的な現象ではなく、日本の経済の本来の体質に由来するところに大きな問題があり、その源をつかねば、真の危機克服はできないという意見が強く、勿論緊急対策も必要ではあるが、現在としては、それより現実の事態の認識の方が、より肝要であるという意見が強かった。これは去る六月五日大阪で開いた東京、関西両同友会幹部懇談会でも、大阪側も大体同じ意見であった。

そこで我々としては、こういう事態を招いた責任が政府にあるということはいわれないとの立場で研究を進めることとし、討議を行った結果、こういう事態を招いたことについて、実際に我々は事態の明確な判断を欠いたことは否めない。だから、ここで事態がどうなっているかを平易に発表することが最も良い対策になるのではないかと考え、関係部会の部会長と協議の上、見解案を作成した」
この注目すべき「見解」の内容は、次の要旨のものであった。

一、最近の国際収支の悪化の原因はいうまでもなく、輸入が急増したことにある。輸入を急増させたものとしては、中東動乱を契機とする原料の手当て急ぎや多少の思惑などもあるが、わが国経済の急激な発展、産業構造の変化などにともなう鉄鋼、エネルギー源の需要増大が最も大きい原因である。昨年中の鉄鋼、金属関係の輸入が前年度に比べ一躍三・五倍にふえていることが、これを裏書きしている。原綿、原毛の輸入が鉄鋼関係について二億ドルを超えていることからみても、消費の増加や質的な変化が、輸入増大傾向に拍車をかけている

ことも見逃がせない。戦後わが国経済は急速な立直りをみせたが、国際収支の面がこれまで特需など外部の援助に支えられていたため、とかく、そのきびしさを十分に認識できず、国内市場の拡大に安易に走り過ぎた傾きがあつた。

一、最近における輸入急増は、たまたまわが国だけに起つた在庫の激増のような一時的原因に基ずくものとは考へられない。フランスをはじめ欧州諸国でも設備投資が急速に進んだため、輸入が急増し、国際収支の均衡回復に悩んでいる。問題の根源は、やはり世界的規模で行われている産業設備の近代化、技術革新の動きにあるとみられる。この世界の動きにとりのこされないように、わが国経済においても、できる限りの設備更新を實現する必要がある。そのため必要な資材の輸入を無闇に抑えることは、長い目でみて得策でなく、むしろ輸入増に見合う輸出をふやすのが望ましい。

一、このように国際収支を均衡させることは、なかなかむずかしい。このため国内における設備の拡張、消費の動きについて、長期の見通しに立つた調整がどうしても必要である。しかも、この調整が国内の各企業各個人にとつて、かなりの苦痛を与えることは避けられない。ここにおいて我々は強い決意をもつて問題に直面しなければならぬ。二十八年の時の苦しみを再び繰返さないように、国際収支の変化と国内産業活動との関連を十分につかんで、これを調整する合理的、効果的な方策を早急に確立しなければならない。我々はこのような事態に対して、自由主義経済の試練として、正面から取り組み、個々の利害と苦難を越えて、積極的、建設的に対処する覚悟である。

この見解を発表したあと、中山代表幹事は「内容はとりたてて目新しいものはないかも知れないが、この際、同友会としての考え方も、はつきりさせておくのは意味があるのではないか。難問題だが、それをやらねば危機の繰返しになる」と語った。この見解に底流するものは「産業の自主調整」であり、中山代表幹事が「難問題だが」と語ったのも、とりも直さず、この自主調整の必要性と困難さを指しているわけである。自由経済の基盤における安定的成長には、どうしても公正競争、自主調整が確立されねばならぬことが、この外貨危機の問題に直面して、如実に示され、経済同友会は適切にも、このことを「見解」の骨格として織り込んだのであつた。

たまたま七月十日、岸改造内閣が成立した。三月二十五日石橋首相のあとをついで、延長内閣の色彩が強かつた岸内閣は、ここで主要閣僚を一新、独自の性格を持つにいたつたのである。池田蔵相は退いて一万田蔵相となり、財界出身の藤山愛一郎氏が外相に就任した。

この政局一新の好機にあつて経済同友会は「国際収支の改善を当面の最大使命とすべき新内閣が、そのための確固かつ効果ある政策を実施するためには、まず日本経済の現状認識に徹し、これに基づき統一見解のもとに諸施策を推進することが必要である」との結論を得たので、関係幹部間で早急に見解をとりまとめ十一月に発表した。そして翌七月十二日朝、岸、中山両代表幹事、工藤全国委員長および山下常任幹事が芝白金の総理公邸に岸首相を訪ね、見解を直接手交するとともに、同日開かれる初閣議の席上、その趣旨を全閣僚に伝達することを依頼、首相はこれを了承した。

この日手交された見解はつぎの通りである。

「改造せられた岸内閣が発足するに当つて、我々は新内閣が、一切の施策に着手するに先立ち、日本経済の現状を徹底的に分析検討し、それにもとづく認識のもとに閣内を統一して、政策の実行に当ることを強く望んでやまない。

言うまでもなく、この内閣は、国際収支の改善を当面の最大使命としているが、これをなしとげるには、ある期間国内各層に相当の苦痛を与えることは避けられないのである。しかしその場合、いたずらにそれから生じる不平不満に耳を傾ける政治的考慮にとらわれると、十分政策の効果をあげることができないであろう。

よつて新内閣は、まず日本経済の現状認識に徹し、その基礎に立つて、政治的考慮優先を排し、その課せられた使命を遂行する決意を明らかにすべきであろう」

続いて八月一日、自民党政調会からの要請で経済団体代表との懇談会が開かれ、政調会側から三木会長以下が出席、経団連、日本貿易会代表のほか、経済同友会からは岩佐凱実、二宮善基、郷司浩平各幹事と山下常任幹事が出席、国際収支改善問題を中心に意見を交換した。

五、輸出振興に総合的見解

経済同友会が六月二十一日に発表した「日本経済の現状をどう観るか」という見解には、三つの要素が含まれていた。その第一は、日本経済の急速な発展、拡大は輸入増大を通じて国際収支のカベにつきあたるという前提から、経済活動と国際収支との調整を考えねばならないということ、第二は、しかし世界的潮流としての設備の近代化や技術革新にのり遅れてはならないということ、そして第三には経済活動と国際収支との調整には、設備投資の自主調整といった消極的、抑制的な対策も考えるべきだが、積極的に輸出振興を図ることも重要であるということである。

この「見解」の発表にあたって、経済同友会が「緊急対策も必要ではあるが、現在としては、それよりも現実の事態の認識の方が、より肝要である」という立場をとっていたことは、前節に引用したところから明らかであるが、そうかといつて経済同友会は、この国際収支の危機に際して、何らの具体的対策を用意しなくてもよいと考えていたわけではなかつたのである。この「見解」の発表に引続いて、輸出振興対策については通商政策部会で「この事態を打開するための目先の対策ではなく、わが国の本質的な貿易依存性から長い目でみた対策」を研究することとし、また輸入増大の背景である設備投資の行き過ぎについても、長期の問題として産業政策部会で検討することになつていたのである。それらの具体的対策を検討する前提になる心構えともいふべき「見解」

心 あつたわけである。

こうして経済同友会の活動の中心は、「見解」の発表以来、輸出振興対策と設備投資調整問題にせられたのであつた。

輸出振興対策については、通商政策常任委員会が中心になり検討した。その結果、基本的政策と潤滑油の方策の二つに分けて考えることが必要であるとの立場から、第一に「内需の行き過ぎを適当に調整し、いつも産業全体に輸出ドライブがかかるような経済状態を維持することが基本的対策とならなければならぬ」とし、そのために物価安定政策の堅持、国際比価の優位確保を図るべきであるということに見解が落ちついた。第二に潤滑油の方策としては、1 通産省で立案した一連の対策があり、これには従来民間から要望していたものが、ほとんど網羅的にとりあげられており、西独の直接的輸出振興策と比較しても必ずしも遜色ないものなので、原則的には、この方策でよい。そこで、2 輸出体制の強化、3 経済外交の強化の二点に力を注ぐべきである——というのが大体の構想となつたのである。

こうして大体の構想が固まつてきた八月三十日、東京、関西両経済同友会の合同懇談会でこの問題をさらに検討、意見調整のち九月六日、関西経済同友会と共同声明の形で発表することとなつたのである。関西経済同友会でも、この問題は三十二年度の研究課題となつていたので、東西同友会が共同歩調をとつたわけである。

なお、いま一つの重要問題である設備投資調整の問題は、産業政策常任委員会、政策審議会、幹部会で六月以來検討したが、問題の性格が非常にむずかしいので、早急に結論は出せない見通しとなつた。この問題について

の結論的「見解」は、一年後の三十三年九月にいたつて、ようやく「自主調整についての見解」となつて結実したのである。

六月九日、経済同友会、関西経済同友会の共同発表になる「輸出振興対策」の要旨はつぎの通りである。

「貿易依存度の高いわが国経済において、経済の循環を良好ならしめるためには、つねに輸出の振興を怠つてはならぬ。これは好況、不況にかかわらず、不断に着実に進めなければ効果を期しがたい。

たまたま今回の外貨危機に直面して輸出振興策がとりあげられている。勿論、税制、保険、金融などの諸対策も必要であるが、これらは輸出振興の潤滑油的機能を果すものである。我々はここに、むしろ輸出振興が着実に実行されていく体制、換言すれば国内が輸出中心で動くような体制を整備し、基礎産業の合理化により生産コストの引下げを促進すべきことを主張する。またこの際、海上運賃収入、海上保険収入、および特許権、商標権等貿易外収入についても対策がとりあげられねばならないことを強調する。

一、輸出振興の基本体制の確立

なんらかの形で輸出を有利にする体制を作り出すこと。産業全体に輸出ドライブのかかるような経済状態を維持することが基本的対策となるべきである。

(1) 物価安定政策の堅持

国内物価の上昇が、メーカーおよび商社の輸出意欲を根本的に阻害し、輸入を増大せしめている。西独が金融政策を中心とする物価安定政策をもつて輸出振興の基本的政策としている点を学ぶべきである。

(2) 国際比価の優位確保

国際収支改善のため、この際、国際競争に耐えられる水準まで、わが国の生産コストを引き下げて国際比価をよくするとともに、すでに優位にあるものの価格を安定せしめることが必要である。

(3) 輸出精神の普及徹底

輸出振興なくして経済の発展も国民生活の安定、向上もありえないという点を自覚させるため、巾の広い国民運動を喚起しなければならない。

(4) 輸出市場の開拓および維持確保

新市場の開拓および旧来の市場の確保に積極的方策をたてるべきである。

一、輸出振興に関する機構の充実

(1) 経済外交の強化と在外貿易情報機関の整備

外務省の経済外交陣を格段に強化し、とくに将来性ある地域などでは出先公館を拡充強化する。また商務官を一地域に長期にわたって常駐せしめ、貿易情報活動を積極的に行うとともに、民間の貿易活動に協力せしめる必要がある。

(2) 通商航海条約の締結と貿易協定の弾力的運用

未締結国との条約締結を促進するとともに、貿易協定を結ぶ場合には、わが国の輸出が伸びる確かな見通しがあれば、相手国からの輸入について相当程度譲歩することにより、貿易協定の弾力的運用を図るべきで

ある。

(3) 輸出会議制の活用

通産省管下の輸出会議の効果を再検討し、これを恒久的制度として活用すべきである。地域別にわたつて詳細かつ具体的に輸出計画を策定するとともに、あわせて責任輸出制度の問題を検討する必要がある。

(4) 貿易行政の再検討

貿易行政についての諸官庁の権限、組織に再検討を加え、輸出振興に関する統一的運営を期するとともに、関係官庁が一体となつて、正確な長期の経済見通しを行い、強力な総合政策を樹立すべきである。

一、輸出体制の強化

(1) 過当競争の排除および業者間協調の推進

輸出組合、輸出会社等が円滑に活用されるよう関係法令に検討を加え、関係業者は輸出を阻害するような輸出マナー、自主調整等に関する問題の解決について、業者の在外機関を含めて、より協調を深める方策を講ずべきである。

(2) 市場別対策について

東南ア貿易については、賠償、開発計画との関連で考えねばならないが、当面この地域の外貨不足を慎重に考慮する必要がある、その対策として、後進国開発に協力する意味で、クレヂットを設定し、輸出を促進する途を講ずべきである。中共貿易については支払協定締結を可能ならしめるような条件を積極的に整備す

べきである。

先進国市場については、元来安定的な市場であり、価格の安定、品質の向上、P・R活動、輸出秩序の確立等に努むべきである。

(3) 輸出産業に対する原材料の安定的確保

現行の原毛、原綿についての原材料リンク制を維持するとともに、他の主要輸出産業についても、原材料リンク制を拡大し、必要あれば、かかる輸出原材料の国内流用の防止措置も講ずべきである」

六、「政府と企業との関係」に中間的結論

— 第二回全国委員総会開く —

全国組織要綱に基ずく第二回全国委員総会は、十二月六日京都市関西電力ビルで開かれた。全国二十二の同友会から全国委員および一般会員六十名が参集、工藤全国委員長および関西の中司全国委員が議長となつて議事を進めた。

まず工藤全国委員長から次の要旨の「全国会務報告」があつた。

「経済同友会が発足して十一年半、組織も全国にひろがり、会活動もますますさかになり、良識を備えた経済指導力として重きをなしてきている。

このように会務が伸びるにつれて、全国組織を一段と整備強化する必要に迫られ、本年度は活動の母体となす全国組織を全般にわたつて改革を行い、年度初来、新しい組織要綱に基づき全国委員総会、常任委員会、同特別委員会が活潑に動いている。

第一回全国委員総会は六月五日に開かれ、新組織要綱を確認のうえ、本年度全国共同研究課題に『政府と企業との関係』を採択し、その後各同友会において、この問題は熱心に研究せられ、数次にわたる全国常任委員会の検討を経てまとめられ、その中間案は本日の会合に提案されることになつている」

この全国委員総会における中心議題は、いうまでもなく「政府と企業との関係」についての「中間報告」であつた。これは三十一年秋の第九回全国大会で決議された「経営者の社会的責任の自覚と実践」を、さらに具体的に展開させるテーマとして、六月の第一回全国委員総会以来、検討されてきたものであることは、工藤全国委員長の報告にも明らかである。

「経営者の社会的責任の自覚と実践」においては「新しい生命力を生みだした」経済体制として「現代資本主義」を想定している。人格の尊厳、個人の自由を尊重する資本主義は、人間性に合致するが、「個別企業の利益がそのまま社会のそれと調和した時代は過ぎ」てしまつて、いまでは「経営者が進んでその調和に努力しなければ、国民経済の繁栄はもちろんのこと、企業の発展もできなくなるに至つている」のである。そこで個人の自由を尊重しながら、つまり自由経済の基盤を確保しつつ、自由放任主義資本主義の弊害を克服しているのが「現代資本主義」である。

ここで「決議」は「政府と企業との関係」の研究を促す二つの契機を提供しているようである。いずれも、日本資本主義が、いまだかかる発展した段階としての「現代資本主義」の体制に到達していないことから生じているのである。一つは「企業」の側への自覚と反省の要請であり、他は「政府」の側におけるその役割の限界についてである。すなわち「決議」の想定する「現代資本主義」においては、「労働者」は「健全な組合によつて生活水準の向上と安定を確保し、これが安定的に拡大する購買力、需要の源泉」となり「企業」は「公正競争によつて生産性を引上げ、また計画的投資を通じて、つねに経済安定の方向に導くなど、経済発展の推進力」となり、他方「政府」は「その領域を守りながら、賢明かつ適切な財政金融政策をもつて、臨機応変な誘導経済を行う」ことになつている。ここに、労働と企業と政府の役割の理想像が描かれているわけである。しかも、わが国は、この理想像に到達していないので、これにいたるために「経済の循環が円滑になるような体制に造り換える必要」が生じ、その方策として、「決議」は「社会平衡力の形成」すなわち「企業、労働組合、政府等の主要な経済勢力相互の間に良識をもつて自己の本分を守りながら、相互牽制しつつ経済全体の調和を図る態勢」が必要だとしているのである。

要するに「政府と企業との関係」が共同研究のテーマとなつたのは、「決議」において与えられた「政府」ならびに「企業」の自ら向うべき方向と「相互牽制」のあり方を見出だそうとしたものにほかならないのである。さらに、もう一つ「決議」が提起している問題は「経営者がこの責任（社会的責任）を果さないとするれば、国家権力の介入によつて企業の自主性は失われ、経済の発展も不可能となる惧れも少くない」という点である。「経営者の

社会的責任」とは、ここでは「自己の利益のみを追うことは許されず、経済、社会との調和において、生産諸要素を最も有効に結合」させることにあるのだから、端的に言えば、企業が公正競争もできず、自主調整もできないようでは国家権力が介入するぞという戒めである。ここにも現実的な形における「政府と企業との関係」が内包されている。要するに「決議」の中には、ないし「決議」の考え方の中には、理想的方向としてのそれと、現実企業への社会的責任の自覚を促すものとしてのそれとの二つの「政府と企業との関係」が含まれているのである。一方は、むしろ理論的であるが、他方は設備投資の行過ぎ―輸入増大―国際収支悪化という現実に照らして実際的である。とくに後者の方は、さきの「日本経済の現状をどう観るか」の見解とにらみあわせた場合、大いに実感的なのである。

この全国総会で確認された「政府と企業との関係中間報告」は、表面的には理念探求的であるが、それが出された環境からみて大いに現実的な切実さを持つているわけである。その意味で、これは「政府」に対する呼びかけであるとともに、より多く「企業」自身に対する反省であるともみるべきであるかも知れない。

東海林全国委員が「提案理由の説明」で「現実を眺めてみると、どうも自由経済の仕組というものと、広い意味における政府の統制とが、とかく賢明な調和を保っていない。ここにいる政府の統制の意味は、いわゆる誘導的な役割を指すのであつて、政府はそういった役割を果す以外に逸脱してはいけない。同時に企業は自分で自主的に活動し、その責任を持つということにつきてくると思う」といつているのも、さきに指摘した意味で受取るべきであらう。

「中間報告」の概要はつぎの通りである。

「日本経済はいまや政府が専ら経済発展に指導的役割を果した時代を終え、私企業がその主役を演ずべき時期に際会している。今後は企業が政府と合理的、近代的な補完関係を保ちながら、その創意と独自性を一段と発揮しなければ、健全な経済発展は期し難い。

一、政府と企業との関係についての基本的原則

諸外国の経験に照らしてわが国の実体を顧み、我々は政府と企業との関係は、つぎの原則にのつとるべきだと思ふ。

- (1) 経済発展の主体はあくまでも企業である。
- (2) 政府の任務は、この主体が、全体として最も活動しやすいように、その結果、日本経済が発展し延びては国民の生活が向上していくような環境を整備する。換言すれば企業活動の外枠をつくることである。
- (3) 企業が活動する共通の場は、原則として経済法則が貫かれることが必要である。この場合の経済法則とは主として価格法則である。
- (4) この共通の場では、企業の自己責任が貫かれることが大切である。

一、企業と経営のあり方

企業はいまや国民経済の公器である。したがって、それを預かる経営者はその社会的責任を自覚し、実践することが必要である。このため企業経営者は当面つぎの如き態度をもつて臨むべきである。

(1) 自己責任原則の厳守

私企業が能率をあげ、それを通じて社会に貢献するのは、創意を發揮するからである。そして、この創意は他から制肘されぬと同時に、功罪をも自らが負う条件のもとでなければ生まれない。我々は自己責任原則が貫かれるきびしい環境のもとに自ら進んで身を置くよう努めるべきである。

(2) 資本蓄積の増大

わが国企業の大きな弱点の一つは自己資本の比率の低いことである。企業は自らの努力によつて、自己資本の蓄積に全力をつくすべきである。勿論、企業としては消費者や株主に報いる必要があるが、それも自己資本の蓄積を通じて報いる方法を講ずべきである。

(3) 業界協力態勢の樹立

企業はあくまでも競争を通じて生き抜かねばならない。これは自己責任の原則上当然である。しかし過当競争は排除すべきである。経営者は互に相戒め協力して、自己の企業、ひいては国民経済を弱めるような競争を避けるよう努力すべきである。

一、政府の在り方

(1) 政府の役割とその限界

近年政府のなすべき経済的機能がますます多くなっているのは当然の成行きである。しかし経済発展の原動力はあくまでも企業にあり、政府は、企業の創造的機能を十分に發揮せしめるよう配慮すべきである。今

日政府の役割は、原則としてつぎの諸点に限るべきである。

- (イ) 経済の安定を保障するための外的条件の設定
- (ロ) 国が望ましいと思う方向へ経済を誘導する外的条件の設定
- (ハ) 国民経済の採算には乗るが、個別企業としてはやり難い仕事を政府自らが行うこと
- (ニ) 経済界に対するサービス（技術研究所、調査統計など）の提供
- (ホ) 社会政策の実施

(2) 政府の経済誘導の実施方法

わが国経済発展の歴史的関係から、由来政府の干渉が強いところへ、戦中戦後の経済統制の惰性がなお続いており、この弊風を打破するために、政府の経済機能の確立と並んでその実施方法の明確化が必要である。政府はつぎの方針と態度で経済の誘導に当るべきである。

(イ) 経済調整の仕方

1 財政について

昭和三十二年度通常総会決議の趣旨を考慮すべきである。

2 租税について

租税は勿論それ自体の秩序と方式を持つものであるが、同時にそれは経済誘導の用具でもある。税制が企業の自己資本蓄積や経済調整に十分な役割を果しうるよう根本的に再検討すべきである。

3 金融政策について

自動調節作用を活用することが肝要である。

(ロ) 政府の企業に対する介入の仕方

政府は経済誘導の必要上設けた外的条件を個々の企業に適用するにあたっては、その役割と限界を明確に規定し、それ以外の行為は行わぬようにしなければならない。このため各種法的規制を再検討、再整理するとともに法的根拠のない行政指導は厳にこれを排除すべきである、

(ハ) 政府の行うべき事業

政府の行うべき事業といえども長期的にみて国民経済の採算にのることが必要である。政府の仕事に可能な限り受益者負担の思想を貫くべきである。

(ニ) 社会政策費の調達

社会政策の財源捻出に当って経済発展の基本になる蓄積を害さないように、累進的奢侈税を筆頭とする間接税を考慮すべきである」

その後、中山代表幹事は「経済同友」（三十三年一月号）に「昭和三十二年を顧み新年に想う」という一文を寄せ、その中につきのように記している。これも中間報告「政府と企業との関係」の現実的な役割を示すものである。

「昨年の経済を顧みると、いわゆる神武景気は経済界の不手際によつて一瞬にして崩れ去つたと一般には思い

込まれている。この事態から、財界に任せておいては経済はうまくいかない、この收拾は経済に対する政府の直接介入以外にないというきざしが、政府あるいは政党内に見えはじめている際だけに、政府と企業との関係をはつきりさせておく必要があるわけである」

そして、中山代表幹事は、そのあとに、今後の行き方について、こう記している。

「従つて今後のこの問題の研究としては、中間報告にもられた原則に基づいて、自由企業が発展していくための諸条件の整備に努めるとともに、得た結果は一片の意見書に終らせることなく、その実現の方法を考え、それを推進していくことを心掛けるべきであると思う」

こうして「政府と企業との関係」のうち、とくに「企業と経営者のあり方」は、単なる遠大の理念ではなくして、現実の行動の指針としての意味をも担っていることが明らかとなつたのである。

なお全国組織の別の活動としては、第三回全国常任委員会が十一月六日福岡で開催され、地方経済発展特別委員会提案の「東北開発についての意見」および「経済力過度東京集中抑制について」を決議した。

七、「経営者啓発」への態勢整備

―組織活動の再検討―

「社会的責任」を自覚し、その実践に乗り出すことを誓った経済同友会は、そのつぎの発展段階として「政府と企業との関係」をつきつめて考えていくうちに「企業と経営者のあり方」についての理想像を描き出し、それと現実の姿との間に、大きな開きのあることに想到した。神武景気の反動が、経過や動因はとにかくとして、結果において、投資の行き過ぎを背景とする輸入増大がその直接的原因であつたことが明らかであれば、そこに洗練されない自由競争の弊害を見せつけられたのも同じことだからである。中山代表幹事の前記の一文からの引用によつてもわかるように、経済同友会は、いまや当面現実の問題として、経営者啓発の必要を痛感し、全組織活動をあげて、そこに焦点を合わせることの必要性を感じとつたのである。さらに毎年の日本生産性本部トップ・マネージメント・チームに、経済同友会の多数の幹部が参加して、外遊し、アメリカの経営者や、アメリカの経済団体のあり方と動きをみるにつけて、ひるがえつてわが国のその遅れを、つくづくと感じさせられざるを得なかつた。ここに内外の切実な体験と見聞によつて、経済同友会の運用そのものに根本的再検討を加える機運が急速にありあがつたのであつた。

「経済同友」（三十二年十二月号）は「軀機に臨む経済同友会―組織活動に検討を加えよ―」という警告的、自

省的主張を掲げているのは、この機運を物語るものである。大要はつぎの通りである。

「あえて外国の経済団体をまねるつもりはないが、米国の経済諸団体はすべて経営者社会の問題解決に真剣に取り組んでいる。また個々の経営者によつてなし得ない分野の開拓、あるいは共同の利益となる事業の実施なしは意見発表の場となつている。運用面でも、会員が所属団体の意見に同意し難い場合、採決のとき意思表示もせずに蔭で批評する如き態度を排し、堂々と少数意見を発表する慣行を育て、極めて合理的かつ實際的に運営されているのである。確かに学ぶべき長所の数々があると思う。

しからば同友会は地固めの時代を経て、新しい発展にそなえようとすれば、活動や運営をいかに改めていくべきだろうか。まず経営者社会における自らの問題を積極的にとりあげることから始めるべきである。企業経営近代化に寄与するための情報交換や教育活動が、従来とかく二義的に扱われていたのは大きな誤りである。むしろこの種の問題に重点が置きかえられねばならぬのである。それは経営者自身の最大の責任に属する問題であるからである。それと併行して自由企業が発展していく必要な政治的、社会的諸条件の整備についての研究調査と、それから得た結論は、一片の意見書に終らせることなく、いかにして実現させるか、その方法を考え、それを推進するための活動を忘れてはならないのである。抽象的なものより具体的なものに、祭典的計画よりも地味で実質的な計画に、陳情的内容のものより企業自体の建設的な問題に、換言すれば経済同友会の主体性強化と内容充実の方法を活潑に論議すべき時期にあると思う」

このような機運のうちに、三十三年一月十七日、新年第一回の幹事会が開かれ、経済同友会の性格および組織

の再検討、ならびに今後の事業計画について協議された。

その結果、つぎの方向が確認された。

一、経済同友会の性格は、業界の利益を直接代表する団体ではなく、経済政策の基本問題を調査研究し、あわせて経営者自体の問題すなわち企業経営の政策決定の方法を調査研究する団体である。しかし、経済同友会も会員が八百名にものぼる一種の大衆団体ともなれば、基本問題の調査研究よりは、むしろ経営者自体の問題を取扱うという活動分野に重点をおくべきである。

一、組織については、会勢の発展とともに、現在二十三の地方経済同友会があるが、各地の同友会に参加している有為な経営者の発見と育成を図り、各地同友会の全般的水準の向上を期することが必要である。

このような前提のもとに、昭和三十三年の活動の方針および事業計画がつぎのように決められた。

▽会員に対するP・R活動の拡大を図り、まず会報の改善より着手する。

▽時事研究会は一部を除き同友クラブに移譲、同友クラブとの提携のもとに、かかる部面の活動分野の拡大を図る。

▽本年の活動は企業経営近代化についての調査研究を重点的にとりあげる。その手初めとして通常総会を目標として「企業内の幹部教育計画、とくに後継経営者の育成計画」の調査研究に着手する。

▽全国組織の改善を促すため、大阪、名古屋、福岡の最高幹部と懇談する。

▽県単位同友会に対しては本会幹事の当該地域関係者をもつて担当者とし、その発展に協力するとともに、

本会幹部が各地経済同友会に赴き接触を図る。

▽各地経済同友会の中堅幹部の招待懇談会を二月中に開催する。

三十三年三月十日東京で開かれた第四回全国常任委員会で「組織特別委員会」を設けることを決めたが、これも全国組織充実への一つの布石であつた。

すべてこのような性格規定、組織活動の方向は「企業は社会の公器であり、これを永続させることが経営者の社会的責任である」という考え方を前提として、自己啓発を行うとともに、これを後継経営者や全国の一般経営者にも伝播させ、認識を深めさせるべきであるという立場からなされているものとみてよからう。

この「経営者啓発」の方策の研究は、経営方策審議会が担当することになつたが、同審議会は研究の方向をつぎのように記している。（「経済同友」三十三年三月号より）

「本審議会がこの問題を取りあげたのは、自由主義経済を護るためには、何よりもまず経営者の自己啓発と後継経営者の養成が必要であると考えたからである。企業経営は、資本主義の発展とともに大規模かつ複雑化する結果、経営者は経営の能率増進を常に心がけねばならない。また技術の進歩が著しく、業務も専門化する結果、経営層の厚味が増し、経営管理について一層の配慮が必要になる。さらに新思想、労働組合の抬頭等により、新しい感覚で人間関係を考えねばならぬなどの事情から、今日の経営者は絶えず自己を教育しなければ、企業の繁栄ひいては国民経済の発展を期することはできない」

八、国際的発展への志向

—米国CEDとの連携考慮—

昭和三十二年秋ごろ以来、経済同友会幹部の間に、会の国際的発展への関心が急速に高まってきた。それは、神武景気の反動としての不況が深まるにつれて、ブームからデフレへの急激な経済変動は、国内的な面にもその原因を見出だすことができるが、国際経済の不均衡な発展にも根本的な原因があり、これを調整しなければ、国際的にも国内的にも経済の順調な循環を期待できないということを感じたからである。すなわち、この国際経済的調整を図るためには「国際経済会議」を開き、ドルの偏在是正とか貿易の自由化促進といった世界経済の安定発展を阻害する面の根本的な治療策を、国際的規模で考えなければならぬが、そのためには、日本としても世界経済の一員として、その国際会議開催への提唱を思いきつてなすべきではないかという機運が高まり、その橋渡し役として経済同友会のような性格の経済団体が、米国の同じような性格の経済団体に呼びかけ、財界ベースで、そうした機運を盛りあげていくのが効果的な方法ではないか、という意見が強く出てきたわけなのである。

具体的には三十二年十二月中旬の政策審議会で、翌年の経済が検討されたとき、国際経済会議提唱論が顔を出し、続いて翌三十三年一月の政策審議会で、この問題を中心に討議された。その会議の模様を「経済同友」（三十三年二月号）は、こう記している。

「國際經濟會議を必要とするかどうかを中心に意見を交したところ、内容は別として一応そのような機会を持つことは望ましいというのが大勢であつた。また先般民間の國際會議に出席した経験者は、各国の民間の間にもその機運が熟していると判断していた。そこで、どこが提唱するのが最も効果的かについて論議された。もとより米国がその気にならない限り実現は不可能であり、また今日の勢力關係からみて、米国の招集によらねばなるまい。しかし米国の世論を考えると、余り簡単に進むとは思えない。そこで米国の世論喚起を図るべきであり、その意味において、わが国が米国の財界人に申入れするのはどうかという意見がでた。ことにわが国が世界經濟の影響を敏感にうけやすいだけに、世界經濟に無関心ではいられぬ実情からも、積極的に発言して差支えあるまい。しかしして政府間の話は事実上は困難だし効果も乏しいから、民間の話し合いが適當であるというのが、一致した考え方であつた」

そして「經濟同友」は、最後に「國際經濟會議は今後も引続き研究を重ね、十分な確信を得られれば、米國經濟界に、あるいはニューヨークの經濟發展委員會（略稱CED）に注意を喚起するような措置を講ずることにならう」と結んでいる。

經濟同友会の國際的發展への関心は、まずCEDとの提携という線を通じて具体化することに方向を見出したのである。經濟同友会は早くからAMA（アメリカ経営協會）と連携、加盟しているが、これは企業経営の研究調査および講習訓練を目的としているものである。これに反してCEDは広く經濟政策の研究にあつてゐる団体であるから、國際經濟問題についての意見交換や、國際經濟會議提唱についての協調などといった一般的な

分野における提携には、ふさわしい性格を持つてゐるわけなのである。

その後、経済同友会は、CEDとの接触を深め、また国際経済会議開催の具体化方策についても、引続いて検討を重ね、七月にはCEDに対して、この問題についての経済同友会の考え方および討議の内容を記した書簡を送付した。

CEDの性格や組織について「経済同友」（三十二年十二月号）は、つぎのように紹介している。

「この団体は、アメリカ財界の有力者百五十名で組織し、国民経済政策の研究に當つてゐる。性格、活動において経済同友会に似ている。

CEDでは理事会員中から選ばれた四十名の政策調査委員会が専ら研究調査に従事し、また権威ある見解を発表して、それを国会および行政府に採択させるための活動を行つてゐる。この団体は一九四五年、戦後経済に必要な政策研究を目指して、スチュード・ベーカー社長ポール・ホフマン氏の提唱で結成された。CEDの欧州経済の復興促進に関する意見は、当時のマーシャル計画として具体化され、ホフマン氏は乞われてトルーマン政府の欧州復興長官に就任した。いくたの立派な政策が、その後も引き続き取りまとめられた。平時における経済統制の研究では、政府と企業との関係を明確にした。後進国の経済開発についても見解を発表してゐる。米国の財界に対しても遠慮なく意見を述べてゐる。現在はアメリカのインフレーションの研究をとりあげてい

第三章 自主調整運動の発足

一、経営者の自己啓発と後継者の養成へ

—昭和三十三年通常総会開く—

経済同友会の昭和三十三年通常総会は、四月十一日丸の内日本工業倶楽部で開かれ、中山代表幹事議長となつて議事を進めた。まず任期満了の岸道三代代表幹事の後任として、井上英熙幹事が選任されたのち、三十三年度活動方針および「経営者啓発についての所見」を採択した。

「経営者啓発についての所見」は、さきに述べたように、「政府と企業との関係」(中間報告)にもられた「企業と経営者のあり方」の考え方を前提として、経営者の「社会的責任」の意義を一層具体的に追求するとともに、これを実践にまで高める意欲を示したものである。そして実践面では、現代を背負う経営者の自己啓発を強調するほか、その線にそつた後継経営者養成の方策を具体的に示したのである。こうして、三十一年秋の全国大会以来、経済同友会の指導精神であつた「経営者の社会的責任の自覚と実践」は、ここにいたつて、ようやく実践の域に到達したのである。

まず「所見」の要旨はつぎの通りである。

「科学技術の革命は、人類にかつてない大きな変化を体験させている。これは世界を通じ、そして政治、経済、

社会のすべての面に及び、その内容を新にする傾向にある。

かような際、わが国、各層各界の指導者が、既成の感覚や経験至上によって、その指導力を維持することは、少からず困難となり、自ら進んで新しい教養を積む必要を、自他ともに認めざるをえない。このことは技術革新下の経済界において、とくに急務というべきである。それ故、ここに主唱する経営者の啓発は、決して技術的な問題としてではなく、経済発展にともなう本質的問題として、広く経営者の理解を求めようと試みるものである。

すなわち技術革新にともなう企業規模の拡大と経営の高度化は、企業の内部およびその対社会関係に大きな変化をもたらした。内部変化とは新しい人間関係の発生と、技術革新に対応する程度の高い経営技術の展開であり、また外部的とは企業の社会性に立脚した経営の確立である。この結果、伝来の経験と勘にもとづく古い型の経営政策では、もはや近代的企業として成長が望めなくなり、ここに経営者はその責任とリーダーシップのもとに、科学的経営政策の樹立によって、経営の近代化を図り、新しい段階に備える必要に迫られている。以上のような背景において、我々はまず経営者の自己啓発と後継者の養成が、経済界で普遍化されなければならぬと確信する。それはつぎの理由にもとづく。

第一に資本主義経済発展の源泉は、個人の創意、したがって経営者の創造性であり、第二に企業が今日社会の中核的存在として国民経済の消長につながっている事実にかんがみ、企業の恒久的発展は経営者の大きな責務であり、これを可能ならしめるのは次代経営層の如何にかかつており、第三に上記の如き企業の変化は、新

しい教養と経営技術を身につけた有能な経営者を求めているからである。

いわば企業の長期発展は、経営者の量的拡充と質的向上なしにはこれを望みえない。しかしながら、これは自然発生に任せては到底達成できないばかりでなく、終局においては単に企業の盛衰のみならず、個人の伸長を基調とする資本主義経済、自由社会そのものの発展に、重大な影響をもたらすことを忘れてはならぬ。ここに経営者啓発の社会的意義があり、それを意識的、計画的に起さねばならぬ所がある。

ここに我々は、経営者教育の具体的実践方策究明の前提として本問題を強調するゆえんである。

一、経営者は経営教育を制度化するため企業内で教育要綱の作成及び長期の教育計画を樹立する必要がある。
一、最高経営者は、企業内における共同研究を実行すると同時に、外部において経験交流の慣行確立に努める必要がある。

一、経営者教育の狙いは、経営者の共同意識とリーダーシップの鼓舞及びその自主性の自覚促進、新しい人間関係の確立、企業組織の官僚化防止、及び権限委譲の実現とそれにとものう責任感の昂揚を図る。

一、経営者教育の方法は、実務を通しての企業内における常時教育と、外部における特別機関の設置、並びに学校教育の改善による企業と学校の近接及び協力を促す」

要するに、技術革新下の新しい時代において、経営者はその社会的責任を自覚するとともに、新しい時代に即応した経営を確立しなければならないが、そのためには自らを啓発するとともに、次代経営者層の教育によつて企業の恒久的発展を図り、ひいては自由主義経済の発展に資さねばならない、ということにほかならない。

この「所見」の提案にあつて、経営方策審議会委員長木川田一隆幹事が提案理由の説明にあつた。

まず木川田氏は「経営者啓発の問題は、経営の担当責任者である我々自体の問題であるばかりでなしに、自由経済発展の鍵とも考えられるので、一年間にわたり慎重審議を重ねた末、ようやく結論に達した」と、問題の重要性を強調したのち、つぎのように解説した。

それによると、技術革新によつて経済がうけた影響のとくに著しい問題は、企業の規模の拡大と経営の複雑化ないし高度化である。これを企業の内外にわけてみると、内部的には第一に「新しい生産方式の採用や経済構造の変化、生産量の増大、これに対処して新市場の開拓、創造という問題が複雑に企業の内部に発生して、経営全般に対して、新しい経営管理の必要性が急速に増大してくる」ということ、つぎに第二には「労使関係において、機械化による人間性の制圧により、勤労の喜びが薄れるとともに労使間のつながりも疎遠になつてくる。つまり人間関係が急激に変化してくる」ということになる。また外部的には「規模の拡大の結果、いきおい少数大企業は寡占の傾向を辿り、ややもすれば自由放任の考えをもつて、市場支配により消費者主権を侵害するというように、消費大衆との利害関係が極めて複雑、深刻になつてくる。ここにおいて大企業は単なる私営営利機関の域を脱して、公正競争や自律規整によつて公益の増進に寄与するという社会的責任が増大してくる」のである。

このように企業内外の変革が、技術革新を契機として行われつつあるので、内には企業経営の近代化を図り、外には企業の公共性に立脚した経営を樹立しなければならなくなつた。

ところが「経営はもとより人である。経営の近代化を図るにも、まず最高の経営者は、自発的に自己啓発と次

代経営者の養成教育をとりあげることが第一の出発点となつた」のである。そして自己啓発ならびに教育の主な内容は「企業内においては、経営管理の科学的手法を取り入れ、新しい人間関係をつくり、個人の人格を尊重し、個人の自己発展による創造精神を自発的に誘発する仕組みを講ずる」こと、また外部的には「企業相互に企業活動を自律調整し、換言すれば過当競争の防止、排除、共同態勢の確立、消費者主権の尊重など、責任ある経済、秩序ある経済をつくりあげる」ことである。そして教育の対象は、「対外的問題ではトップ・マネージメントであり、対内的問題ではミドル・クラス」に重点をおく。

そして木川田氏は最後に「これを同友会が所見として提案するゆえんは、とりあえず、個々の企業が無計画にこれを実施する場合に起る諸種の弊害を除き、わが産業経営者が広く経営者啓発の重大性をよく理解し認識してこれを推進する契機を求めよう、世論を喚起しようという意図にはかならない」と結んでゐる。

これに対して、一井保造、神義之介両幹事から所見に対する賛成討論があつたのである。

二、「国際経済委員会」の設置

——新年度活動への機構改革——

三十三年度通常総会におけるもう一つの重要な決定は、新しい活動方針および組織の改革であつた。ここでは、国際経済会議の開催を目的として、アメリカのCEDとの連携を深めるといふ前年末からの新しい意図を活

かして「事業計画の基本」にその意向を織りこむとともに、組織上にも必要な布石を行ったのが注目される。

まず「事業計画の基本」はつぎの通りである。

一、第九回全国大会で決議された「経営者の社会的責任の自覚と実践」は、本会の事業計画実施の基本となる。とくに企業経営の近代化促進に必要な事業として本年度は、経営者の自己啓発、企業と政府との関係の具体的検討に重点をおく。

二、長期的経済政策確立のための調査研究を行うとともに、政府政党との懇談を通じ、本会の意見を国の施策に反映せしめることを図る。

三、国際経済に対する関心喚起並に調査研究

四、生産性向上のために必要な活動及び事業

五、地域経済発展の促進と地方同友会の活動助長

つぎに「組織」については、「経済発展の本質的問題の解明に一段と力を注ぐとともに、大多数会員がなるべく多くの機会に会の諸活動に参加し、かつ自由に意思の発表ができる」ことを主眼として、大幅の改良が加えられた。新組織の主なもののはつぎの通り。

▽総務委員会

従来の幹部会を廃止し、総務委員会が幹部会の業務を担当する。この委員会は代表幹事を補佐し、幹事会の運営を協議することを目的とする。同委員会は代表幹事、組織委員長、財務委員長、政策審議会委員長、

経営方策審議会委員長、国際経済委員長、全国委員長及び地方協力委員長よりなるが、代表幹事が必要と認めるときは、その他の幹事を随時これに加えることができる。緊急を要する事項は同委員会が処理し、幹事会の承認を求める。

▽組織委員会

従来の総務委員会の業務は新たに設置する組織委員会が行う。主なものは会員及び組織関係事項、事業運営の基本方針の審議並に全国委員会との連絡を分担する。

▽国際経済委員会

国際問題の調査研究及び外国の団体、財界関係との交渉を担当する。

▽地方協力委員会

地方同友会との協力事業を担当する。

▽常設部会

従来の部会を廃止し、新につきの部会を設け、全会員のため意見の交換及び情報提供の場とする。部会は原則として定期に開催し、会員の希望に応じて所属部会を決める。部長は幹事が当る。

経済政策部会、企業経営部会

景気観測部会、海外市場調査部会

法制及び税制部会

この活動方針および組織の変更について、伍堂輝雄幹事からつぎのような説明があつた。

「事業計画の基本として重点をおいていきたいと考えるものに三つある。その一つは『経営者の社会的責任の自覚と実践』という問題をもっと掘り下げて、実践面に十分これを進めていくことの中の一つに、『経営近代化促進』ということがいわれている。この近代化の基盤として、本年度は経営者の自己啓発の具体的検討という問題を大きく取り上げたい。第二の問題としては、日本の経済人として、ドル不足の問題、あるいは自由主義諸国と共産圏との貿易調整の問題などを國際的見地から、あるいは國際經濟の中の日本という立場から具体的に検討していきたい。場合によつては一つの方法として國際的の話し合いをする機会を持つということについても、検討してみたい。第三には、地方の同友会との関連をより緊密にし、より協力する範圍を広くするという意味で、活動を助長していくという点があげられている」

新組織による委員長、部会長の陣容は四月十八日の幹事会で選任された。つぎの通りである。

▽会務機関

組織委員長	二宮善基
財務委員長	水上達三
政策審議会委員長	東海林武雄
経営方策審議会委員長	木川田一隆
國際經濟委員長	永野重雄

全国委員長

工藤 昭四郎

地方協力委員長

岸 道三

▽調査機関

調査研究委員長

安藤 清太郎

通商政策委員長

岩佐 凱実

労働政策委員長

藤井 丙午

科学技術政策委員長

袖山 喜久雄

道路港湾政策委員長

山本 高行

中小企業委員長

坂口 芳久

▽常設部会

経済政策部会長

伍堂 輝雄

企業経営部会長

加藤 威夫

景気観測部会長

阿部 康二

海外市場調査部会長

寺尾 一郎

法制及税制部会長

西野 嘉一郎

産業政策委員長

小坂 徳三郎

財政金融政策委員長

安居 喜造

農林政策委員長

鈴木 治雄

生産性向上委員長

竹内 俊一

三、新政局に対して見解を發表

——第二次岸内閣にも望む——

昭和三十三年五月二十二日に行われた総選挙で、自民党は二百八十七名、社会党は百六十六名、共産党は一名、諸派、無所属十三名という結果が出た。解散時の衆議院議席に比して、自民党は三議席を失い、社会党は八議席を増し、共産党は一名減つた。自民党はかろうじて、その勢力を維持した程度であつたが、社会党も、投票数においては漸増の傾向を明らかにしたものの、議席においては、前回あるいは前々回ほどの伸張をみせることはできなかつた。保守勢力としては、一応安定政権の基盤を確保したといふことはいへよう。

前回の総選挙は昭和三十年春、鳩山内閣のもとで行われたのであり、その後、石橋内閣を経て岸内閣と移つたのであるから、長期政権をめざす岸内閣としては、当然衆議院を解散して総選挙を通じて国民の信任を問う義務があつた。そこで三十二年十一月の第二十七臨時国会の冒頭、浅沼社会党書記長は代表質問で「解散の時期を明確にせよ」と迫り、また第二十八通常国会では二月三日、社会党から解散要求決議案が出されるほど、解散問題はいよいよ熱を帯びてきた。しかし岸首相は、引締め政策のあとの経済情勢が、解散と総選挙による政治の空白を許さないことなどの事情から、三十三年度予算の成立後に解散するハラを決めていたところ、四月二十五日の衆議院本会議に社会党から内閣不信任案が提出され、ここに解散し総選挙に突入することになつたのである。

六月十日、第二十九特別国会が招集され、岸自民党総裁を首班に指名、六月十二日第二次岸内閣の組閣を完了した。蔵相には佐藤栄作氏が就任、藤山外相は留任した。通産相には高崎達之輔氏が、経済企画庁長官には三木武夫氏が就任し、池田勇人氏は國務相として入閣した。

一方、経済情勢は、引締め政策による不況が、ようやく深刻になつてきていた。引締めの影響はまず株式市況に現われ、三十二年七月には年初来の安値を記録した。卸売物価も全面安となり、九月の物価指数は、引締め以來三・八%の低下を示した。このため流通部門には在庫調整の機運が強まり、それが生産段階に波及して、一部産業には操短が現れた。それまで上昇一途であつた生産指数は八月から下向に転じた。企業の資金繰りも苦しくなり、手形期限の延長、不渡手形の増加が目立つてきた。また輸入の抑圧により、信用状の開設高は五月をピークに下りはじめ、八月には輸出入信用状開設高の黒字が出た。

こうした傾向を一般的な数字でみると——三十二年度の鉱工業生産指数は、前年度に比して一二%上昇したが、それは引締め以前の上期の大幅な上昇率によるもので、下期だけについては、四%の増に過ぎなかつた。しかも三十三年三月の水準は、ピーク時に比して一〇%も低かつたのである。さらに三十三年上半期（一月～六月）の鉱工業生産指数をみると、前年同期に比べて二・二%下つたが、この指数が前年同期を下回つたのは戦後始めてのことであつた。生産水準の低下は設備操業度の低下と見合うものであるが、工業全体の操業率は通産省の調べによると、三十二年三月に七九%であつたのが、九月には七五%に、三十三年三月には七〇%にまで落ちた。これは主として過剰在庫、過剰設備の圧力によるものであり、その対策としての生産調整——操短の結果

であつた。

ただ設備投資のみは、三十二年四月—六月のピーク時に比しては幾分低下したものの、三十三年六月ごろには、まだかなりの高水準にあつた。これは三十二年度投資計画の八〇%を継続工事が占めていたこと、また電力、鉄鋼、石炭、海運等の基礎部門の投資が全体の計画の四〇%を占めていたこと、そして、それらの部門への資金供給は財政投融資をはじめ民間からも、かなり優先的に行われたためであつた。三十二年度における全国銀行の貸出増加額は八千四百七十四億円で、前年度に比して二〇%の減であつたものの、三十年度に対しては五千億円以上の増加ぶりであつた。一方、全国銀行の実質預金の増加額は五千三十八億円であつたから、差引き不足分は三千百十八億円にのぼる日銀貸出の増加によつてまかなわれたのであつた。こうして、三十二年度の設備投資は前年度比二〇%の上昇となり、これが不況期にもかかわらず、景気支持の支柱となり、また逆に過剰設備の原因ともなつて不況長期化の最大の原因ともなつたことは注目すべきである。

このようなきびしい金融引締め政策の結果、国際収支の改善は早急にもたらされた。三十二年度上期は六カ月間毎月払超で、赤字の累計額は約五億ドルに達したのに対し、下期は六カ月間毎月黒字で、その累計額は約一億八千万ドルであつた。これは輸出の一応の好調と輸入の激減に基ずくものであつた。外貨準備額も三十二年九月末の四億五千五百万ドル（新しい算出法による）から三十三年三月末には六億二千九百万ドル、六月末には七億一千八百万ドルと増加し、大体三十一年度末の水準に復したのであつた。

このように不況は深化し、一方、国際収支の改善も目に見えて進んだので、経済界一般には手直し論が出はじ

めた。六月成立した第二次岸内閣でも、六月二十六日の経済関係懇談会でかねて景気振興策を説いていた池田國務相から「輸出増大にキメ手のない以上、国際収支はこのところ八カ月続きの黒字でもあるし、内需を振興して在庫を吐かせ、生産の回復を図るべきである」との意見が出た。しかし佐藤蔵相らはこれに賛成せず、閣内の見解は容易に一致しない状態であつた。

しかし日本銀行は、三十三年度第一四半期の情勢が、一般的に景気調整は最後の段階に入り、操短は本格化し、資金需要も平静化してナベ底型の不況の様相を呈しはじめたので、六月十七日公定歩合を二厘引き下げた。この引き下げにあたり山際日銀総裁は「従来、公定歩合引き下げの条件としてあげられていた国際収支の安定、物資および資金面の需給均衡という点と考え合わせるとき、現状はまだ安心できないが、公定歩合の引き下げによつて、そういう経済の正常化が阻害される心配はないと判断したのである。したがつて、この引き下げは金融緩和でも不況対策でもなく、金融正常化のための引き下げであつて、窓口規制も続けていくし、高率適用も存続する」と、なお警戒の態度をすててはいなかつた。

経済同友会が「新政局に対する吾等の見解」および「岸新内閣に望む」の見解を發表したのは、こうした政治経済情勢においてであつた。前者は総選挙直後の五月二十三日、後者は第二次岸内閣成立の翌日六月十三日であつた。二つの意見書の内容は次の通りである。

「新しい政局に対する吾等の見解」

総選挙の結果多数を制した与党が引きつづき政権を担当することになるが、政局の帰趨が、このように決つた機会に与党は過去における党の在り方を冷静に反省し、かつ内外の情勢を深く洞察の上、国民大多数の支援に応える態勢を整えるべきであらう。

とくに選挙を通じて共産圏の動向、それが国内に及ぼした影響、さらに世界各地における政治的動揺など国際情勢は極めて重大化し、また国内的には政治、経済、社会の各方面に困難な事態が生じていることを思えば、強力な政治によつて国民の団結を図り、難局を克服せねばならぬのである。しかして強力な政治とは、いうまでもなく政策の樹立および遂行にあたり、過去に示された如き一切の障害を除去し、党と政府が渾然一体となり、政党内閣の本領を発揮して一貫した政策を強力に推進することにある。

これがためには組閣に際しても右の線を貫くことを基調とし、有能かつ実行力を有する人材の起用と合わせて党組織と閣内運営の在り方に十分の配慮を行うべきであらう。

政策においては、内外情勢にかんがみ、確固たる外交政策の樹立により不退転の方針を国民に明示しなくてはならぬ。

結局、二大政党による議会政治を健全に発達させるためには、与党が率先して強い政治の在り方を実践する責任を負わされているものと信ずる。

「岸新内閣に望む」

岸第二次内閣は、政局の長期安定を目指して発足した。

思えば昨年七月、岸第一次内閣の改造直後、我々が国際収支改善を達成するまで、安易に手直しをやらぬよう申入れてから、およそ一年になる。この間、金融引締めを中心とした諸施策によつて国際収支の改善はほぼ達成したが、他面、内外の景気後退で、国内経済は萎縮沈滞の様相すら呈している。いうなれば、金融引締めを中心とした政策が限界に達したことを意味するもので、この際、新内閣が政局の長期安定を志すからには、これと表裏関係にある経済の長期安定のため、新たな政策に転換することを考慮すべきである。

しかして、今回の経済変動の経験および日本経済の体質あるいは世界経済の現状等から推して、わが国経済の長期安定と拡大均衡を図るとしても、常に国際収支の均衡保持を念頭におかねばならぬのは、いうまでもない。これのためには輸出振興を基本として、生産はもとより財政、金融、流通および消費にわたる一切の経済政策が、総合的かつ長期的観点から策定され、これを強力に実施するものでなければならぬ。この場合基礎条件として、わが国産業に対する輸出力培養のため合理化、近代化を徹底的に促すとともに、経済基盤強化資金等の活用により、道路港湾等の事業を積極的に起こし、経済の萎縮から成長への足固めを行い、あわせて失業防止に万全の策を講じなければならぬ。

もとより輸出振興については、経済界としても大いに反省の余地があるのみならず、輸出マインドの喚起、過当競争の排除等、自ら努力せねばならぬところ少しとしないが、同時に国の内外にわたり、輸出振興を可能

とする条件を整えることが急務となつてゐる。よつて政府は、対内的には輸出振興について、全国民の協力を得るため、国民運動の誘導、輸出を促進するための制度的措置、また対外的には貿易の障害排除のため自主積極的な外交、通商政策を速かに用意する必要がある。

新内閣は文教、労働、社会保障等重要問題を沢山抱えているであろうが、まず経済の基調をどうするか、これを明確にすることから始めるべきであると思う。

この二つの見解発表のうち、はじめの「新政局に対する見解」は、政治のあり方に関するものであり、まず政局の長期安定を望む立場から、過去における派閥的行動の解消に努めるとともに、党と政府が一体となつて強力な政治を実践することを要望したのである。

ついで、あとの「岸内閣に望む」は専ら経済政策についての注文をつけたもので、一貫するものは、経済の長期安定のための政策転換要望である。その動機は、金融引締め政策のねらいである国際収支の改善はほぼ達成されたこと、半面における景気の沈滞が、そのまま放任することを許さなくなつてゐることの二点にあり、金融引締め政策の限界にきたことを指摘しているのである。しかし、国際収支の安定は、一時的な改善によつて安心できるものではなく、なお長期にわたつて安定を確保せねばならないという見方から、今度は積極的に、輸出振興策に重点をおくこと、またその有力な一環として、産業の競争力培養のための近代化や経済基盤の強化には万全を期すべしとしたのである。

経済同友会が、この二つの見解をまとめるにあつて、政策審議会その他の機関で検討したところ、前者については、「与党が議会政治を健全に発展させる上に責任の重いことを願ひ、かつ組閣にあつて党内事情にとらわれず、あくまでも人材本位の強力政権を望む」という線の内容とすること、また後者においては

一、財界の威信をはつきり示す内容とすること。

一、経済政策の羅列をやめ、経済政策の基調明確化の必要を主張する。それに伴つて輸出振興の重要意義を強調する。

一、政策転換を勧告する。しかし、その際国際収支を犠牲にすることが間違つていることを忘れてはならぬ。

一、輸出振興を阻害しているものの除去を主張すべきである。

の諸点を強調することを申合わせた。二つの意見書は大体その線を忠実に実行したのであつた。

要するに前者は、「議会政治の擁護」に関する決議以来の、政局の長期安定を望む考え方の線にそうものであり、また後者は、「議会政治の擁護」のためには、経済的条件の充実による環境整備が必要である」という立前において、同一線上にあるものであるが、とくに主張する経済政策の考え方については、昭和三十二年六月の「日本経済の現状を如何に観るか」の見解に、その淵源を見出だすものである。つまり客観情勢の相異によつて重点の置きどころに差はあるとはいえ、両見解とも、国際収支の安定を重視しつつ、輸出振興と近代化投資への積極的意欲を打ち出しているのである。しかも、両見解とも「過当競争の排除」等、経済界自身における反省を忘れていない点においても相通するのである。そして、この「反省」は「経営者の社会的責任」のこの部面における

現実的表現にはかならないのである。

自民党は深刻化した不況切り抜けのため、政調会内に臨時財政経済特別委員会（委員長水田三喜男氏）を設け検討をはじめたが、経済同友会にも意見聴取の申入れがあったので、七月二十二日（堂輝雄政策審議会副委員長）は幹部が自民党本部で党側と懇談、見解を表明した。その席上、経済同友会側はつぎの点を強調した。

「現在行われている生産調整のみでは、逆にコスト高になり輸出も困難となつて、縮少均衡に落ち込む恐れが強い。そこで国際収支は堅持しながら、その枠内で誘引的の意味で、公共事業費や財政投融资の繰上げ支出、経済基盤強化資金の取り崩し等を考えるべきである」

四、自主調整の機運醸成へ

昭和三十三年秋の経済情勢は微妙な段階にあつた。それは、あとになつてふり返つてみれば、景気の停滞局面から回復局面への過渡期であつたのであるが、当時の実感としては、楽観、悲観両様の見方が併立し、容易に結論を見出すことのできないような割りきれない情勢にあつた。生産は上昇に転じていたが、物価は下落しつつあり、また企業の収益は著しく低下し、人員整理や工場閉鎖が随所にみられるといつた本格的不況の様相も深くなつてきていたのである。その間において、国際収支は一貫して好転の歩調を辿つており、政府、日銀もテコ入れ策を相当積極的に打ち出していたのであるが、世界景気の不振から輸出の伸びも多くを期待できないという客

觀的見通しの悪さと、何よりも企業経営への不況の浸透による実感が、経済界から暗雲を容易に取り除くことができなかったのである。

この間の事情を、もう少し具体的にみればこうである。——すなわち昭和三十二年度にとられたきびしい総合的な引締め政策の結果、景気の局面は急角度に悪化し、一方、政策の目標である国際収支も、三十二年秋から改善の方向に転じたので、政府、日銀は実質的な引締め緩和から内需刺激への政策に転換しだした。三十三年六月十八日に日銀が公定歩合を一挙二厘引き下げたのを手初めに、八月二日には佐藤蔵相が、公共事業費を十二月までに、前年度に比べ四百二十億円、財政投融资を九月末までに同じく四百四十億円多く支出する旨を発表、さらに九月五日には日銀は公定歩合を一厘再引き下げた。この再引き下げにあたって山際日銀総裁は、これは産業界の金利負担を軽減するとともに、金利体系の整備を通じて金融正常化を推進するためであつて、金融緩和を意味するものではないことを強調したが、それは結果的には政府の景気振興的考え方に同調するものにはかならなかつた。政府、日銀におけるこのような政策転換は、さきに指摘したように、不況の深化を放任できなくなつたことと、一方において国際収支が著しく改善されたことを背景とし、契機とするものであつた。

まず不況に対する経済界の実感である。三十三年五月に経済企画庁が行つたビジネス・サーベイ（企業経営者の景気見通し）によると、五九%が三十四年一月——六月に景気が好転するとみていたのが、八月の調査では五一%が三十四年四月——九月に回復すると回答し、景気回復の時期を先にとらしたのである。また七月に発表された経済白書も「日本経済の現状は、外貨危機の花道を通つて、生産過剰の舞台に到達した」と述べ、また「行

きすぎた投資ブームの反動で、本格的な立ち直りまでには、前回のデフレよりある程度、長い期間を要するだろう」と見通した。はじめ経営者は、神武景気による内部蓄積と慢性的な楽観の見通しによつて、本格的な不況対策に乗り出さず、せいぜい操短のための時間外労働の規制、休日増加、臨時工の整理、一時帰休制度ぐらいでしのいでいたのであつたが、三十三年に入ると、昇給停止、賃下げから、さらに事業場の閉鎖、希望退社、解雇という本格的合理化を意図するにいたつた。しかも中小企業のみならず、大企業までもが、こうした強行策に踏み切つたのである。例えば七月には倉敷紡績、日産化学、日本硝子、八月には小西六、九月には石原産業、鐘淵紡績、日東紡績、日本水素、富士紡績、東洋紡績、十月には三井鉱山というふうには、不況——合理化の波は広範囲に及んでゆき、一種の社会不安が醸成されてきたのであつた。この微妙な段階について、通産省は十月二十日発表した「三十三年七月—九月の経済動向」と題する調査資料で、つぎのように述べている。

「最終需要は、比較的順調な消費を除き設備投資、輸出とも横ばいであり、中間需要もまた停滞をつづけている。一方、減産体制の強化は困難だつたので、過剰在庫の解消は進まず、ために、物価はいぜん軟調に推移した。そのためすでに本年春の決算から悪化している企業経理は、さらに、その傾向を強めた。と同時に業種別にも企業別にも、次第に格差を生じ、不況産業では企業の抵抗力の弱화가目立つてきた。そこでいよいよ採算の悪い工場の閉鎖による生産の集中、人員整理などがでてきた。十月—十二月期も生産の調整がつづけられるから、一部の企業の内容は、さらに悪化するだろう」

企業経理の悪化は、決算の数字にも明らかである。東京証券取引所に上場している三月、九月份決算の三百四

十社についてみると、三十三年三月期の売上げは前期に比し六・八%、利益も一五・四%減少していたが、さらに九月期には、前期比一・九%、七・五%それぞれ低下している。九月期には減配会社六十三社、無配転落十四社を出した。

このように企業のうけた不況の実感は深刻であつたが、一般的な指標によつても、三十三年夏から秋にかけては、景気はまだいわゆる「ナベ底」の状態に低迷していた。三十四年度経済白書は、三十三年三月ごろまでを下降局面、三十三年度上期（四月―九月）を停滞局面、同下期（十月―三十四年三月）を上昇局面、それ以降を新たな上昇局面としているが、上半期の「停滞局面」については、こう述べている。

「この時期は、なべ底景気」といわれた時期である。三十二年五月以来、急降下を続けた鋳工業生産は、三十三年三月を期に上昇に転じ、九月まで八・五%増と急速な回復歩調を示した。しかし、この間、卸売物価は下げつづけ、上半期になお二・三%下落した」

つまり、生産上昇と物価下落をもつて、この停滞期の特色としているが、その理由について白書は、「需給が好転した業種は、上期にはまだ電気銅、石油製品などごくわずかで、大部分の業種は換業度低下による企業採算の悪化を防ぐため、過剰在庫を抱え込みながら生産を増加せざるをえない状況であつた」としている。つまり生産は、企業の自己防衛上やむをえず上昇したが、在庫の圧力で、価格は下落したというわけである。

それにもかかわらず、景気がすでに底入れしていたことは明らかで、なお好転への兆ががすかにみえはじめていた。すなわち指標にみると、鋳工業出荷指数は六月―九月期に五・九%あがり、九月は大体前年同月並、生

産者の製品在庫はこの間に一%ふえたが、製造業の原材料在庫は五・一%減り、九月末には前年同月の九〇・六%となった。機械受注も五月を底に回復し、九月にはピークであった三十二年一月―三月の平均を上回った。物価も、上昇こそしなかつたが七月―十月が下げどまり時期とみられた。輸出は上半期を通じて通関実績で二億二、三千万ドル台を低迷していたが、輸入が引続き減退傾向にあつたので、国際収支は大いに改善され、外貨準備高は六月末の七億一千八百万ドルからさらにふえ、九月末には七億五千九百万ドルになつた。これは三十二年九月末の四億五千五百万ドルに比して、三億ドル強の回復ぶりであつた。このような国際収支の改善は、たとえそれが輸入減退という消極要因にもとづくものであつたとはいへ、景気上昇への前提条件が整えられつつあるとの見方から、経済界に一沫の明るさをそえるものであることは否めなかつたのである。

要するに、三十三年九月ごろの日本経済は、三十二年度下期における急激な景気の下降局面に続く長い停滞局面、すなわち「ナベ底景気」によつて、企業経営が大きな不況の重圧のもとにあえいでいたという感じであつた。もつとも局面によつては、前途に明るい面があるにはあつたが、企業の実感としては暗かつたのである。

経済同友会が三十三年九月十九日発表した「自主調整についての見解」は、このような情勢下における産物であつた。それは深刻な不況を背景とし、その不況の中における、あるいは不況から立ちあがろうとする経営者のあり方に関係するものであつた。あるいは、さらに掘り下げて本質的にみれば、この不況のさなかにおいて、自由主義経済のチャンピオンであるはずの経営者の、一般的な心構えないし自己反省に関係するものであつた。その意味において、この「見解」は、経済同友会がかねて抱いてきた「経営者の社会的責任」の「自覚と実践」の

線にそうものであり、その不況下における発現を、経営者社会に呼びかけるものであつたのである。この点をさらに具体的に述べれば、三十二年六月の「日本経済の現状をどう観るか」の見解における自主調整の必要の強調を、その考え方の基本における直接的な源流とし、続いて同年十二月の全国総会決議「政府と企業の関係」における企業のあり方および政府の役割の限界を、この当面の経済情勢下にあてはめて再認識しようと思図したものである。同時に、この「見解」は「日本経済の現状をどう観るか」で打ち出された二つの命題、すなわち「輸出振興」と「設備投資の調整」のうち、後者についての検討の結論ともいうべきものであり、それが、この当面の情勢に結びつけて打ち出されたというわけである。なお「輸出振興策」については、さきに三十二年九月にまとめられ、発表されたことは既述の通りである。

「見解」はまず「今次の不況から学びとつた教訓」として、つぎの二点をあげる。

一、近年経済変動の速度が著しく早まつてきているが、これは設備投資の過剰と過当競争が主因である。

二、その打開には、経営者の態度を新たにせねばならぬ。

そして「見解」は、その「経営者の態度」と不況の原因に関連して「不況が深まるにともない、経済界の一部には苦痛の余り、政府にすぎり、結果的に政府の直接統制もやむをえないとする考え方があつた」ことを指摘し「事実、経済界に不況克服の力が欠けていると見なされた場合、政府が介入してくる可能性もある」ことを警告しているのである。

「見解」は「個別企業に対する直接統制は絶対拒否すべきもの」であるとし、その理由として、それが「経済

発展を妨げる」のみならず「政治統制とつながり、多くの弊害と腐敗を招く恐れがある」点をあげている。そして「創造と自主性を尊ぶべき経営者」が、政府の力に頼らねばならぬとしたら、それこそ「自由企業の自殺行為に等しい」ときめつけているのである。しかも「見解」は、今日においては「野放しの自由」を肯定せず「新しい経済秩序と規制の必要」を認め、そこに「自主調整」の意義を見出しているのである。そして自主調整が、単に「刻下の不況突破策」であるのみならず「長期的には日本経済の体質を改善し、将来に向つての均衡的發展を主眼とする」ものである点を強調している。「見解」によれば、自主調整は「強制力をもたぬ代り、説得と互融の精神、ひいては広い視野と社会的な感覚を基礎とする」ものであり、それだけに、その達成は困難であるが「原子核融合反応を科学がついに制御することに成功したことを思えば、資本制生産の制御も我々の英知で解決し得ないはずはない」と決意を示しているのである。

そして「見解」は、自主調整具体化の方向について、大要つぎのように提唱している。

一、産業界は陳腐化老朽設備の整理、設備投資の規制及び不況カルテル等、一連の合理的自主調整対策と併せて、各企業それぞれの力に応じた生産分野の策定を自らの手で作成し、実現を図る。この場合側面から金融機関の積極的な協力を要する。その実現を促進するため、適当な機関を設置する。

一、自主調整には政府の協力にまつ面もある。政府はまず自主調整が円滑に実施できる環境の整備に努め、同時にそれを阻む要因の一つである独禁法の合理的改正並に弾力的運営に配慮を加えることを要請する。自由主義経済の高度化にともなつて独禁法は必要であるが、それが国民経済の発展を不当に妨害せぬことを希望

するのである。他面、自主調整に方向を与えるため、政府が誘導の役割を持つてゐることを認める。

一、自主調整の進むにともない、一方に犠牲になるものもある。これを優勝劣敗の法則で片づけることは許されない。相互依存の精神と社会的責任の見地から、併行して、積極的協力を進めていく必要がある。

この「自主調整についての見解」は、産業政策委員会がまとめたのであるが、その経緯について「経済同友」(三十三年十月号)はこう記している。

「不況の進行に伴い、一部の業種において特に困難な問題を生じ、これがため現実の苦境を回避するために、いわゆる官僚統制復帰もやむなしの声もあり、このまま推移すれば、経済界の自主性喪失という最悪の事態を招くことが懸念された。そこで、この際、経済界の自主性貫徹のため、自主調整を真剣に考える必要があるのではないかと痛感された。

たまたま政策審議会では、昨年の全国総会の決議『政府と企業との関係』の観点から海運および繊維について検討を行いつつあつたが、産業政策委員会でも、現実問題に目を背けるべきでなく、たとえ困難があつても、我々の手で自主調整を具体的に推進すべきだとの意図のもとに、七月二十三日緊急産業政策委員会を開催、その後三回にわたつて討議した。自主調整のための、産業界と金融界の協力の具体的なあり方について、種々議論が出たが、結局、現在の実情から理想的な形で金融機関側に協力を求めることは酷であるが、大筋の方向としては、金融機関側も当然協力すべきであるとの線に落ちつき、とりあえず自主調整推進についての決意を明らかにし、機運を一般化することが必要であるということになり、見解を發表した。」

なお十月二十一日名古屋で開かれた三十三年度全国会員大会で、工藤全国委員長は「日本経済当面の問題ならびに展望」と題する講演を行ったが、その中で自主調整の必要について、つぎのように述べた。

「とにかく経済界の困つた原因の一つは、我々自身が種をまいたものであり、我々の責任感でこの難局を処理する必要がある。私達は数年前から、経済は自由主義の基調を貫いてゆく必要がある、その關係で政府が企業に介入するにも限度がある、直接統制の弊害は絶対に避けるべきだ、という観点できている。したがつて自らの手で不況を克服するのみならず、進んで健全な体質を獲得しなければならない。

経済同友会が自主調整をとりあげたねらいも、当面の不況克服、経済界の体質改善は、経済界自身の手でやるということだ。うっかりすると直接統制が全面化する惧れがある。同業がいろいろやる場合、話し合いのつかぬ場面もでると思うが、自由主義のよきを出すために、その間で金融機関が十分にその機能と役割を果たすようにせねばならない。

結局は金融界産業界を問わず、経営者が責任をもつて努力することが、最終的結論となろう」

名古屋大会では、工藤全国委員長の講演のあと質疑応答が行われたが、自主調整について、つぎのような批判的意見があつた。

西村大治郎氏（京都）

「産業界の自主調整の効果を指導する役割として、金融機関の使命ということがいわれる。民主的企業のあり方を表現する同友会の基本態度として、金融機関の指導という言葉は、金融資本の支配という誤解を招く

おそれがある。二重構造の日本経済において、大企業と中小企業とは共存と同時に利害の非常に角逐する関係にあり、自主調整の一言で解決しうるかどうか」

長谷川周重氏（関西代表幹事）

「産業と金融とは密接な連携を保つていかなければ、日本の経済は乗り切れない。しかし最近金融機関の系列化が非常に甚しいとき。金融機関が自己の系列内でアウタルキーをする傾向が強くなつた。産業界では、産業と金融の緊密化について、この点が心配の種となつている」

日比野襄氏（中部）

「自主調整はいままでの経験から実現はむずかしい。官僚統制には反対の意見が出ているが、戦時の官僚統制とちがひ、役人の頭も変つてきていると信ずるので、官民の合同委員会のようなもので、お互いが力を併せてやつてはどうか」

要するに、自主調整を具体的に展開していくうえで、産業と金融の協力のあり方、および大企業と中小企業との利害の不一致についての心配であり、自主調整の困難さが、この意見を通じて現われているのである。しかし、そうした現実的困難を克服して、何とかこれを達成し、経営者の社会的責任を果していこうとするところに、経済同友会の役割と真骨頂が見出だされるのだというべきであろう。

産業政策委員会で「自主調整についての見解」がまとめられつつあつたのと併行して、政策審議会では「政府と企業の関係」の具体化として、海運および繊維の両部門について、自主調整の方策を検討した。同審議会がこ

の問題をとりあげたのは六月六日の会合であつたから、時期的には産業政策委員会より一カ月以上早かつたわけである。とくに、この両業種が自主調整具体化の対象になつたのは、両業種ともわが国民経済に占めるウェイトが高いこと、海運については数年前にも世界的不況に際して問題となり、このままで果して自立できるかどうかを検討する必要に迫られていたこと、また繊維については、天然、人造、合成各繊維の業務分野の調整が、繊維の将来の動向に関係する重要課題となつていたことによるものである。政策審議会では、その方策を通じて、当面の不況対策もさることながら長期的観点にも立つて、政府と企業の合理的な関係のあり方を確立しようと思つたのであつた。

この目的のために海運対策および繊維対策の両小委員会がつくられ、前者には伍堂輝雄幹事、後者には水上達三幹事が、それぞれ委員長になつた。海運については、たまたま第十四次計画造船をめぐつて紛糾しており、合理的な造船方式を要望する声が政府にも業界にも高かつたので、小委員会設置早々、活動をはじめた。その結果、八月には一応の構想ができ、八月十五日の定例幹事会に中間案として報告され、なお技術的問題について小委員会で検討されることになつた。

この海運対策についての中間案は「日本船舶株式会社」案を中核とするもので、骨子はつぎの通りである。

一、海運企業再建のため、当面緊急にとりあげらるべき対策は左の通りとする。

(1) 海運企業および業界は、営業収支改善のため、徹底的に経営の合理化、経費の節減を図り、また過当競争排除のための業界再編成および高度の協調態勢を確立すべきである。

- (ロ) 資本構成の是正措置として、現在の計画造船に関する開銀よりの借入金(約一、三〇〇億円)および市中金融機関よりの借入金(約四九〇億円)の相当部分(できれば過半)を資本化する。
- (ハ) 金利負担の軽減措置として、資本化された借入金の残額に対する金利を可及的に利下げする。
- (ニ) 航路補助金、三國間輸送奨励金等を交付する。
- (ホ) 税制上の優遇措置を講ずる。

二、以上のうち(ロ)および(ハ)の措置の実行は左の方法による。

- (イ) 純粹の民間会社として日本船舶株式会社をつくる。
- (ロ) 開銀は現在の海運融資を、新会社に対する融資に振替える。
- (ハ) 市中金融機関の海運融資は、できうれば、その半額程度を開銀に肩代りする。
- (ニ) 船舶会社は固有の重役のほか社外重役を置く。この重役会をポリシイ・ボードとし、民間の総力を結集し、海運合理化方策の審議決定ならびに実行監視に当らせる。運輸省、大蔵省等はオブザーバーとして代表を出席せしめる。

(ホ) 船舶会社の任務はあくまでも基本方針の決定であり、個々の企業に直接介入することは避ける。

三、以上の措置により、海運企業の経営基盤を強化し、将来の船舶建造についてはコマーシャル・ベシスに立つて行われることが適當である。しかし経営基盤確立までの間は、今後の船腹増強のため、相當の建造助成策をとる必要があろう。

また繊維対策小委員会は八月から活動を開始したが、早急には成案をうるにいたらなかつた。

五、景気上昇局面に自主調整を再強調

経済同友会は三十三年九月の「自主調整についての見解」に続いて、三十四年一月十六日には「日本経済に対する見解」を發表した。この新しい「見解」でも、自主調整の問題が一つの中心となつている。しかし、さきの「見解」が、不況を背景として、不況打開の過程に政府の行き過ぎた干渉、介入が企業におよぶことをおそれ、企業自身の自主調整による不況克服を提唱したのに対し、こんどの「見解」は、景気の上昇局面にあたり、設備の過剰投資によつて神武景気の失敗を繰り返すことのないよう、設備投資の予防的な自主調整を呼びかけたのであつた。その意味において、こんどの「見解」は、三十二年六月の「日本経済の現状をどう観るか」の調子と、一脈相通するものをもつているといえよう。ともに景気過熱に関連して自主調整の必要性を強調しているからである。

日本経済は三十三年下半期から上昇局面に入つた。経済白書はこう記している。

「秋に入ると景気の基調は転換して明るくなり、意外なほど早く回復がみられた。需給好転も上半期中は一部業種に限られていたが、下半期に入ると、鉄鋼をはじめ、セメント、ソーダ工業などに次第に及んで、生産活動は引きつづき上昇し、鉱工業生産は十二月に早くも神武景気のピーク（三十二年五月）をこえた。上半期中

下落をつづけた卸売物価も堅調に転じて、下半期中に二・七%回復した。回復の中心は下落の場合と同様金属であるが、その他の品目も需給改善を反映して、漸次下げどまつた。なおこのように生産が上昇し、安値で仕入れていた原料をつかうことによつて、三十四年二月―三月ごろには、不況産業の採算もかなり立直つた」

この傾向をさらに具体的に諸指標についてみると――鉱工業生産指数は三十三年十二月に景気後退前のピーク（三十二年五月の一五三）をこえて一五五となつたが、三十四年一月にはさらにこれを六%上回り一六二となつた。一方、在庫も鉱工業生産者製品在庫は、三十三年七月（一四八）を底として十月ごろまで増勢を示したが、あと横ばいとなつた。出荷指数は六月から改善にむかい、三十四年一月には一五四と、前年五月の底（一三二）を一七%上回つた。こうした事情から在庫率も低下し、三十三年十二月には一〇〇台を割り、ひところの一二〇台からみて格段の改善を示し、生産者の在庫負担は大いに軽減された。

このような生産、出荷、在庫の情勢は物価にも反映し、経済企画庁の週間卸売物価指数は、食料を除いた数字で、三十三年九月（一五三）を底とし、十月から反騰、三十四年二月には一五八と、約三%の上昇をみせた。三十四年に入つてからは、それまで長期にわたつて低調であつた繊維も、かなり目だつた反騰を示したのである。また法人企業統計速報（大蔵省）による全産業百九十四社の営業利益は、三十三年十一月―十二月期には増加に転じ、前年比一九%増を記録し、前年同期をもわずかにオーバーした。

こうして、あらゆる指標が景気の上昇局面を示したのである。この情勢が企業経営者を刺激しないわけはない。果して、三十三年十二月ごろには、設備投資における動意はつきりと感じられた。すなわち建設省調べの

総着工面積は百十六万一千坪と前月比五・四%増、前年同月比一七・一%増と急激に増加し、また経済企画庁の機械受注調査でも、十二月の受注総額は六百一十一億円と前年比二五・五%の急増、船舶を除く受注額でも三百五十九億円と前年同月比二一・三%の急増ぶりであつた。

このような経済界の強気を大きく推進したものは、十月―十二月期における財政資金の大幅払超にもとづく金融の緩和であつた。すなわち、この期の財政収支は前年同期より千四百億円も多い三千四百五十億円であつた。その原因は、政府が不況対策として公共事業費や財政投融資を繰上げ支出したため、一般財政資金の払超が前年同期より千四十億円もふえたこと、有史以来の豊作で食糧会計払超額が二百二十億円ふえたこと、さらに国際収支の好転で外為会計の払超額が三百九十億円もふえたことなどによる。こうして、金融緩慢の結果、日銀貸出は七月―九月期の四百五十六億円減のうえに、さらに千二百七十七億円の大幅減をみせたのであつた。

そこへ、三十四年度の経済見通しと政府予算案が、企業の強気予想をあふる役割を果したのである。すなわち十二月に経済企画庁が発表した経済見通しによると、総需要は六・九%の伸びを示すことになつた。これは、神武景気の三十二年の一五・九%に比すると小さいが、三十三年が前年比九八・五%と落ちていたのとひきくらべて、相当の積極的見通しであつた。この経済見通しにもとづいて組まれた三十四年度政府予算原案は、十二月末に発表されたが、これがまた積極予算であつた。合計一兆四千百九十二億円で、形式規模は前年より千七十一億円多く、財政投融資も前年度実績を八百七十五億円上回つていた。しかも三十四年度予算には棚上げ資金の取崩しなどがあつて、実質規模では千六百四十一億円の増大であつた。予算の性格としても、経済基盤強化をうた

い、減税を実行するなど、景気振興の積極意欲がみられた。

一方、世界経済の動向はどうであつたか。アメリカ経済は三十三年の第三四半期から上昇に転じたといふものの、それは在庫投資の回復が顕著であつたことを指しているのであつて、慢性的な設備過剰から、設備投資の増大という本格的上昇はなおあやぶまれていた。また欧州は三十三年なかばから沈滞の様相を深め、後進諸国も国際商品価格の漸落によつて経済はおおむね不振であつた。このように、世界経済は概して不調であつたところへ、三十三年十二月には欧州通貨交換性回復が決定し、一月からは欧州共同市場が発足した。これは域内商品の交流促進によつて、わが欧州向輸出にマイナスの影響をおよぼすほか、欧州諸国が、東南ア市場などにも、強大な輸出競争力をもつて進出することができるといふ点で、わが国の輸出伸長をおびやかすことは必至とみられた。またこの新しい動きは、わが国に対しても為替、貿易の自由化を要求することになる日の近いのを思わせた。要するに、世界経済の動向は、わが国経済の本格的な体質改善を迫つていたわけである。しかも、実態は、金融緩慢と政府の積極政策に後押しされて、経済界は再び神武景気の二の舞を踏まぬとは限らないような設備的拡大に向おうとしている気配が濃かつたのである。

「日本経済に対する見解」は、ちようど、このような時期に、一月十六日発表されたわけである。その基調が「景気過熱の警戒」をもつて貫かれていたのも当然である。

「経済同友」(三十四年二月号)は、「見解」の審議から発表までの経過を、つぎのように記している。

「本会では昨年九月『自主調整についての見解』を公表、設備投資の過剰と過当競争による不況に対処すると

ともに、さらに長期的に日本経済の体質を改善するため、自主調整の機運を醸成することの必要を強調した。この線にそつて産業政策委員会では、自主調整の具体化について、引きつづき検討を進めてきたが、昨年末からの景気上昇の機運を背景として、一部には思惑的現象が問題となるにいたつた。

この情勢に対処するため、一月十四日の政策審議会で現状を分析し、意見を交換した結果、一応『日本経済に対する見解』をまとめ、十六日の幹事会で審議のうえ決定、発表した。『見解』は、経済が後退から上昇に転じている事実に対し、いわば思惑による投資景気をまき起した三年前の苦い経験をもとにして、拡大意欲を過度に刺激することを排除し、自主調整の方向を見失うことのないよう警戒するとともに、金融の基調を小締まりで安定させるよう、日銀の金融政策の明確化を要望した」

「日本経済に対する見解」はつぎの通りである。

「年明けとともに、一般に景気の前途を楽観しているようである。経済が後退から上昇に転じているのは事実であるが、内外の経済を冷静に省みるならば、果して手放しの楽観が許されようか。すなわち、国内経済が立ち直るには相当時間を要することであり、海外経済にしても同様のことがいえる。現にアメリカ経済の回復についてアメリカ人の間にさえ甘い予測を禁物としているものようである。したがつて、景気の見通しが明るいからとて、調子にのることは、まことに危険である。過去の苦い経験からおして、今度こそ経営者は堅実な考えと慎重な態度で臨んで然るべきと思う。

かような見地から、この際本会は日本経済に対する所信を明らかにするものである。

一、質的成長を考えよ

経済界に与えられた本年の課題は『安定成長』ということである。それは均衡を得た拡大という意味であり、当然ながら本年は量的拡大だけではなく、質的成長を重視せねばならないのである。質的成長とは経済の正常化と経済及び企業体質の改善を図ることであり、それには経営者の主導性が強く要求されるのである。

しかるに昨年未発表された政府の経済見通しは量的成長をことさら強調し、質の面、すなわち日本経済の構造的欠陥に関する問題はやや後方に押しやつていような感じがする。そして量的成長の根柢として挙げている世界経済の動向、輸出の伸び、在庫調整の成行き等の見方については、交換性回復の材料を入れただけでも考え直さねばなるまい。

一、政府の金融政策は不明確

さらに明年度予算に見られる財政方針は、ある程度高い姿勢であり、刺激的であるといえる。また本年も例の如く財政と金融の一体的運用ということを挙げているが、結局財政は成長、金融は安定という分業が本当の狙いのである。しかるに肝腎の金融政策について政府は方針を明かにしていない。今までにいわれていることは、金融の基調は大幅に緩むであろうから、この機会に一連の金融正常化を図るべきであるということだけ止まる。

右の如き政府の考え方や方針は、過去二年近くの間抑えられていた企業経営者の成長意欲をかなり強く刺激していることは争えない。のみならず政府の見通しが、海外の物価高と、国内物価の先行強調見込みであった

ため、これがまた業者をして、在庫投資への思惑に走らせたことも否定できない。これを放置するならば、やがてインフレ気配をつのらせることとなろう。

一、行き過ぎ再燃を怖れる

かくてここ一、二年われわれが反省した過当競争は再びその勢いを強めようとしている。一部に下期経済過熱説が唱えられているが、それは案外上期中に起るかも知れない形勢にさえある。こういう、言わば思惑による投資景気が巻き起したいろいろの困難な事態は、すでに三年前にわれわれが経験したところであり、このよな過ちを再び繰り返してはならない。よつてこの際経済界はそれを深く銘記し、静かな拡大と経済変動を最少限にとどめうる体質に改善する策と本格的に取組むべきであろう。

一、自主調整の促進

そのためには産業界は、過度の量的拡大意欲を自制しなければならぬ。われわれが昨年来微力を傾けてきた自主調整は、従来以上に意義を高めてきたと確信する。

他方金融界はかつてないほど重要な役割を課せられていると考えられる。つまり、わが国経済の現状からするならば金融界は、過当競争を自制に導く推進力たらねばならぬからである。したがつて産業界が腰を落ちつけて体質改善と取組んでゆけるように側面から協力すべきであり、間違つても拡大意欲を過度に刺激するようなことがあつてはならない。

以上のことを実現するためには、行き過ぎた金融緩慢状態を放任したり、若しくはそれを促進するような政

策は一切避けるべきである。煎じつめれば日本の場合、金融の基調は常に小締りで安定していることが健全といえよう。

一、金融政策を速かに確立せよ

この点に関する日本銀行の考え方は、最近の総裁談話からうかがうように一応当を得たものと思う。しかし具体策が示されていないので、一抹の不安を拭い難い。

よつて日銀は早目に金融政策を明確にすべきであろう。行き過ぎが起り、インフレが進んでからでは遅いので、速かに具体的な対策を樹て、例えば各種オペレーションを果敢に実行するなどにより、三十一年の轍を踏まないよう深甚の配慮を求めてやまないのである」

この「見解」案が審議された一月十六日の幹事会で、佐々木直幹事はつぎのように発言したが、これは「見解」の背景をなす客観情勢のとらえ方を適切に説明しているようである。

「常識的には下期過熱説は先走りであろうが、昨年日銀で景気指標を整理してみたところでは、景気の周期は三十五、六カ月となつてゐる。これによると本年六月から過熱してくることになるわけだが、産業的に凸凹があり全面的によくなくなるとはいえない。国際収支面については小康状態であるが、交換性回復の影響もあつて積極的な改善はむずかしいのではないか。いずれにせよ、ここ二、三カ月のうちに上向くということはなく、強含みの横ばいといえよう。金融情勢については三十一年のいまごろに似ているが、国際収支の面でどうなるか。三十一年の時は六月に日銀調査局長から警告を出し、これが具体的事実となつて現われたが、このことか

第三章 自主調整運動の発足

らみて政策は早目に手をうつことが必要である。」

第四章

經濟の新秩序の確立へ

一、「新しい経済秩序への見解」採択

——昭和三十四年度通常総会開く——

「世界各国ひとしく驚異とする成長力を示したわが国経済は、今次の景気後退に対しても強い抵抗力をみせ、いまや再び高い成長線に復し、当面数量景気ともいえる順調な上昇期にある。しかし投資の行きすぎなどから大きな景気変動を招きやすい体質は必ずしも改善されていない。したがって景気調整力の強化と経済政策の適切な運用によつて経済の安定をはかるとともに長期にわたつて高い成長を確保するためには構造政策がいつそう推進されなければならない」

これは昭和三十四年度経済白書が、三十三年度の日本経済を分析したあとでの結びの一文である。また白書は、この記述のすぐ前でこうもいつている。

「三十三年十二月西欧主要国は通貨交換性を回復し、その後予想外のスピードで貿易の自由化をおし進めている。これにたいしてわが国の自由化はいちじるしく立ちおくれしているが、今後わが国もこの世界的潮流にそつて為替貿易自由化に必然的に向わざるをえないであろう。このような事態に対処するためには経済の体質改善をはかり、産業の国際競争力を強化しなければならないが、そのためにも上に述べたような課題を解決することが基本なのである」

その「上に述べたような課題」というのは、産業の急速な発展に対して産業基盤が立ちおくれ、生活環境の整備も不十分なこと、経済構造近代化の過程で起りがちであつた景気の大きな変動を予防するための金融政策の手段を整備すること、あるいは内外市場における過当競争の是正など、構造上の諸問題を指しているのである。要するに日本経済の成長力ないし不況への抵抗力を認めながらも、自由化時代にそなえて、いくたの構造的弱點の克服を望んでいるわけである。

昭和三十四年春の日本経済は、このように順調な「数量景気」への出発点に立つていたわけである。三十三年度下期の上昇局面から、さらに新しい上昇線をたどろうとしていたところである。そこには不況克服による安堵と自信がみられ、成長への力強い意欲がみられたが、反面において、それはまた行き過ぎへの萌芽を内包していてもみられるのである。神武景気当時にみられた設備投資における競争的意識は、ついに経済界の自発的、自主的な調整制約によつて清算されたわけではないということが、この行き過ぎを予想させる何よりの証左である。三十三年秋以来、はつきりと自主調整の必要を呼びかけてきた経済同友会が、この力強い日本経済の成長段階において、なおかつ一步退いて警鐘を打たねばならなかつたのもそのためである。

こうして昭和三十四年度の経済同友会通常総会も「新しい経済秩序への見解」と題する決議によつて「自主調整は、これからが本番だ」と叫ばねばならなかつたわけである。

この通常総会は三十四年四月八日、丸の内日本工業倶楽部で開かれた。任期満了の中山素平代表幹事に代つて岩佐凱実幹事が後をついだ。新年度の活動方針のうち「事業計画の基本」においては、「経済体質の改善を図る

ため、わが国経済のポテンシャルの調査、研究を積極的に推進する」および「わが国自由社会の健全な発展を図るため、常識ある社会活動に協力する」の二項を新しくとりあげた。とくに前者は、この日の決議の線にそつて、自主調整に目安を与え、また経済体質を改善するための基礎になる日本経済の基本的な調査を推進しようとする重要な事業であるといえる。また国際経済の関係では、「国際経済の動向に即応する内外態勢の整備、確立に努める」とし、三十三年度の「国際経済に対する関心喚起並びに調査研究」よりは一步を進めた。とくに新年度においては、調査研究の域から実践への意気込みを思わせる表現がなされたことは、経済同友会の新しい活動方向を明確にしたものといえよう。

なお組織では、従来の「地方協力委員会」を廃止して「経済開発委員会」が、新たに設置された。

この日採択された「新しい経済秩序への見解」は、つぎの通りである。

「新たな経済発展を前にして、われわれ経営者は過去二カ年に及ぶ景気後退を通じて得た貴重な教訓を無駄にしないことが肝要である。その教訓は、最善をつくして、経済変動の振幅を縮めねばならぬことである。事実、経済発展の主体が企業である限り、それを経営する経営者は、進んで経済的環境を制御してゆく努力を怠つてはならない。つまり、経営者は意識的行為によつて経済変動を調整する責任を負うものである。

しかるに最近景気回復の兆しに、企業間の拡大競争は再燃しそうである。過当競争は経済変動を速める最悪の要素であることにかんがみ、経営者は自己責任の原則にもとずいて、それを排除することに努めねばならない。経済的環境を制御するとは、このことを指すのである。

他方ヨーロッパ諸国の交換性回復は、貿易自由化の方向を明らかにした。これは外貨割当制度を支柱とするわが国経済秩序にとつて、大きな転換期が迫つてきたことを意味する。長い間為替管理のもとに保護されてきたわが国産業は、国際競争の自由な風にさらされながら、裸で競争できるような体質に改造してゆく必要が生じてきたのである。これには経済政策を根本から変えてゆかねばならぬのはいうまでもないが、同時に設備過剰と過当競争に対する抜本的対策を経済界が自主的に用意しなければならぬ。いわゆる自主調整は、まさしく、これからが本番である。しかして自主調整を可能ならしめ、またそれを一步でも前進させるため、われわれは経済界が權威ある統計調査機関を持つこと、主要業界が自主調整を目的とする委員会を設けること、企業及び業界が長期計画を樹てること等を急務と考える。すなわち、

一、最近の経済変動から経営者は信びよう性の高い統計を整備し、それにもとずき正しい経済動向の見通しをたてる必要を痛感している。もちろん従来政府が統計の整備及び長期計画並びに経済動向の予測を行っているが、経営者の立場からすると、そのみによつては実態把握がなお不十分であるのみならず、その計画及び予測に対し無批判に従うことに反省も起きている。

したがつて、経済界は企業経営に直結した權威ある統計調査機関を設立し、確信ある数字にもとずき、政府の計画を検討し、経済動向を予測し、企業を経営し、あるいは業界の秩序を保つ方法を講じなくてはならぬ。政府経済統計のデータの多くは企業が出所であることを考えるならば、統計調査機関の実現は必ずしも不可能ではない。

一、経済各界に自主調整の動きがある。しかし、これは技術革新、アウトサイダー等いろいろな困難な問題があるので、容易なことではない。よつて問題の多い業界は、専ら自主調整にしほつて、適当な委員会または協議機関を設け、それに客観的立場にある第三者を加え、最も実現性ある過当競争防止方法の発見に努め、かつそれを円滑に進めることを期すべきである。

一、企業及び業界は、それぞれ投資、市場開拓にわたつて、長期の計画を樹て、あるいはマーケティングを積極的に採り入れるべきである。とくに業界が当該業界全体の長期計画を持つことができるならば、自主調整に著しく寄与することになる」

要するにこの「見解」は、日本経済の上昇局面にあたり、また欧州通貨交換性の回復を契機とする自由化の潮流が、多年の保護になれた日本経済を根底からゆさぶろうとするときに直面して、景気変動の幅を広げるような拡大競争や過当競争を排除するためにも、また本質的問題として体質改善に努めるためにも、自主調整がこれからこそ必要だということを強調したのである。しかも、「見解」は、単に必要性を訴えるだけではなく、これを実行の上で展開していくための方法として、経済界自体が権威ある統計調査機関を持つこと、主要業界が自主調整を目的とする委員会を設けること、さらに企業および業界が長期計画をたてることを勧めたのであつた。

この自主調整推進のための基礎となる統計調査機関を経済界が自分で持とうという提案のねらい、およびそれを必要とする理由について、伍堂輝雄幹事は「提案理由の説明」のなかでこう述べている。まさに業界の実情から割り出された生きた意見であり、希望である。

「自主調整はなぜできないかの点についての研究が忘れられているようである。

国家も長期経済計画をたて、日本経済の長期安定の目安を与え、これに向つてみなが努力することによつて、安定発展を予想したわけであるが、結果において、個々の企業においては自己にのみ有利にみる向きもあろうし、計画の内容自体、業界を加え官庁に集まつたデータを基礎につくられているが、見方によつては、このアイディアが意識的にゆがめられるような数字が元になることもあつて、現実の拡張競争になつた面もあつたのではないか。現実に業界で話し合う場合、個々の企業の見方の相異の結果、実際に行われる設備投資その他の面で大きな食いちがいを招来した面もある。こういう面で政府がいろいろ指導調整し、一つの経済計画の目安をたてることは必要であろうが、経済界自体も、実際に活動している自分達の実体を基礎とした見通しもつことが大切ではないかと思う。もつとも実際の数字のとり方については同様な困難がともなうことは十分予想されるが、一面には自分達のためのデータであることを皆が意識することによつて、真実の姿をつかむことも可能であろう。自らのデータを、本当のいつわらない真実の姿を自分達でつかんで、その上に目標を定める努力をすべきではないかというのである」

また、この提案の討論にあつて、木川田一隆幹事は「自主調整を實行する前提として、日本経済に伏在するところのものを合わせて考慮しないと、実際的には効果は失われる」と、つぎの諸点を強調した。

一、企業の最高経営層の社会的自覚が必要である。

一、「新しい経済秩序」の意味内容をはつきりつかむことが肝要である。その第一は公正競争に対する認識で

ある。公正競争の理念、慣行を確立し、経済秩序にとつて、いかに公正競争が意義多いかについて理解を深めることである。第二は政府と企業の関係である。企業自体が国家に依存するようでは両者の関係が不明確となり、自由経済の基本である企業の自主性を失い、自主調整も内部から崩れることになる。第三は中小企業と大企業の二重構造の問題である。両者はそれぞれ職分があり、相互補完の関係にあることを明確にすべきである。

一、自主調整の前提として企業それ自体について考えるべきことは、企業の体質改善である。内部蓄積が少く資本構成が悪いという企業の弱体が、過剰投資となり、過当競争となつて、経済の成長発展における景気、不景気の振幅を広げ、経済成長を阻むのである。

なお宮内俊之幹事は、討論で「自主調整は生産面だけの問題ではなく、流通段階と生産段階が一しよになり、しかも金融と結びつけて、いわば三位一体となつて考えるべきだ」と主張した。

こうして自主調整の問題も、ようやく実践段階に入った感じが強まつた。「企業の社会的責任の自覚と実践」の旗印は、いよいよ高く掲げられたわけである。

二、「自主調整態勢」の地固めへ

——その全組織的活動はじまる——

経済同友会における自主調整達成への活動は、昭和三十四年度に入つて、一つの新しい段階を迎えたといふべきである。それは大きくみて、呼びかけないし反省の段階から実行の段階に転化したのである。しかし、本来、自由経済体制の本質とわが国経済の一種宿命的な構造に根ざす自由放任主義的な競争のあり方を超克していくということは、決して容易なことではない。したがつて「実行の段階」に入つたということは、決してそのまま、自主調整が確立され、実行に移されたということの意味しない。それは、いわば「自主調整態勢」というか、自主調整が行われうる環境なり素地を固めていくことに対して、実行の歩みが進められたということの意味するのである。つまり「自主調整は、必要だとわかりながら、なぜできないのか」という切実な、しかもきびしい反省の中から、まず「態勢整備」ないしは「地固め」の必要に想到し、それに向つて活動を開始したということにはかならないのである。

「新しい経済秩序への見解」という三十四年度通常総会の決議の歴史的意義と役割は、ここにあるのであり、この年度における経済同友会の活動の基本的方向は、一にかかつてここにしぼられ、その全組織をあげて、その方向への前進がはじめられたのであつた。

新年度各組織の委員長、部長はつぎのように決められた。

▽会務執行機関

総務委員会

井上 英熙

岩佐 凱実

二宮 善基

安居 喜造

中山 素平

組織委員長

木川田一隆

水上 達三

工藤昭四郎

東海林武雄

財務委員長

安居 喜造

政策審議会委員長

中山 素平

経営方策審議会委員長

木川田一隆

国際経済委員長

水上 達三

経済開発委員長

工藤昭四郎

全国委員長

東海林武雄

▽調査研究機関

産業政策委員長

鈴木 治雄

通商政策委員長

神野 正雄

財政金融委員長

宇佐美 洵

労働政策委員長

田中慎一郎

農林政策委員長 佐々木 直

科学技術委員長 井深 大

中小企業委員長 坂口 芳久

調査研究委員長 安藤清太郎

▽部会

経済政策部会長 伍堂 輝雄

企業経営部会長 加藤 威夫

景気観測部会長 湊 守篤

海外市場調査部会長 宮内 俊之

法制及税制部会長 西野嘉一郎

「自主調整態勢」を具体的に固めるための経済同友会の活動は、通常総会決議における三つの路線、すなわち調査研究機関の設置、自主調整のための委員会の設置、企業並びに業界の長期計画樹立という方向において進められることになった。

まず五月七日、第一回政策審議会が開かれ、自主調整の具体化を中心課題として各委員会、部会の間にも緊密な連絡を保つて活動を進めることを申合わせ、その線にそつて五月十二日、委員長、部会長からなる連絡会議が開かれた。その席上、中山素平政策委員長から、活動の方向について、政策審議会における論議を中心につきのよ

うに方針が述べられた。

「本年度は問題を集中的に研究するとともに、總會の際の公約を履行しなければならぬ。すなわち民間における調査研究機関の設置という大問題であるが、これは景氣観測部会で研究してもらうことにした。新たに機関を設けるよりも、三菱経済研究所なり国民経済研究協会なりの機関に我々が協力して、我々の望むようなものに脱皮してもらい、改革してはどうかという意見もあつた。また自主調整の推進については、總會の見解が述べているように、問題の多い業界に委員会を設けて自主調整を行うというのは、現行の独禁法に一部抵触するのではないかという意見もあり、先ごろ井上英熙代表幹事が公正取引委員会側と懇談した際も、現行法規の弾力的運用を希望する旨、口頭で伝えたが、あらためて文書ではつきり申入れることとしている。

昨年来、特別委員会を設けて検討してきた海運、繊維ならびに懇談会の形式で検討してきた肥料のほか、今年は新たに石炭を中心としてエネルギー部門を加え、これらを引続き検討していく方針を確認した。また桜田武幹事より、日本の証券業界は、わが国資本主義経済の支柱をなすものであるにもかかわらず、現情は余りにも営利主義に墮している。これを資本主義の正しい発展のための資本の充足といつた在り方にもつていくべきだとの発言があつたが、同友会としては今後、財政金融、企業税制等関連委員会を中心に検討してもらいたいと思う」

中山代表幹事は、三十四年度總會の「公約」のうち、調査研究機関の設置と、自主調整推進のための委員会設置および、その前提ともいふべき主要産業の基礎的検討について述べたのであつた。いま一つの「公約」である

長期計画の樹立の問題については、六月十日開かれた第二回経営方策審議會で検討の結果、つぎのように問題点が整理され、研究の方向が明確にされた。

一、企業における長期計画推進のための環境の整備

現状においては環境が整っていないために、計画の立案、実施に非常に困難が感じられている。したがって今後長期計画を進めていくには、國民經濟の長期にわたる安定的發展の態勢の確立、金利、税制等の改善、内外經濟の迅速かつ正確な統計、資料の整備充実が必要である。なおこれと並んで、企業の側においても、企業の長期見通しに関する理論的、実証的な共同研究を促進すべきである。

一、企業の體質改善と長期計画の關係

體質改善は企業の長期安定的發展の前提であるが、これをどのようにして計画に織り込んでいくか。

一、長期計画樹立の手がかり

一口に長期計画といつても範圍が非常に広いので、例えば品質管理とか技術開發とかを手掛りとして計画をたてるのが實際的と思われる。もちろん企業により、時期により、その課題は異なるであろうが、何か足場をたて、そこから体系を考えていくのが適當である。

一、計画立案の方法論

計画を立案する場合、過去の企業の実績を積みあげて将来を推測するだけでは不十分で、國民經濟の成長、國民經濟の動き等の要因を考慮して、何を伸ばすべきか、ウェイトをつけて考えることが必要であり、

また計画に上限、下限の幅をもたせ、年度ごとに調整していくことも考えねばならない。さらに技術革新という要素をどう計画に織り込むかについても十分検討する必要がある。

一、長期計画と経営者養成問題

計画がどんなに立派にできて、それを実施していく人の識見、能力がこれにともなわねば無意味である。したがって計画に並行して経営者養成が問題になる。

一、長期計画と企業間の協力態勢の樹立

企業の長期計画には、当然業界内部および関連業界間の協力が必要であり、どのようにしてこの態勢を樹立するかが、大きな課題である。

この検討の内容を、煎じつめれば、こうである。すなわち

(一) 企業における長期計画を樹立するためには、環境の整備が必要である。

(二) 長期計画は、平面的な見通しに止まらず、体質改善、技術革新などの動きを織り込んで弾力性あるものでなければならぬ。

(三) 長期計画をして意義あらしめるためには、実施する人の問題が重要であり、また業界の協力態勢が必要である。

そして、(一)の問題からは、環境を整備するものとしての政府の政策のあり方ないし役割、および民間における統計調査機関整備の問題、(二)からは企業の体質改善の問題、(三)からは経営者の啓発ないし教育、および自主調整

の問題が、からんでくるのである。このように「長期計画の樹立」という一つの角度からとらえても「政府と企業の関係」「経営者啓発」「自主調整」といつた経済同友会年来の研究課題ないし実践目標がからんでくることは、これらの諸問題の間には、有機的な関連性があり、問題の総合的な解決が必要だということを物語るものである。そして、経済同友会においては、当面これを「自主調整態勢」の確立という立場に総合統一して、ここに大きな活動の方向を設定しているのだとみてよからう。

このようにして新年度における経済同友会の三つの課題は、実際のな検討ないし活動の場にのぼせられることになったのである。そして、その線にそつて三十四年度活動のあとをたどれば、つぎのようである。

独禁法の弾力的運用に申し入れ

まず、さきに引用した中山政策委員長の報告にある通り、経済同友会は五月十五日、自主調整の推進に関連して独禁法の弾力的運用が必要である旨を、公正取引委員会につきのような文書によつて申し入れた。

「経済同友会が昨年九月以来、経済界における自主調整の必要を説き、その実現に努めてきた大きな理由は過当競争の防止にある。すなわち、企業経営者は過去二年の景気後退を通じて、過当競争なるものが如何に経済変動の振幅を拡大しているかを知るとともに、正常な経済発展を図るには経営者の自主的努力によつて、それを防止する責任があることを痛感したからである。

もちろん資本主義の下において企業間の競争の必要性をいささかも否定するものではない。我々の意図する

ところは、不経済かつ無秩序な過当競争を極力排除し、生産諸条件におのずから制約のあるわが国経済の現状において、資本、原料、設備等生産諸要素の合理的配分、活用を図り、秩序ある競争を通じて日本経済の体質を改善し、将来にわたつて均衡的發展を実現することにある。あくまでも長期的、国民経済的視野に立つものである。

しかし自主調整の実現には当然独禁法との関係が問題となつてくる。外観的には確かに独禁法に好ましくない動きとみられるかも知れないが、真の意図が理解されるならば、我々の主張する自主調整は結局において公共の利益に合致し、独禁法本来の目的とも一致するはずである。よつてその善意を育てるため、独禁法の弾力的運用について左記の如く考慮されることを望む。

記

最近景気の回復にともない企業間に再び設備拡大競争の傾向が出ているので、これを調整するためつぎの措置を容認すること。

一、国民経済上に占める比重の大きな業種にして、明らかに過剰を招来する恐れある新規設備投資計画を調整するため、業界が委員会等の協議機関を話し合いの場として設置すること。

なお、かかる場合、予めそのような業種を明らかにしておくことも便宜の措置として考えられる。

二、前項の業種においては、実体的罰則等の強制力を課することなく、自主的話し合いにより設備調整を実施すること。

なおこの場合の設備調整は、当該業種の合理的な製品分野の調整を含むものとする。

三、以上の設備調整を側面より促進するための金融機関の融資の調整及び協調融資」

経営視察団の編成

経営方策審議会では五月十四日の新年度第一回の会合で、「経験交流を通じて経営者養成の具体的推進を図る」ことを目的とする「国内経営視察団」を編成することを決め、第一回は六月二十四日ソニー株式会社、第二回は九月十二日東洋レーヨン滋賀工場を視察した。これは特定企業の現場において経営の実態を調査し、経営の考え方、在り方について経験を交流させ、経営者の相互啓発の実をあげようとするもので、経済同友会の活動の新分野を開いたものといえる。これは直接的には「経営者啓発」の線にそうものであるが、さらに広く「長期計画樹立」のための予備的な布石であるとみることが出来る。現に、その「編成要領」には、長期計画についての具体的検討も、調査項目にとりあげられているのである。

統計調査機関の設置を促進

民間における統計調査機関の設置については、景気観測部会が中心となり検討を進めた結果、問題は経済界全般に関連する性質のものであるだけに、経済同友会の独走によるよりは、他の経済団体と協調して検討するのが得策で効果的だということになった。この点について、その経緯と進行状況を「経済同友」（三十四年十二月号）は、こう記している。

「調査研究機関の設置については、政府機関は別として、民間の業界、企業内にもすでに調査機関があり、経済界の自主的な権威ある調査機関の必要性は各方面の賛成するところであるが、実行にはおのずから既存機関との調整が必要であり、実際には調査機関のいわば自主調整として、比較的少人数の中核体を組織し、外部のエコノミストの力もあわせて各業界のデータを分析する程度から出発するのが妥当であるというところに具体策が落ちついてきている。問題は経済界全体の問題で、本会の独走は不可能のため、石坂経団連会長、足立日商会頭のあつせんによる財界首脳協議の結果、今後の具体化は本会の意向をくみつつ、植村経団連副会長を中心に進めることになつている。要は調査機関の中心に有力な適任者を得ることが大切で、まだ実現まで時間がかかるが、ほぼ軌道にのつたことは事実である」

その後、この問題については、経団連事務局から一案が提示された。それは経済同友会の案のように、別個に機関を設立する線より一步後退し、経団連の外廓団体として調査研究機関をつくり、その名称は「経済動向調査委員会」とし、これに一流の経済人、業界団体、企業の代表者等を動員し、その下に三つの専門委員会を設け団体、企業の部長級経済人をもつて、それぞれ専門分野の実質的研究を行い、事務局は経団連が主としてこれにあたり、他の団体が費用および人の面で協力するという案であつた。経済同友会は「現実的な配慮からは、かかる構想で出発するのも一方法と考えられる」（三十四年十二月十八日定例幹事会、岩佐代表幹事の報告）という立場から、会の意見をとりまとめることになつた。

企業の体質改善に税制措置を提案

企業の體質改善に重要な関係を持つ企業課税の問題について、企業税制特別委員会で検討の結果、九月十八日「減価償却制度改正の提案」を決議、関係方面へ申入れた。

この「提案」は「日本經濟は、いまや安定的發展を政策の基調とすべき段階にきている。しかし、そのためには先ず第一に安定の基礎条件としての企業の體質改善、第二に發展要因としての設備、機械の近代化投資、陳腐化資産の取換えの促進、技術革新に適應する新しい環境整備が必要であるが、これらを同時に解決するには、償却制度の改善を含めた合理的な企業税制を確立することが急務である」との立場から、

- 一、現行減価償却制度の改正
 - 二、陳腐化旧資産に対する措置
 - 三、第三次再評価資産に対する不足償却費の措置
- の三つの重要な税制上の改正を要望した。

産学協同に具体的方針

経営方策審議会では、技術革新の進展にともなう科学技術者の質的、量的充足を図る方策として「産学協同」の促進について検討した結果、十二月の定例幹事会に「産学協同促進の具体化方針」を報告、今後、同審議会が中心となつて、活動を開始することとなつた。方針の概要はつぎの通りである。

- 一、産学協同の諸障害を排除し、かつ、それを促進するため、産学協同センターの速かな設立を提唱する。
- 一、科学技術者教育については、産業界は特定の大学の理解と協力を得て、産学協同のモデルを創立し、つき

のような構想で具体化を図る。

(イ) 産業界は大学に対し、卒業生の積極的採用、財政的協力とともに、教育実施のための講師派遣、施設の利用等について協同する。

(ロ) 企業および大学の双方は委託学生を制度化する。

(ハ) 大学は産学協同の具体的進展を図るため、必要の期間、産学双方の代表者よりなる委員会を設け、情報の交換、その改善方法などについて協議する。

一、次代経営者の養成については、大学の専門学部との協力を促すとともに、日本生産性本部の計画する経営者大学の早期実現を促す。

問題業種への基礎的研究

経済同友会は、自主調整態勢の地固めのためには、問題業種の基礎的検討に取り組む方針を決めたが、三十四年度においてとりあげられた業種は、証券市場の在り方とエネルギー問題であり、海運問題も前年度に引続き新情勢のもとで検討された。

岩佐代表幹事が八月の地方中堅幹部招待懇談会で述べた活動状況説明から、これら業種の検討の方向をみるとつぎのようである。

▽証券市場の在り方

昨今非常に株が高く、また投資信託が発展しているが、一面弊害も出てきているともいわれる。証券市場

は資本市場として今後堅実に育てていかねばならないが、どういう形で育てたらよいか、いまのような投機の対象ということではいけないし、それには今後の資本主義の在り方を掘り下げるとともに、資本市場としての証券市場の形をとらえてみたい。アメリカではピープルズ・キャピタリズムということが唱えられるが、これは資本と経営の在り方にも関連しているので、財政金融委員会で取りあげている。

▽エネルギーの問題

石炭産業が非常に不況にあり、日本の石炭産業がどうあるべきかということは、日本のエネルギー源はどうあるべきかという問題で、それは石油、電力、原子力発電とも関連する。石油の場合ほとんど輸入に仰がねばならぬが、単にコストが安いというので石油がよいと割り切れぬ場合もある。つまり国際収支も考えねばならぬ。石炭には経団連、日経連等それぞれの立場で問題と取り組んでおり、その観点もはつきりしてきただので、当面の石炭問題より、本質的にもっと掘り下げて取り組むための委員会を設けた。

▽海運の問題

昨年、日本船舶管理会社案というアドバルーンをあげたが、昨今、日本船主協会や神戸同友会からも、さらに研究を進めるよう話があつたので、海運対策は当面の大問題であり、あらためて具体案を作りあげたいと考えている。

証券業の在り方について、財政金融政策委員会は、六月二日の第一回合合以来検討してきたが、十二月十八日の定例幹事会で、宇佐美海委員長は論議の要点をつぎのように報告した。

一、証券市場の問題といつても、株式と社債とは問題の所在を異にしている。株式については投資意欲大、株式の供給少、したがつて、いかにして増資を促進するかの問題になる。これに対し社債は逆に発行の希望は大きいにもかかわらず、消化不振、したがつていかにして社債投資意欲を進めるかの問題となる。

二、株式市場の問題では、増資至上命令的な考え方はいけない。むしろ内部留保の増進が大切であるという意見も強かつた。

三、直接投資の促進については、間接投資が行き過ぎているという意見が活潑になされたが、しかし他方、経済の現状はまだまだ間接投資を抑制する段階ではないとの意見も強かつた。

四、増資促進には企業課税に関連する面が多いが、この問題についても、法制及び税制部会、企業税制特別委員会でも検討中であるので、これとの調整、合同研究を進めていきたい。

五、社債市場については、消化（特に銀行以外の）をどう促進するか、そのための環境整備が問題である。この報告に対し、中山政策審議会委員長から、つぎのような要望があつた。

「本会で証券問題をとりあげた理由は、戦後の日本経済は、人民資本主義、証券資本主義の世の中になつてゐるが、今の証券界の体制はこれにマッチしていない面がある。そこで今後のわが国資本主義を方向づける重要な問題として、証券市場はどうあるべきかの問題を検討しようとするものである。いわば証券市場対策以前の問題についても、ぜひ掘り下げて検討してほしい」

なお海運対策については、三十三年八月十五日中間案が幹事会に報告されたが、その後新しい情勢を考慮に入

れて、さらに検討の結果、三十四年十月八日「当面の海運再建策」として発表された。新しい案は、中間案がともすれば官僚統制に傾く危険のある「日本船舶会社」設立を中心とするものであつたのに対し、開銀を中心とする再建助成策に骨格をおきかえた案となつている。つまり開銀内に市中金融機関代表等をもつて構成する審査委員会をつくり、これが開銀総裁の諮問機関として、再建整理案の審査に当ることになつていたのである。

「当面の海運再建策」の骨子はつぎの通りである。

一、一般助成策

- (イ) 開銀金利を一分五厘引き下げ年五分とする。
- (ロ) 市中金融機関の計画造船融資分の金利は、年五分になるよう差額に対する利子補給を行う。
- (ハ) 市中金融機関は、海運企業に対する融資の金利を上記の国家助成に対応して、できる限り引き下げる。

二、個別的助成策

以上のような一般的助成を行つても、尚元利払いに支障ある企業は、個別に再建整理案を作成して開銀に提出する。この際オペレーター及びオーナーがそれぞれ独立して個別の整理案を作るのでは、問題の根本的解決にはならないので、この場合はいわば系列別に、総合的に再建整理案が作れることが必要だと思われる。

提出された再建整理案を検討するために、開銀内に市中金融機関代表者等を以て構成する審査委員会を設ける。この委員会は開銀総裁の諮問機関となり整理案の審査に当るが、その結果、長期にわたつて元利払いに支障を来す恐れのある企業に対しては、開銀は必要に応じ、将来の元利払いの方法等の条件変更を考慮

し、減資、合併、資産処分等の根本的対策を前提として、元利金の棚上げ等の処置をとることとする。

三、その他の国家助成

先進国が大体実行していると思われる助成策、例えば税制上の優遇措置、定期航路及び第三国間航路に対する航路補助、さらに低性能船買入補助等は当然とりあげられるべきであると思う。

なお新造船のために保有会社あるいは公団の如きものを新設することは、海運の自主的再建から離れるものであり、好ましくない。今後の新造船は原則として、利益により建造することが適当であり、総花的建造方式は打ちきらられるべきである。

三、自由化問題に積極的提言

昭和三十三年末における欧州通貨の自由交換制実施以来、貿易為替の自由化への動きは急激に活潑化してきた。OEEC（欧州経済協力機構）全体としてみた域内の輸入自由化率は、三十三年一月の八三%から三十四年一月には九二%に達し、さらに三十五年一月には九四%となった。対ドル地域自由化率は、三十三年一月の六四%が三十四年一月には七三%となり、同年三月には八六%に達した。IMF（国際通貨基金）は「国際収支を理由とする為替制限を認めない」といういわゆる「八条国移行勧告」を、三十二年に西独に対して行ったのはじめ、三十四年二月にはオランダ、同年十月にはイタリアに、三十五年二月にはフランスに行つた。また英国は三

十五年二月、自発的に八条国になり、スエーデン、ガーナ、マラヤ、ローデシャ、ニアサランドも英国に同調した。また欧州通貨の交換性回復によつて、主要通貨が全部交換性を付与されることになつたため、通貨上の差別制限をする意義は消滅したので、IMFは三十四年十月の理事会決議で、二国間条約に基づくものを含めて、差別的制限を速かに除去する旨の発表を行つた。

諸外国におけるこのような自由化の進展に反して、わが国の自由化は著しく立ちおくれていた。すなわち、わが国は昭和二十四年十二月に外国為替および外国貿易管理法が制定され、それによつて対外支払は外貨予算を通じて制限的に行われるようになっていた。外貨予算に基づく輸入承認方式は「外貨資金割当制」(FA制)と「自動承認制」(AA制)によつて行われていた。前者は外貨予算で外貨の割当を決めた範囲の貨物を輸入しようとする者が、通産大臣に申請し、輸入に必要な外貨の割当を受ける制度であり、後者は、予算額の総額だけを定め、輸入申請があれば自動的にこれを許可する制度である。またAA制にはグローバル予算とドル地域を除く制限付予算とがあり、通貨別を行つていた。しかし三十三年上期の外貨予算からは全額がグローバル予算となつていた。わが国の場合、このAA制予算額が外貨予算における輸入貨物予算総額に占める割合を自由化率といつてい

三十年	上期	一四・七%	下期	一五・八%
三十一年	上期	一五・四%	下期	二二・九%
三十二年	上期	二三・八%	下期	二一・〇%

三十三年	上期	二二・三%	下期	二五・七%
三十四年	上期	三三・三%	下期	三一・五%

わが三十四年下期の三一・五%という自由化率を、OEEC諸国の域内自由化率（三十五年一月）九二%、対ドル地域自由化率（三十四年三月）八六%に比較すると、わが国の自由化の立ちおくれがわかるというものである。これら諸国の自由化は、北米および西欧諸国間の貿易に対する自由化であつて、日本や中南米に対しては一樣に、相手国別の相互貿易協定的な特別自由化リストを適用していたが、わが国の自由化率の低さからみて、このような地域的差別をうけるのも、いわばやむをえないといえるわけであつた。

ともあれ、世界の自由化が進展するにつれて、わが国の自由化促進を望む声が次第に高まつてきたのも当然のことであつた。三十四年九月末に開かれたIMF総会で、わが政府代表であつた佐藤蔵相に対し、各国代表は、その嚴重な輸入制限についてきびしい批判を浴びせたのである。三十四年の日本経済は、三十三年の不況からぬけ出して、一三%の高い成長率を示していたし、同年九月の外貨準備高は十二億ドルを超え、これは当時の輸入ベース二億五千万ドルの五カ月分に近い額であつたから、わが国の自由化の低調に対して各国が非難するのも、決して無理ではなかつたのである。

こうした情勢のもとで、わが国における自由化論議は、きわめてさかんであつた。しかも十月には東京でガット（関税、貿易に関する一般協定）総会が開かれ、わが国の輸入制限がヤリ玉にあがるのが容易に予想されるところであつたのだから、議論はいよいよ切実さを加えたのである。賛成論者は、自由化は世界の大勢であるこ

と、それは物資の自由な交流を通じて世界経済の繁栄に寄与すること、輸出を伸ばすためには、まず自国の門戸を開放せねばならぬこと、温室育ちの日本経済の地力を養うためにも、自由化によつてきびしい競争の洗礼を受けさせねばならないこと、などを論拠とした。反対論では、わが国の産業がまだ、きびしい外気にじかに当ててよいほど成長していないという産業保護的な立場からのものが最も多く、またガット三十五条適用などで、わが国に対する差別待遇をしている国が多数あるのに、あえて自国に不利なる自由化を急ぐことはないといった考え方も強かつた。しかし、いずれにしても、政府ならびに民間経済界も、大勢として自由化を促進せねばならぬ段階にきていることについては、異論がなかつたのである。したがつて、実質的な論議の焦点は、自由化促進のスピードの問題と、対応措置をどうするかの二点にしばられてきていたのである。

経済同友会が「貿易為替自由化に対する提言」を發表したのは、こういう情勢においてであつた。経済同友会は、すでに三十四年度通常総会における決議「新しい経済秩序への見解」において、「ヨーロッパ諸国の交換性回復は、貿易自由化の方向を明らかにした。これは外貨割当制度を支柱とするわが国経済秩序にとつて、大きな転換期が迫つてきたことを意味する」として、世界的な自由化の潮流を指摘し「国際競争の自由な風にさらされながら、裸で競争できるような体質に改造してゆく必要が生じてきた」ことを強調したのである。そして、その後通商政策委員会が中心となつて研究を進めてきたが、三十四年十月二十六日からガット総会が東京で開かれるのを前にして、十月十九日この「提言」を發表したのである。

この「提言」を議決した十月十六日の幹事会で、神野正雄通商政策委員長は、案の趣旨を、こう説明した。

「国際情勢からみて、好むと好まざるとにかかわらず自由化は必至である。自由化に対する障害のうち国際収支面での障害は、ほとんど考えないでよいと思われる。もう一つの国内産業保護の立場からいつても、大局的にはわが国産業の基礎は相当できていますので、この点も余り神経質に考えなくてもよいのではないかと。もつとも産業によつては、かなりの打撃となるが、その場合にも輸入制限は解いて、他の国内保護で対抗するのがよいとの考え方をとつたものである」

自由化促進に対する民間経済界の動きとしては、この経済同友会の「提言」が、最も早く積極的な意思表示をなしたものである。続いて経団連から「為替貿易の早急自由化についての決意」が出され、十二月には総合政策研究会が「貿易、為替自由化提案」を発表し、これは相当具体的な自由化促進の日程まで織り込んだものであつたが、いずれにしても、真先に自由化促進への強い決意とその論拠を明確に打ち出したのは、経済同友会のこの「提言」であつたわけである。

「提言」はまず、三十三年末の欧州通貨交換性回復を契機として、自由化のテンポが予期以上に早いにもかかわらず、同じ工業国であるわが国の自由化が比較にならないくらい、立ちおくれている点を指摘し「年初来八カ月を経過した現在までに具体化した政策には、わずかに指定通貨の拡大、標準決済規則の改訂及び最近のドル相場の自由化等、主として為替面で若干の進歩がみられたのみで、円為替の導入、A A制の拡大等自由化の中心問題には未だ語るに足る成果がみられない現状である」としている。

ついで「提言」は「わが国の貿易為替の自由化は何故に行われ難いか」との問を出し、「その最大の理由が官

民の決断力の不足にある」ことを指摘して、大方の猛省を促している。そして自由化要請の積極的な意義として「一時の摩擦を相殺して余りある長期的な効用」を認めている。さらに「提言」は、自由化を制約する要因として「国際収支の不安と国内産業保護の必要」の二点をあげ、それに対しては、つぎのような論旨で、これを反駁している。

一、国際収支の不安について

わが国の金外貨準備の年輸入額に対する割合は約四〇%で、西独、スイスには及ばないが、オランダにはほぼ匹敵し、英、仏、北欧諸国よりは高い。もつとも、わが国の輸入額の変動は世界中に類をみない程高いが、中進国的性格を持つているわが国には、西欧に許されなくなっている国際機構の資金援助（世銀や開発借款基金）の便があり、また輸入額の激変も政策によつて緩和できるから、いまの準備額で自由化の余力は相当ある。このように国際収支に不安がないならば、商社に対する現行の為替持高制限の緩和、為替相場変動幅の拡大、円為替の導入等の自由化措置を阻む理由は薄れてくる。また貿易面で輸入地域制限の撤廃も急務である。すなわち双務協定による国別均衡やドル節約のための差別措置はIMFやガットの精神に反するものである。

二、産業保護の問題について

この要因の内容は複雑である。すなわち、わが国の輸入管理は第一に輸入品の競合産業を保護するのみならず、第二に商社、生産者の過当競争や過剰生産を防止するとともに、第三に中小企業存在を保護する役

割をも担つており、しかもこれらの保護の目的が重なつてゐる商品が多いからである。

しかし、第一の目的は関税政策の活用により、第二、第三の目的は国内政策、すなわち弾力的な金融政策や中小企業対策および業者の自主調整によつて達せられるべきものである。したがつて、今後輸入制限の継続を必要とする商品は、せいぜい第一の目的に該当する商品のうち、自給度が高く、しかも関税を利用することの困難な商品に限定されねばならない。

このように有力な反対理由を克服してのち「提言」は「自由化の問題は、いまやその必要性や具体化すべき項目を羅列して、その実施の可否を検討する段階を過ぎてゐる」ときめつけ、わが国の自由化促進が、世界経済の好況局面とわが国際収支の好調といふこの好機を逃がすならば「それは国内不均衡の根本的解決を遅延させ、対外競争力を減殺し、経済の長期発展のうえに大きな禍根となる」として、政府の具体的な自由化計画の確立を切望してゐるのである。

経済同友会をはじめ民間の自由化促進を要望する声の高まりに応えて、政府は三十四年十二月に、貿易自由化促進の総合的具体策立案についての閣議決定を行い、同月二十六日には、原綿、原毛を三十六年四月からAA制に移し、化学繊維原料も早期にAA制に移す方針を決定した。続いて三十五年一月五日の閣議では「貿易為替自由化促進関係会議」の新設を決め、十二日には初の閣僚会議で当面措置すべき事項のほか、自由化に関して年次目標を定めて五月末までに自由化計画を策定する旨の方針を決定、発表した。そして六月二十四日の「貿易、為替自由化計画大綱」の策定にいたるのである。こうして三十四年秋を転機として、わが国の自由化促進への歩みは

急速に早まつたわけである。

經濟同友会は、貿易、為替の自由化促進が、日本經濟の当面する重要課題であり、しかもその促進にあたつては、克服すべき多くの難問題を包蔵していることに鑑み、今後一層、具体的にこの問題に取り組んでいくため、一月の定例幹事会で「貿易為替自由化対策特別委員会」を設置することを決め、委員長には伍堂輝雄幹事を決定した。委員は次の通り。

麻生 太賀吉	井 深 大	伊 藤 廉 三	一 井 保 造
稻 生 平 八	稻 山 嘉 寛	今 里 広 記	大 槻 文 平
金 成 増 彦	河 上 健 次 郎	神 野 正 雄	木 村 鉦 二 郎
小 坂 徳 三 郎	河 野 一 之	桜 田 武	鳥 田 英 一
正 田 英 三 郎	鈴 木 太 郎	鈴 木 治 雄	杉 山 元 太 郎
田 代 茂 樹	竹 内 俊 一	寺 尾 一 郎	二 宮 善 基
野 村 末 一	長 谷 川 周 重	藤 山 勝 彦	降 旗 三 七 男
松 本 重 男	水 上 達 三	湊 守 篤	山 本 高 行

四、公債発行論に反対意見表明

——三十五年度予算編成への所見——

昭和三十四年度の日本経済は、年度全体としてみれば「数量景気」の年であつた。景気の過熱はみられなかつた。昭和三十五年度経済白書は、この年度の経済について、こう記している。

「昭和三十四年度の日本経済は、一般の予想をこえて、大きな成長をとげた。経済成長率は戦後のわが国においても、世界的にみても、その類例に乏しいほどの高さであつた。しかもこの間にあつて、物価はほぼ安定し、国際収支の均衡を保つなど、いわゆる景気の過熱化を防ぐことに成功し、また生産の急激な拡大にもなつて雇用状態の改善もこれまでになくすんだ。物価安定、国際収支の均衡、雇用状態の改善、この三つの目標を同時に達成することは容易なことではないが、この課題を果すことのできた三十四年度経済の意義は大きく評価してよいであろう。もちろんこのような成果を実現するうえには、国際経済にもめぐまれた条件があつたことを忘れてはならないが、わが国の経済力が充実してきたことも否定しえない事実である」

三十四年度の国民総生産は実質で一六%の伸び、鉱工業生産は二九%上昇という目ざましい成長ぶりであつた。しかも物価は、食料を除く卸売物価で年度内四%の上昇で、この中には前年度の不況による落ちすぎの訂正高も含まれているから、一応安定していたとみることができるといふ。一方、国際収支でも、総合で三億五千万ドルの

黒字、經常収支でも一億九千二百万ドルの黒字であつた。要するに、大幅の成長にもかかわらず均衡は維持されたのであつた。それは何に基ずくか。經濟白書によると、まず基本的には供給力にかなりの余裕があつたこと、ついで、このような既存能力の余裕に加えて、電力、鉄鋼、国鉄など基礎部門において設備能力の増加があつたこと、さらに労働力に余裕があつたことの三点をあげている。

こうして三十四年度全体をふり返つた指標としては、まさに問題はなかつたのであるが、現実の歩みとしては、年度半ば以降では、相当過熱警戒的な要因がみえてきていたことは否めない。まず敏工業生産指数にみると、「産業総合」で、三十四年四月の一六七・三から五月には一七二・八と台変りし、その後八月まで百七十台であつたのが、九月には一八六・〇、十月一八九・六、十一月一九二・三、さらに十二月には二〇六・〇と上昇の歩を早めた。卸売物価指数は「食料を除く総合」で、三十四年八月に台変りして一六〇・二となり、その後九月一六〇・六、十月一六二・七、十一月一六五・二、十二月一六五・三とジリ高歩調をとりはじめた。こうした生産の伸び、物価の強調は、産業の資金需要の増大となつて反映している。すなわち運転資金の増加のほか、設備意欲の増大となつて現われてくるからである。全国銀行貸出残高の増減状況にみると、貸出増加額は、三十四年第一四半期に千五百五十八億円であつたのが、第二四半期には二千八百六億円となり、さらに第三四半期には三千八百七十七億円となつている。もつとも、この増加額のうちの大部分は運転資金であるが、設備資金でも、内数で、第一四半期の四百二億円、第二四半期四百七十億円、第三四半期五百十二億円と伸び、さらに、これは第四四半期の六百二十七億円と進んでいくのであつた。このような資金需要の動きに対して、日銀は、神武景気

の二の舞を恐れて、六月ごろから慎重な窓口指導を行い、九月には準備預金制度を発動、また十二月一日には予防的金融措置として、公定歩合の一厘引き上げを断行し、景気過熱傾向に対して早目の抑制的態度に出たのであった。二月十九日に金融正常化のため一厘引き上げをやつてから九カ月半ぶりであつた。

このような活潑な経済界の強気歩調について、政府の政策のあり方が、有力な支えになつていることを見逃がすことはできない。すなわち、当時の岸改造内閣は、実質的には積極政策を打ち出そうとしていたのであつた。第二次岸内閣は三十四年六月十八日、大幅な内閣改造を行つた。これは三十三年十二月末に池田國務相など有力閣僚が辞任したあと弱体となつていた内閣の体制を、立て直すことをねらつたもので、藤山外相、佐藤藏相のほかは面目を一新したのである。そして、在野時代から賃金二倍論をぶつていた池田勇人氏が通産大臣として入閣した。新内閣は三つの重点施策を掲げたが、それには安条約改訂の実現、選挙法改正のほか「国民所得倍増のための経済長期計画」をうたつていた。こうした積極的な成長政策を掲げたことからもうかがえるように、三十五年の予算編成においても、政府、与党とも基調としては積極財政への意図が現われていた。各省の予算概算要求は、三十四年度当初予算の大体五割増にのぼる二兆一千億円に達し、また十一月二十四日に自民党が発表した予算編成方針は、すこぶる積極的なものであり、党内には公債発行論が有力に抬頭してきていた。こうした党内の強気を反映して、十二月十八日閣議決定された政府の予算編成方針も、表面「健全財政」をうたいつつ、公債発行論に対しては、正面から否定するような決意がみられない微温的なものであつた。一方、伊勢湾台風による災害対策補正予算は、財政投融资の増額を合わせると一千億円にも達することが明らかとなつていた。民間で

は九月期決算はきわめて好調で、これを背景にして年末ボーナスの膨脹も容易に予想できた。

まさに三十四年秋から暮にかけての経済情勢は、政府の積極政策気構え、民間経済界の強気高揚という両面から、再び景気過熱への兆が大いにみられたのである。

経済同友会が十二月十八日「明年度予算編成についての所見」を発表したのは、こうした背景においてであった。同日の幹事会で、河野一之幹事は提案理由の説明で、つぎのように述べた。

「政府の予算編成方針は閣議決定の運びとなつてゐる。それによれば公債は発行せず、健全性をうたつてゐるようであるが、これは一般会計についてであつて、例の治山治水特別会計の問題には直接ふれてゐない。

明年度予算は非常に重要な意味を持つと思ふ。日本経済の現状は、過熱になるかならぬか、はなはだ微妙な段階にきている。この際経済が健全な発展をとげるため、産業界、金融界の負わされた責務は大きいが、同時に経済に至大の影響力を持つ財政面でも刺激的要素は一切排除すべきであると考えらる。

昭和三十二年の千億減税、千億施策の結果がどうなつたか、もう一度よく反省する必要がある。あの時と景気の様相が現在よく似ている点に注意すべきだ。明年度予算は膨脹の危険が多い。我国はこの際量質ともに一般会計の健全性を維持するは勿論、財政投融资についても五千六百億程度にとどめ、その財源を公債発行、インベントリーの取崩しなど不健全な方法によらないことが肝要だと思ふ。公債発行の理論はともかく、現実には、そのための政治的、経済的体制が整つてゐない今日では、反対せざるをえない」

「所見」の内容はつぎの通りである。

「明年度予算は、災害対策、社会保障その他諸経費の増加によつて、相当の膨脹が予想されるとともに、財源の調達について一部に公債発行の主張もあるようである。

思うにわが国経済の現状は、さきの日銀公定歩合引き上げの措置にもみられるように、真に微妙な段階にある。この際、景気の行き過ぎを予防し、経済の均衡的發展を持續する上において、産業界、金融界は大きな責務を課されているが、他方、財政の国民経済に占める地位とその指導的性格にかんがみ、明年度予算の編成に当つては、その規模についても、またその内容についても、政府が特に慎重な配慮を加えることが望ましい。

すなわち明年度予算は、一般会計、政府投融资を通じて対象の厳選、重点化に徹底するとともに、その絶対的規模についても、国民経済成長が許す限度内にとどめ、この際経済に刺激的要素を与えるようなことは回避し、さらに財源の調達に当つては、従来にもまして健全財政を堅持すべきであると信ずる。公債の発行は理論的にはもとよりこれを否定するものではないが、現実的にはこれを可能ならしめる政治および経済の体制が整備されること、が不可欠の前提である。すなわち一方には公債が安易な財源調達の手段に墮しないことの政治的保証が必要であり、他方においては公債の発行が直接的にも日銀引受けによることなく、国民に消化され得る経済基盤が育成されていなくてはならぬ。遺憾ながらその何れをも欠く現状においては、公債の発行はいたずらに財政を膨脹させて景気の過熱をもたらし、経済の均衡的發展を阻害する惧れなしとはいえない。

われわれは政府が予算編成に当つて経済の实情に即して賢明に取扱うよう望むものである。要するに、景気の過熱気配を背景に、財政面における刺激的要因を避けるため、予算の規模ならびに財源調達

方法についても、万全を期するよう政府に呼びかけたのであり、とくに党内に抬頭していた公債発行論に対する反駁をその骨格とするものであつた。

五、数量景氣の持続のために

——「日本經濟の現状分析」發表——

昭和三十四年の初頭に「日本經濟に対する見解」を發表し、景氣過熱への警戒鞭を表明した經濟同友会は、三十五年一月二十二日、やはり日本經濟の現状を見つめ、将来への対策の方向を示唆する「日本經濟の現状分析」という所見を發表した。三十四年の日本經濟は、さきに指摘したような日本經濟の「經濟力充実」によつて、一面國際經濟における好条件にもめぐまれて、成長と均衡を同時に達成するという理想的な姿を現出したのであるが、三十五年に入ると、景氣の過熱、設備の過剰によつて均衡が崩れるような兆がみえはじめていた。そこで「現状分析」においては、數量景氣を持続させるための金融、産業面の対策の方向を示すとともに、あわせて貿易、為替自由化推進へのそなえをも強調したのである。なお三十四年初頭の「見解」に対して、それが過熱への心配のしすぎであるとの批判も一部にあつたようであるが、当時の設備投資の動向などからみて、經濟団体が警戒的な見解を打ち出すことは當然の動きであるし、現に三十四年夏ごろからは、さきにふれたように、日銀はすでに抑制的な金融政策を進めていたのであるから、「見解」にある過熱警戒的な立言は、決して無意義ではな

つたといふべきであろう。かりに当時の情勢において、一方的な楽観的見解をとり、積極的経済政策をとるよう主張したとすれば、どうであろうか。それは経済界にいたずらに安心感と強氣とを醸成させ、三十四年の経済が慎重な歩みのうちに享受した数量景気の基調はもたらされなかつたにちがいない。三十四年一月の「見解」は、決して取り越し苦労でもなければ、必要以上の弱氣論でもなかつたのである。

ともあれ、三十五年一月の「現状分析」発表にいたるまでの審議経過について「経済同友」（三十五年二月号）は、こう記している。

「本会では昨年年頭において、本会の統一の見解ならびに活動に資するため『日本経済に対する見解』を發表した。その後、昭和三十四年度に入り本会として、さらに各組織を充実し新しい活動を開始したが、経済界自体として経済動向について、できるだけ正しい動向を捕捉することが重要であることはいうまでもない。

このような考え方から本会では、昭和三十四年度通常総会で提唱した新しい経済秩序への見解において、民間の統計調査機関設置の必要性を強調したわけである。しかしその実現には若干の時日を要するので、この間、本会の景気観測部会が中心となつて、できるだけ経済動向を捕捉するように、いわば民間の統計調査機関設立までの前駆的活動を行うという趣旨から、景気観測部会所属の会員有志約三十名が打合わせを行つた。その結果、右の趣旨にそつて部会活動を行うため、研究会、懇談会をもつて問題点を整理し、常時、経済動向をフォローするとの方針を決定した。

この見地から本年度においては、まず経済企画庁経済研究所長代理尾崎朝夷氏、日銀調査局長高木良一氏、

経済企画庁経済研究所主任研究官矢野智雄氏から国内経済動向をきくとともに、大島堅造氏から海外経済動向をきくなど、研究活動を続けた。

昨年十二月十八日の定例幹事会に先立つた総務委員会の席上、昨年と同様の趣旨から、新年早々できるだけ早い機会に、日本経済に対する現状分析を行い、これを見解としてまとめることがよいのではないかという意見が出て、その取りまとめを政策審議会に委託した。政策審議会は一月八日会合を開き、経済動向の見通しについて、鉄鋼、繊維、化学工業、貿易商社、中小企業関係の当事者に参集を求め、問題点を整理し、一月十三日の会合で政審案をまとめた。総務委員会は一月二十二日、幹事会に先立つて会合を開き、政審案について、最終的にその取扱い方法を諮つた結果、幹事会の承認を経て、本会の見解として公表することにした。同日午後の幹事会で一時間半にわたる審議ののち、公表することに決定したのである」

「日本経済の現状分析」の概要を説明すればつぎの通りである。

これには「昨年の回顧と今年の展望」という副題がつけられている。まず「昨年の経済回顧」では「昨年の見解」が、景気過熱への警戒と設備投資の行き過ぎに対する警戒を中心に、金融は小縮り気味に、産業は自主調整で設備投資の抑制を図るべきことを強調した点を繰り返して紹介し、そうした警戒の見解にもかかわらず現実の三十四年経済が数量景気を現出した理由として、(一)国際経済的には、欧州通貨交換性の回復によつて海外景気が引き締まり、したがつて海外物価高見越しの在庫思惑の必要がなくなつたこと、(二)国内経済的には、生産水準の上昇によつて設備過剰現象が起らなかつたこと、および自主調整によつて設備投資抑制の気運が出たこと、など

をあげている。

「現状分析」は、つぎに「今年の経済展望」に入り、「過熱の恐れはあるか」および「供給過剰（過剰設備）の恐れはないか」という問題を提起し、結論としては、物価動向も落着きを示しているのでまず大勢として過熱の恐れはないが、過剰要因については「今後の設備投資が現在以上に活潑化するようなことになれば、アンバランスの幅は著しく大きなものとなり、そこから再びナベ底不況の時のような景気後退が起こる危険があるのではないか」としている。

最後に「現状分析」は、この段階でとるべき「今年の課題」を、つぎのように結論しているのである。

(一) 数量景気を持続させるための当面の対策

(1) 金融政策Ⅱ景気調節機能を適時適切にしかも大胆に發揮することが肝要である。

当面の政策としては、景気過熱の恐れは比較的少いと考えられるから、これ以上の引締め政策（例えば公定歩合の引き上げ）をとつて、有効需要の伸びの鈍化に拍車をかけることのないような考慮が払われるべきであると考ええる。更にそれから先は過熱要因と過剰要因の動向を早目に察知して、柔軟性のある政策をとることも必要であろう。

(2) 産業政策Ⅱ設備過剰の懸念が濃化しつつある折柄、設備投資面における過当競争の抑制と、投資の重点化が今まで以上に強く要請されるべきであろう。我々が一兩年來主張し続けて来た自主調整と新しい秩序造りは、今年こそ急速に具体化への途を進まねばならないと思う。年初來金融機関の協調態勢整備が各方面か

ら強く要請されているが、これこそこの問題のキーポイントになるものと考えられるので、我々もその実現を強く期待するものである。

(㊦) 貿易、為替自由化に備えるための対策

貿易、為替自由化の必要性及びその意義については、昨年十月十九日本会で発表した「貿易為替自由化に対する提言」で述べた通りである。ただ問題は、今日経済界で新しい事態に処する態勢が果してできているかどうかということである。一部の論者（例えば総合政策研究会）はこの自由化をテコとして、経済各般の正常化を急速に進めようという意図を持っているが、その狙いは正しいと思う。しかし、現実の問題として、備えが極めて不十分である場合、その狙いが外れる事態も発生しかねないと思われる。よつて先ず政府は、日本経済の特殊性に鑑み、経済界の実情を充分織り込んで貿易、為替自由化のための具体性あるスケジュールを準備するとともに、経済界が自らその体質改善を進めることができるよう、速かに基本的政策を確立すべきである。他方経済界としても、自ら自主的にその準備態勢を作らねばならぬことはいうまでもない。今までのところ、経済界には貿易、為替の管理により曲りなりにも一つの秩序が存在した。しかし、自由化が進めばこの秩序の大部分は崩壊する。もし経済界が今のままの態勢でその事態に進むとすれば、古典的な自由経済——無秩序な過当競争による混乱が起ることは避け難いであろう。そのような混乱を防止するために、我々は自主調整と新しい秩序造りを進めることが急務であると信ずる。

第五章

「考えて、実行する」経済団体へ

一、農業問題に画期的な見解表明

—昭和三十五年度通常総会開く—

経済同友会は昭和三十五年四月八日、日本工業倶楽部で三十五年度の通常総会を開いた。任期満了の井上英熙代表幹事の後任には、木川田一隆幹事が選任された。この総会においては、「日本農業に対する見解」が採択されたが、農業問題には直接関係をもつていない一般の経済団体が、このように総合的な見地から農業問題の研究に取り組み、一つの見解に到達し、これを公表したということは、まさに画期的なことだといえよう。

曲り角にきた日本農業の現状を分析し、将来の方向を検討するため、三十四年七月農林省は、東畑精一氏を会長とする「農林漁業基本問題調査会」をつくつたが、たまたま、この調査会のメンバーに経済同友会幹事が相当数加わつていたので、それら関係者が集まつて「農業政策研究グループ」をつくり、農業問題を国民経済全般の立場から、総合的に検討してみることとなつたのである。日本の農業問題には、農業ないし農村それ自体が包蔵している複雑な構造的の問題があるほかに、関連産業との間の問題、さらに自由化とその影響等の問題など、いくつた困難な未解決の問題が錯綜しているのであるが、農業政策研究グループは、意欲的にこの経済団体としては未開拓の分野に取り組んでいたのであつた。

この「見解」の提案にあつて佐々木直幹事は、大要つぎのような提案理由の説明を行つた。

一、農業問題に画期的な見解表明

「最近のわが国の鉱工業生産は非常に伸びている。それに対して農業の方も伸びてはいるが、まだ工業の方向と均衡を保つて伸びているとは思われない。しかも今後、国民所得を倍増させていくという計画のためには、よほど農家所得をあげていかねば、総体の伸びが不足するわけである。このような状況に際し、農業をどうもつていくかについての検討が行われねばならない。農林省でも昨年から農林漁業基本問題調査会をつくり、同友会幹事の相当数がその委員に委嘱されている。そこで、我々自身、農業問題についてある程度知識を持つことが必要になるというキッカケもあつたわけである。もう一つの問題は、昭和二十七、八年ごろからの数字をみると、毎年大体三十万人前後の人口が、農業から他の産業に移つている。この傾向が今後とも相当長い間続かなければ、農業所得のレベルはあがつてこない。そこで、それだけの人口を第二次、第三次産業で吸収しなければならぬが、そのためには産業の発達が急務である。最近米国ではアグリ・ビジネスの名で、農業と関連ある産業の検討が進められている。農業に対して資材、原料を供給する産業と、農産品を原料としてこれを加工販売する産業、これが産業組織、全産業の中でウェイトを高めつつある傾向がある。同友会としても、相当自分たちの仕事に関係があるので、その立場から農業問題の検討も必要になつてきた。

何分、農業の問題は歴史も長く、これを業とする人口の割合も高い。しかも戦中、戦後を通じて食糧問題に対する国民の関心は高い。これを新しい農業にしていくなかには経済性を確立しなければならぬが、これは容易なことではない。しかも新しい要素として輸入の自由化の問題がでてきている。もちろん農業は、自由化について特殊の考慮を要する産業であるが、さりとて全く別世界と考えるわけにはいかない新しい情勢が起き

ている。このことが、また新しい目で農業をみる必要性を加えている。要するに日本経済の発展のためには農業の発展が大事であつて、しかも他の産業とのバランスのとれた発展が大切である。そのために各種産業の間で、お互いに相手の実情をよく知りあつた形での発展が必要なのである」

「日本農業に対する見解」は、この提案趣旨の説明で指摘されているように、「わが国経済の安定した発展のためには農業の近代化による生産性の向上が欠くべからざる要件である」との大前提に立つて、そのためには産業の立場からも「でき得る限り経済性を通した農業の発展により、国の内外を通ずる農業関係商品取引の増大を図り、農業所得の向上がわが国経済発展の大きな支えになる」ことを期待し、また農業人口が毎年多数、第二次、第三次産業に転移していかねばならぬ情勢に照らしても「各種産業相携えてわが国経済の発展を推進しなければならぬ」とし、さらに、「このような方向に変革を進めていくためには、農業には新しい視野に立つた計画、政策の立案が必要となる」としている。そして「見解」は、農業当面の問題とその解決の方向について、おおむねつぎのような「粗案」を示し、批判を期待している。

一、農産物価格政策

(1) 現状と問題点

現在の農産物価格政策は、ほとんどの農産物につきサポート・システムをとつている。自由な価格形成のみられるものは果実、蔬菜などごくわずかである。しかもその価格水準は海外に比して高いものが多い。この価格支持は農業の特殊性からみてやむをえないが、そのためにコスト・ダウンを考へた生産体制、生産様

式に関する研究が等閑に附されている傾きがある。

現在のサポート・システムには、米、麦、大豆のように食糧が買いあげる直接のものと、畜産物、砂糖のように輸入の調整等による間接のものがある。

(2) 政策の方向

(1) 価格支持政策の必要性は認められるが、その場合でもできるだけ国民経済的観点からみて経済の合理性に反しないようにしなければならない。すなわち、今後の農業の生産種目の変化を見込んで、畜産関係農産物(飼料を含む)、地方特産物等、将来国内増産のぜひ必要なものを検討、その結果選び出されたものに対しては、生産増大のための体制をつくるよう補助政策をとる。しかし、その場合、価格支持がよいか、より広い補助政策がよいかは経済的見地から決定すべきである。

(2) 現在国際的にみて高い農産物については、経営方式、経営単位の変化、生産数量の変化等、生産体制の変化によるコスト・ダウンの方策を検討し、経済効率の悪いものは、品目の転換を考える。

(3) 農産物価格政策に対して、貿易自由化は大きな関係を持つ。価格の機能を活かすためには、貿易自由化は一つのテコとなる。したがって「農産物は絶対に自由化しない」という考えに固定してはならない。

自由化は農業の進展にも、国民経済的にもプラスになる。例えば麦類等の輸入方式は再検討されてよい。

(4) 一方、果実、蔬菜等自由価格のものは、とかく価格が不安定で、買いたたかれることも少なくないから、販売機構、市場機構、市場制度の整備を図り、生産者に安定した所得を確保させることが必要である。

二、農業の進むべき方向と生産様式体制

上記のような価格政策が発動するためにも、今後の農業の方向、生産様式体制が検討されねばならない。

(1) 米作農業の検討

現在の米は、寒冷地等不適當な地域にもつくられている。しかし今後、国民所得の増大によつて、摂取する食糧構成は高級化し植物質食から動物質食へと移行、米食率は低下に向うこと、および南方地域に工業国輸出をするために南方米の輸入が必要であることなどからみて、米作自身が経済的見地から再検討され、生産性の向上が図られねばならぬ。農業技術についても、米と籾以外の農産物に対しても研究をひろげ、穀物も食用穀物と飼料用の組合せの検討、その他麦類の処置、また畜産物等新しい部門の検討も必要である。

現在米作中心農業を推進するため、政府は食糧に大きい財政負担をしているが、これを米以外の方へ向けた場合の効果や国民経済的意義が検討されねばならない。

(2) 牧畜業の発展の可能性

今後の国民経済の様相からみて、最も需要増大をきたすのは畜産品であろう。

したがつて如何なる体制、如何なる規模の経営がよいのか、共同化がよいか、企業形態がよいかが真剣に検討されるべきである。また国際的レベルに成長させるために、価格政策のみでなく、当分保護が必要かどうかも検討すべきである。さらに大麦等濃厚飼料は国内自給がよいか輸入がよいか、経済性の立場から決定すべきである。

(3) 果実、園芸作物の必要性

所得の増大により果実、蔬菜の需要は増大する。しかも果実は輸出もできるし、また食品加工業の発展の問題にもつながる。したがって、これらについては適地適作主義の徹底を期するとともに、輸出可能な果実や地方的特産物は、一層増産に拍車をかける必要がある。

(4) 林業の開発

林業は雇用増大、所得増大、外貨獲得の見地から、資源開発を目標として根本的に考え直すべきである。まず、わが国森林利用率の低位性を改善する方策がとられねばならない。例えばダム造成により河川の幅を増大し、流れをゆるやかにして木材運送を可能にする案もある。これによつて河川流域から林道を開拓すれば肥培管理が可能になる。森林肥培によつて増産ができれば、伐採量増大、運搬増大にもつながる長期的な発展の道が拓かれるわけである。

統計表に現われている「開発困難な森林」は大部分が官有林で、これは開発の一大ネックになるから、民間に払下げるか、あるいは公団方式で開発するか、考える必要がある。

(5) 農林生産様式、体制の問題

新しい日本農業は、その生産種目からみて、協同化、共同化、資本主義農業をもちこむ必要が出てくるであろう。そのためには農地法の改正も要する。さらに法人化、共同化、企業化農業のための立法措置も必要となる。それは生産種目によつて経営規模、経営形態が検討されるためには、現在の法的制約をはなれて計

画の作成が必要だということである。

またそれと関連して、新たな生産資材、機械利用等関連産業の需要増大が考えられる。生産様式、体制の変化は脱農化促進の問題とも関連し、それは第二次、第三次産業の将来の構図に関連する。

三、食管制度の検討

食管制度は現在の形では維持困難となるであろう。しかし現在の制度がわが国農業に持つていている大きい影響力を考えるとき、その改善には慎重であるべきである。したがって、まず改正の方向を定め、その目標に向つて計画的に進めることが肝要である。要は、このサポート・システムの中に、どうすれば経済性をもちこめるかという問題である。これは新しい農業の方向に応じて考えるべきで、外国の事例の研究も必要である。

四、新しい農業の中核体

価格政策をはじめとし、農業の方向、生産様式、体制等各方面にわたつて近代化を進めねばならぬが、その新しい農業の中核体は誰であらうか。

戦前は「商人」「食糧加工者」「地主」が農業の中核体であった。戦後、新しい民主的農業の中核体として農協が設立された。しかし農協が米の集荷業務を中心に発展した歴史にかんがみれば、今後農産物品の多様化に対応して、体制を新たにしなければならぬ。農業の中に経済性をもちこむためには、農協の近代化と相まつて、農民の中から企業家的精神をもつた人々、生産協同体、食糧加工業者、関連産業企業者等が相

互に連絡を保ちつつ発展していくことが必要である。

五、関連産業との問題

農業生産が多様化し、農業生産様式形態の変貌がみられれば、広い意味の生産資材設備を供給する関連産業に、新たな需要が加わり、需要増大が起こる。他方、果実、畜産品等を原料とする関連産業拡大に向う。したがつて、「農業への供給者の立場のもの」「農産品を原料とする立場のもの」がともに農業生産者、農業経営体と、いままでよりはるかに接近した状態ができると考えられる。そこで問題は、どういう農業生産様式がつけられるか、場合によっては関連産業と経営が一体化するような姿も起り得よう。

六、農業金融の問題

(1) 現状

最近農林中金は常時相当額の余裕金を保有するようになり、また地銀にも農村地帯の資金の蓄積が増加しているが、これらは農業以外の方面に運用されているものが多い。一方において相変らず公庫融資、補助金等の政府資金が流入している実情である。

(2) 問題点と今後のあり方

(イ) まず必要資金の性質に応じた融資形式をつくる必要がある。すなわち純粋に農業の転換、村づくりのよな政策改善のための設備資金、運転資金等、農業のプランニングに合致した必要資金の型を決めることがなされねばならない。

(四) 資金の型が決まつたうえで、農村地帯で蓄積される資金でまかなえるものと、農林公庫のような政策金融によるもの、あるいは純粋に商業ベースでまかなえるもの、さらにまた共済基金の活用等、その資金の性格によつて、その機関も有効に使ひわけをすべきである。

補助金はできるだけ縮減し、低利長期の貸付におきかえる。また今後の農業の様相によつては関連産業との資金的結びつきも考えられよう。

(五) 現在の組合金融系統機関は、資金コストの低下を図る必要がある。機能的に自己金融の建前にたつて短期の運転資金を主とすべきである。

金融機関としての採算を無視してはならない。場合によつては現在の補助金等を整理し、その資金をもつて利子補給をすることも考えられてよい。

(六) 地銀との結びつきも、農業の様相の変化により、直接的にも、また関連産業との関連において間接的にも、いずれも従来よりさらに密接になつてくるであらう。

このように「見解」は、農産物価格政策、農業の進むべき方向と生産様式体制、食管制度の検討、新しい農業の中核体、関連産業との問題、農業金融の問題など六つの重要なテーマについて、現状と問題点を抽出し、その解決の方向を示したのち、つぎのように結んでいる。

「以上みてきたようにわが国農業の発展の条件は、今後において検討されるべきいくたの問題があり、しかも長い伝統を持つ特殊な性格から、その解決には雇用問題をはじめ、各方面の強い協力とたゆまない努力とが必

要である。しかしすでに農村の各所にいくつかの新しい農業の芽生えがみられているのであつて、これが漸次順調に成長できるよう、農業政策は推進されるべきである。それには国民経済、国際経済双方との関連において、農業のあり方を考えることが最も肝要とならう。

我々は新しい農業の誕生、成長を待望すると同時に、その成長発展こそが国民経済全体に必ず明るい将来を約束するものであることを信じて疑わない」

この「見解」の提案については、小坂徳三郎幹事から「非常に基本的な現在の日本の姿、それに対する確たる信念を持ちつつ農村問題を探りあげる気魄と責任感を、同友会が持つてはじめて、この問題を提案する資格ができるのではないかと考える」と述べ、「見解」にもられた事項の実行の困難性を指摘し、決意を促した。また中山素平幹事は、つぎの三つの立場から賛成の意見を述べた。

一、日本経済が今後質量ともに高い成長発展をしていくには、農業生産力の飛躍がなくてはならない。自由主義経済が発展していくには、鉱工業部門の発展だけでは、市場や労働力の壁にぶつかる。

戦後の日本農業は生産力において飛躍的に伸びたが、最近鉱工業の高度の発展に対して、農業は再び停滞の様相を示している。これは零細な土地所有が生産力上昇の限界になっていることや、従来の農業対策の矛盾とといった構造的な原因に基づき、ことが多いと思う。

今後、人口の増加に対して雇用を与える意味で高い成長が必要であるが、そのためにも農業生産力の拡大を、構造的なカベを破つて図ることが肝要である。

二、農業の發展のために、我々はどのような協力をしてゆくべきか。従来は、近代産業と農業は、たがいにその関連性を余り考えなかつた。今後はこうした封鎖性を打破し、両方の関連を積極的につけるといふ態度でなければならぬ。農業の過剰人口を近代産業部門に吸収するか、あるいは農業にマーケットを与えない限り、農業の健全な發展は期待できない。我々は産業間の協力を考えねばならぬ。

三、貿易の自由化は、日本農業にとつては限界があるといわれるが、コストの基本である食糧部門の合理化なくして、産業の發展は期待できない。實際問題としては、過渡的に、構造的ないろいろな問題を漸進的に解決していく方策をとらなければならない。

要するに「日本農業に対する見解」が強調している点は、つぎのように要約できる。

一、日本經濟の高い成長のためには、農業の發展が、近代産業の發展と平行していかねばならない。

一、ところが現状は、農村の零細土地所有が生産力上昇の壁になつてゐるし、便宜上行われてゐる食糧制度の支持制度は、結局において農業の近代化促進をさまたげている。

一、こうした矛盾のあるところへ、貿易自由化の激流が押しよせてきたのであるから、農業の經濟的立場からの体制がえは、どうしても進められねばならない。

一、一方、日本農業の大きな負担となつてゐる過剰人口をさばくためには、第二次、第三次産業の拡大が必要であるが、そのためにも、産業のマーケットとしての農業所得の向上、ひいては農業の經濟的發展が必要となる。

一、こうして、あらゆる角度から農業と近代産業とのもたれあい、相互依存の関係は深いにもかかわらず、従来はたがいとその関連性を十分に認識していない。これは大いに啓発されねばならぬ。

一、農業の発展のためには、従来の米作中心の農業政策を根本的に反省し、新しい農業の方向にそつた経済性に合致した農業政策を編み出すべきである。

一、農業の経済的発展ないし近代化のためには、農業の中核体として企業家的精神をもつた農民の出現が要請され、また関連産業との人的、資金的な結びつきも場合によつては必要であろう。

つまり一口にいえば、伝統の殻に閉じこもつた農業に対する産業の側からの積極的なアプローチであり、そして産業の側をしてここに関心を抱かしめた契機は、日本経済の高度成長は農業を道連れにせずしては達成されなという認識にあるわけなのである。

二、意欲的な活動態勢を整える

三十五年度の経済同友会は、農業問題に総合的に取り組んだことによつてもわかるように、活動意欲を一段と盛りあげ、しかも必要に應じて、どしどし実践していく気風をつくりあげたいというところに、大きな特長を持つてゐるようである。「考える経済団体」といわれた経済同友会は、いまや「考えて、実行する経済団体」に発展したのであつた。三十五年度通常総会で明らかにされた「事業計画の基本」が、まず、この意欲的な経済同友

会の新しい活動目標となつたのである。

通常總會において、島田英一幹事は、活動方針についての提案理由説明で、こう述べている。

「わが国経済は雇用をできるだけ増大し、しかも国民の生活水準をあげていく。そのためには経済の安定的成長を図らねばならない。この目的達成のために五つの基本方針に基づき諸々の事業を実施していきたい。

まず第一に日本経済の体質改善の問題だが、その前提としてわが国経済構造の近代化に関する調査研究を実施する。そしてまずわが国経済力の測定ならびに農業、中小企業問題、地域経済開発の問題を採りあげる。つぎに体質改善の問題では、企業の基盤の充実、経営の近代化の二つの問題の調査および政策の樹立を図りたい。それから国民経済の組織化および道徳的秩序確立の問題については、今後わが国の経済を組織化するためには、どうしても企業の公共的観念というような倫理観念を導入した経済秩序をここに確立する必要がある、このための方策を実施していきたい。また国際経済においては、日本経済の地位向上に必要な研究および人的交流を行う。最後に社会中間層の育成のための実態調査をしようと考え、さらに雇用、教育方面の改善方策を研究する。

以上の五項目の基本方針に従い政策を実施してゆく。この実施の具体的方向としては、従来に引続いて取り組む問題は、自主調整の促進問題、産学協同センター、つまり産業と大学の話し合いの共同場をつくる問題、それから貿易自由化対策、企業課税の問題、農業問題、企業におけるトップの政策決定の調査等である。新年度の計画のうち特に重点をおく事業としては、経営者の立場からの資本主義の変貌に対する理論づけ、

つまりかつての経営者の社会的自覚および政府と企業の関係をもう一度検討していきたい。とくに雇用の増大、国民生活水準の向上について、我々はどういう考え方を持たねばならないか。また自主調整を實行しなければならぬ問題がたくさんあるが、我々として明確な理念の確立、つまり我々自身の経済観あるいは哲学をうちたてる必要があると思う。

それから、いろいろの調査事業をさらに積極化していかねばならないが、その事項としては経済力の測定、教育制度の問題、地域開発調査の問題、中間層の実態調査等に重点をおいてやっていきたい。政策研究面においては農業問題を続けるほか、中小企業の問題、第三次部門の振興策、国家予算制度等を研究していきたい。

従来の調査事項を積みあげていかねばならぬ事項としては、景気観測に関する調査報告、附加価値生産性の調査報告、企業トップ・マネージメントの実態調査等がある。その他企業自体にとつても、また国民全体としても考えねばならない広義のコミュニケーションの問題があり、その戦略をとりあげていきたい。新年度の国際活動として具体的に取り組む問題としては、ヨーロッパ共同市場の実態を調査するため調査団を派遣したい。

東南アジア経済協力のためには、まずお互いの理解を深める必要があると考えるので、人的交流を行うチームをつくりたい」

まさに百花一時に開くような多彩な活意のプランである。

決定された「事業計画の基本」はつぎの通りである。

「わが国の雇用拡大、そして国民の生活水準の向上を促すとともに、常に、安定的な経済成長を期してつぎ

の如き基本方針にもとずき諸事業計画を実施する。

一、日本経済体質改善のため、その前提としての経済力の測定並びに農業、中小企業問題、地域経済開発等経済構造近代化の調査研究を積極的に行う。

二、企業の体質改善を図るため、企業基盤の充実、経営の近代化に関する調査研究並びに政策樹立に努める。

三、国民経済の組織化及び道徳的秩序確立のため、それに必要な方策の樹立を図る。

四、国際経済における日本経済の地位向上に必要な研究並びに人的交流を促進する。

五、社会中間層の育成、増大を図るため、実態調査及び雇用、教育面の改善方策を研究する」

この「事業計画の基本」に基づき、四月十五日に開かれた新年度第一回の幹事会では、より具体的な「昭和三十五年度の事業計画」が決定された。つぎの通りである。

A 継続事業

- 1 自主調整の具体化促進
- 2 統計調査機関の実現促進
- 3 産学協同センターの設立
- 4 国内の企業視察団派遣
- 5 経営者教育の促進
- 6 研究事項

二、意欲的な活動態勢を整える

イ、農業政策（鉱工業と農業の調整）

ロ、企業課税問題

ハ、貿易自由化対策

ニ、エネルギー問題

ホ、地域経済開発（大都市経済と地域経済の調和）

B 新規計画

1 資本主義経済の変容を把握するための調査研究（経済力の測定、雇用、生活水準の調査）

2 国家予算制度の研究

3 中小企業問題（大企業と中小企業の関係）

4 第三次産業の開発

5 教育問題

6 コミュニケーションの方法に関する研究

7 社会中間層に関する調査

C 国際的事業

1 ヨーロッパ共同市場調査閉編成

2 東南アジア諸国との人的交流促進

3 その他

D 定期事業

1 経済情勢分析

2 附加価値生産性調査

3 企業トップ・マネージメント構造調査

この事業計画について、木川田代表幹事からつぎのように説明があつた。

「この事業計画はさる通常総会で決定した事業計画の基本を敷衍し、若干具体化したものである。新しい資本主義のためにはいかなる経済秩序をもたなければならぬかの認識から、いわゆる均質経済の育成すなわち地域経済開発、大企業と中小企業との関係、農業と鉱工業との問題などがでてくるし、また新しい資本主義の基盤の醸成のため社会的緊張を緩和するという観点から、教育、コミュニケーションの問題がでてくる。そして貿易自由化の問題から最終的には調査機関、自主調整、産業協同等の問題がでてくる。こうした考え方で事業計画はとりまとめたものである」

通常総会で決定した「事業計画の基本」および第一回幹事会で決められた具体的な事業計画をみて感じられることは、経済同友会の活動の幅が大きく広がったことと、研究部面が著しく深くなつたということである。さらに、さきに指摘したように、実践に直結する計画が多くなつたという点も見逃がすことができない。

具体的な事業計画で、とくに注目されるべき点は、「経済同友」（三十五年五月号）に記されているように

二、意欲的な活動態勢を整える

「新しく第三次産業の開発策をも考究することとなり、研究範囲が全産業に及ぶにいたつた」こと、「資本主義経済の本質に対する洞察を常に怠らない」意味から「資本主義経済の変容を把握する」とともに「今後の自由経済の成長の可能性に対する探究のため、経済力の測定、雇用、生活水準等の調査研究を採りあげている」こと、「社会各層の所得格差の縮小によつて大きくクローズ・アップされてきた社会中間層に関する研究を新規計画に加えた」こと、さらに欧州共同市場調査団の編成、東南ア諸国との人的交流促進を計画し「経済団体としての地歩の確立とともに、国際的活動の分野でも着実な成果をめざす」こととなつた点などである。

まことに昭和三十五年度こそは、経済同友会が、その包容する有能、果敢な陣容をもつて、一步一步、足を地につけて着実に積みあげてきた研究的、活動的実績を背景に、成長する日本経済の発展向上にむかつて、その本来の役割を實踐をもつて果していこうとする、新しい門出の年ともいふべきである。

この意義深い三十五年度の活動の中核となる陣容は、つぎの通り、四月十五日の幹事会で決定された。

◇会務執行機関

総務委員会

岩佐 凱実	木川田一隆	二宮 善基	安居 喜造	中山 素平	東海林武雄
水上 達三	宇佐美 洵	井上 英熙	岸 道三	工藤昭四郎	永野 重雄
今里 広記	郷司 浩平				

政策審議会

(委員長) 中山 素平

(政策委員)

浅尾 新甫 井上 英熙 今里 広記 岸 道三 工藤昭四郎 小林 中
郷司 浩平 桜田 武 東海林武雄 永野 重雄 中山 素平 堀田 庄三
水野 成夫 山際 正道

(審議委員)

麻生太賀吉 安藤清太郎 井上 敏夫 大槻 文平 金成 増彦 北裏喜一郎
小坂徳三郎 兄玉 忠康 伍堂 輝雄 島田 英一 竹内 俊一 寺尾 一郎
西村 純平 野村 末一 長谷川周重 藤井 丙午 堀江 薫雄 山本 高行

組織委員会

(委員長) 二宮善基

井深 大 河上健次郎 北裏喜一郎 小坂徳三郎 五島 昇 伍堂 輝雄
鹿内 信隆 神 義之介 鈴木 太郎 鈴木 治雄 桧山 広 藤川 一秋
馬淵 威雄 牧田与一郎 湊 守篤 宮内 俊之 村木 武夫 山中 宏
経営方策委員長 東海林武雄 財務委員長 安居 喜造 国際経済委員長 水上 達三

◇調査研究機関

二、意欲的な活動態勢を整える

財政金融政策委員長

宇佐美 洵

産業政策委員長

金成 増彦

労働政策委員長

田中慎一郎

通商政策委員長

神野 正雄

科学技術政策委員長

井深 大

農林政策委員長

佐々木 直

中小企業委員長

北裏喜一郎

企業税制委員長

村木 武夫

エネルギー総合対策調査会委員長

岸 道三

貿易、為替自由化特別委員長

伍堂 輝雄

(以下新設)

経済力測定委員長

湊 守篤

教育問題委員長

安藤清太郎

第二次産業対策委員長

小坂徳三郎

コミュニケーション対策委員長

吉田 秀雄

附加価値生産性調査会委員長

小坂徳三郎

社会中間層調査委員長

藤井 丙午

地域開発調査委員長

麻生太賀吉

トップ・マネージメント調査会委員長

乗富 丈夫

◇部 会

経済政策部会長

大槻 文平

企業経営部会長

加藤 威夫

景気観測部会長

鈴木 治雄

調査研究部会長

山中 宏

税制及法制部会長

西野嘉一郎

海外市場調査部会長

三、「証券の諸問題について」見解まとまる

財政金融政策委員会では、証券業のあり方について、前年来検討を進めてきたが、三十五年に入つては、より広く、戦後の証券保有形態の変化にもなつて企業経営の立場はどうあるべきかについても研究を進めた。その結果、最終的な見解に到達したので四月十九日、「証券の諸問題について」と題する成文を得、政策審議会を経て公表した。この「見解」は「証券のあるべき姿としては、広く一般の人々が証券を保有し、その証券保有を通じて、これらの人々の利益と、併せて公共の福祉とが企業の経営に反映されることが理想であり、これが実現のためには、経営者の側における社会的責任の自覚と、健全なる証券市場の整備とが不可欠の条件である」という認識を前提として出発している。

つぎに「見解」は、このような立場からみた場合「戦後の日本経済の、混乱に引き続く急速な発展、証券保有分布変革、資本形成の未成熟等から、企業の所有と経営との関係についても、また証券市場の整備についても、多くの問題が山積している」とし、その問題点をつぎのように整理している。

一、企業の所有と経営の分離について

株主、経営者、従業員の地位と利害とに新しい考え方が要求されるようになり、企業経営においても、単なる利潤追求を越えて公共の福祉が求められることとなつた。また企業経営におけるかかる変貌によつて、

経営者の地位は強化された反面、その社会的責任は一層重大なものとなるにいたつた。

そこでこの際経営者は証券の新しい意義を認識し、その責任に應えるためには、広く株主や公正なる第三者の意見を経営に採り入れるような措置を講じ、また自らの保有株数を多くして経営者としての自覚を高め等、新事態に即した経営の実を挙げるよう努むべきである。

一、証券市場について

広く一般国民の貯蓄を資本調達に結びつける場として、健全なる市場の整備が要請されるのであるが、現実の問題として、戦後経済の急速な発展と資本蓄積の相対的不足から、発行、流通両市場ともに今後の施策にまつところが少くない。ただ、これには税制、金融等に関する複雑な事情がからみあつていたので、その早急な解決は容易でないが、貿易、為替の自由化をひかえて、企業の体質改善は一層緊急な問題となつていゝる現状にかんがみ、当面可能なるものから、順次実行に移す必要がある。

このような問題提起から「見解」は、問題を証券業のあり方にしぼり、まず証券業の現状について

(一) 株式市場については、株式投資の意欲は強いにもかかわらず、株式の供給が相対的に少い。したがつて増資をいかにして促進するかを検討する。

(二) 社債市場については、発行の希望は多いにもかかわらず、社債投資意欲、すなわち消化面に問題がある。したがつて社債消化をいかにして促進するか。さらに進んでは流通市場をいかにして形成、確立するかを検討する。

以上の二つの課題をもち出し、その対策について、つぎのような諸点を「関係者の自由と自主的努力を前提として」順次、施策にとり入れていくことをすすめている。

まず株式市場の問題については、「当面増資の促進とこれによる株式市場の安定的発展を考慮することが必要である」との前提から、(A)企業課税の是正 (B)配当率の適正化 (C)公募と時価発行について (D)優先株、転換社債の発行 の四点を増資促進策としてとりあげている。この場合「見解」は、一方において投資者保護の見地から「公正な株価の形成、投機の防止、株式投資に関する知識の普及、証券業者の資産内容の充実、証券業の業務分野の調整等」市場内部における諸条件の整備が必要なことにもふれている。

つぎに社債市場の問題について「見解」は「社債消化の促進、とくに銀行以外の投資家の投資意欲の喚起、さらに進んで流通市場の形成、差し当っては個人の保有社債を換金できる仕組みを作り出すこと等」を基本的な課題としているが、その線にそつて (A)発行条件の是正 (B)諸税、諸手数料の引き下げ (C)投資信託の社債組入れの増加 (D)流通市場の形成 (E)日銀、資金運用部その他の政府機関、銀行等金融機関相互間における社債流通の慣行の形成 などの施策をあげている。

四、安保条約改定をめぐる緊迫情勢に共同声明

昭和二十六年九月に署名された日米安全保障条約を日米対等の新条約にするための、いわゆる安保改定問題

は、三十三年十月から交渉に入り、三十五年一月六日妥結、同月十九日ワシントンで岸首相ら日本側全権団とハーター國務長官ら米国側全権団との間で、新条約および協定、七つの附属文書が調印された。

新条約の重要な改正点は(1)日米間の安全保障体制と国連憲章との関係を明確にした、(2)米国の日本防衛援助義務を明定した、(3)事前協議制度を設けた、(4)日米安全保障体制を広汎な政治、経済上の協力関係の基礎のうえにおいた、(5)条約の有効期間について明確な定めをした、などの五点であつた。

これよりさき、安保改定交渉が三十三年十月から東京を舞台に、藤山外相とマッカーサー駐日米大使との間で始められるや、交渉の進展につれて国内の一部で反対論が抬頭しはじめ、三十四年三月には社会党はこうした反対機運を背景に、共産党、総評、日本原水協などとともに安保改定阻止国民会議を結成し「安保改定は日本を戦争にまきこむもの」と主張して、反対運動の盛りあげに努めた。一方、政府与党は三十四年八月までの交渉で新条約の骨格ができあがつたのを機に、九月十七日、東京における岸首相の第一声を皮切りとして、安保改定についての全国的なPR活動を計画し、岸首相は各所における演説で「どんな障害があつても改定は絶対に行う決意だ。改定反対勢力の意見は日米離間を策しており、これを排撃しなければならぬ」と強い態度をみせ、また、これに呼応してマッカーサー米大使も、十月十三日横浜で「日米は深い依存関係にあり、安保廃棄は危険である。共産主義勢力は日本の中立政策を望んでおり警戒すべきだ」と演説した。しかし、岸首相の強気にもかかわらず、安保改定問題については、自民党内部においてすら、条約期限の問題などをめぐつて異論があり、それが党内派閥、主導権争いなど政治的事情と結びついて、微妙な情勢にあつたのは注目された。この党内異論の調整については、十月

二十六日の党議決定により一応決着をみたが、それでも反主流派の批判的態度は、底流として残つたのである。

十月十七日進歩的知識人の集まりである安保問題研究会は、藤山外相に対する公開質問状を出し、政府の安保改定構想に正面から批判の声を浴びせ、十一月九日には、より広い範圍を結集した安保批判の会が発足した。一方政府与党支持の知識人は九月に安保改定国民連合をつくり、また十二月には賛成派の学者らは安全保障研究会を結成、改定賛成のPRにのり出した。こうして安保改定問題をめぐつて、かつての講和問題の時以上のきびしい国論二分の情勢がかもし出されたのである。

ことに総評を中心とする国民会議の指導する改定阻止の統一行動は、十一月には国会請願の行動に発展していった。十一月二十七日の第八次統一行動では、国会請願デモ隊のうち一万人が国会前庭になだれこみ、赤旗が国会玄関に林立するという国会史上はじめての事件が起つた。

十一月十日、野党側の要求によつて藤山外相は第三十三臨時国会で改定交渉の経過説明を行い、これによつて新条約の骨組はかなり明らかになつた。社会党は「安保改定交渉の即時打ち切りを要求する決議案」を出したが、十二月十六日参院本会議、同月二十一日衆院本会議でいずれも否決された。

新条約関係の全文書は三十五年一月十四日の閣議で決定された。そして一月十六日、岸首相はじめ全権団が調印のため渡来することになつた。その前夜、全学連は羽田空港のロビーを占拠、警官の実力で排除された。こうして十六日朝、羽田への沿道に対する空前の警戒体制のうちに全権団は出発、十九日調印を終つたのであつた。

新条約および協定、付属文書は二月五日、第三十四通常国会に提出され、九日藤山外相が趣旨の説明を行つ

た。安保審議は冒頭から白熱した論戦を呼んだが、二月中の審議でとくにとりあげられたのは、事前協議の拒否権問題、「極東」の範囲、国会の条約修正権の問題であった。これらの問題について、政府の答弁は時に混乱し、きびしい批判を招き、審議を一層渋滞させたのであった。三月十五日、衆院安保特別委員会で松本七郎氏が社会党の第一陣として質問に立ち、安保審議はいよいよ本格化した。四月に入つて、野党側から新条約の軍事同盟的性格、侵略性、違憲性などを論点とする追及は激しく、また事前協議についても、さらに具体的にきびしく追及され、これに対する政府の答弁は不確かさを免れなかつた。

こうした安保審議の進行ぶりに、ようやくあせりを感じてきた自民党は、四月二十日の衆院安保特別委員会で「二十二日に参考人の意見をきく」という動議を提出し採決を強行したため混乱に陥つた。この動議は質疑打ちりの前ぶれを意味したので、野党側は「採決は無効、話し合いのつくまで審議は一切拒否する」との強硬態度を示した。四月二十一、二十二日自民党は委員会を開こうとしたが野党側に阻止されて開けず、ついに委員長中間報告の動議を提出した。これに対し社会党は非常事態宣言を出し、民社党も政府与党と対決する態度にいで、事態は険悪となつた。そこで清瀬議長はあつせんにのり出し、四月二十四日第二次あつせん案（安保特別委で審議日程を作成すること、中間報告動議をとりさげること）で与野党は歩みより、審議は続行された。

一方、四月はじめから安保改定阻止の国会請願は最高潮になり、社会党は、四月二十八日までに五百万人の請願を受付けたと発表した。しかし安保特別委員会では請願は無視された。五月十四日には請願者数は千万人を突破したと発表された。この間衆院安保特別委員会は五月十三、十四の両日中央公聴会を開き、十五、十六両日に

は仙台、大阪、福岡の三市で地方公聴会を開いた。

五月十九日、自民党は深夜の衆院安保特別委員会で単独に質疑打ち切りおよび採決を強行した。その議事には多分に法的疑議もあつたが、自民党はさらに同夜の衆院本会議で五十日間会期延長を採決、二十日未明、新条約および協定の採決を単独で行つた。この自民党の単独採決に野党は「民主主義、議会政治をふみにじつた行為」として攻撃、国会は完全な空白状態になつた。

国会の周囲は連日のように請願および抗議のデモがうずまいた。自民党は国会正常化のための議決休会などの問題で、他党と話し合いを進めていたが、六月八日これを断念して、参院安保特別委の審議を単独で開始した。自民党は参院でも、新条約および協定を議決、承認する意向のようであつたが、六月十五日、国会構内におけるデモ隊と警官隊のセリあいの中で女子学生一人が死亡するという不祥事が起こるなど、情勢いよいよ急迫したため、積極的な議決行為は見おくられ、十九日午前零時自然承認となつた。

安保条約改定をめぐる国会ならびにその周辺の情況は、このようであつた。こうして六月二十三日安保条約の批准書は交換され、岸首相は退陣の意思を表明した。こうした険悪な情勢はまた、政府をして、日米修好百年の記念行事として予定されていたアイゼンハワー米大統領の訪日招請を断念させるにいたつた。これは日米外交史上の一つの汚点であるとみななければならぬ。

このような情勢を前にして、経済同友会は六月十七日総務委員会および幹事会を開き、とるべき態度について

協議した結果「この際経済団体としても黙祝すべきでなく、議会政治の擁護再建、暴力の排除、国際信用の回復の三点を中心に、国民各層に呼びかけるべきである」との意見が高まり、またその方法としては、経済同友会だけではなく、経団連、日経連、日商にも働きかけて四団体共同声明の形式をとることに方針を決めた。

同日、四団体で協議ののち、つぎの共同声明が発表された。

「米大統領の訪日を延期せざるをえなくなつたのは、まことに遺憾なことであつた。

この際、われわれは暴力排除と議会主義擁護のため、国民とともにこの事態に対処したい。他面、今回の事件により、わが国が国際的信用をきずつけたことを深く憂慮するものである。よつて、われわれは国際経済社会に対し一層誠実な態度で処し、信用回復に努めたい」

共同声明に先立ち経済同友会の幹事会では、岩佐代表幹事からまずつぎのように述べ、意見を求めた。

「これまでも経済団体として、ことに進歩的団体ともいわれる本会として、今日の時局に対して特に発言すべきであるという批判もでていた。経済団体としては統一的にものを言い難い問題も多い。個々には質問を受け意見を求められて、意見めいたことをいつているが、ここにいたつては、はつきり経済団体としての意見をいう必要がでてきたのではないか。本日の総務委員会では経済同友会だけでなく、経済団体共同で声明すべきではないか、しかしその時期は早いほどよい、今日中にもすべきであるとの意見もあつた。経団連、日経連の意見も求めているが、異議はないようである。

その内容の基本としては、本日の新聞社七社の共同声明があつたが、我々として新聞社のあり方について異

論はあるものの、新聞社声明の方向はこれを支持してよいと思う。いずれにしても暴力の根絶、排除、議政の再建については異論のあるはずもなく、与野党は勿論のこと、国民としても事態は建設的に收拾しなければならぬ。とくに経済団体としては、国際的に失墜した日本の信用を回復することに非常な努力が必要である。意見の表明としては比較的簡潔にして強調的な文章にするよう、大体文案も固まっているが、各位の意見もききたい」

これに対して活潑な論議が展開されたが、中心となつた意見の方向は、つぎのようであつた。

「今日このような事態にいたつたのは、全く保守党の責任であり、この際徹底して脱皮を望みたい」（鹿内信隆幹事）

「今回の事件は、高い経済成長の上に起こつた事件であることに特徴があり、戦前の青年将校の反乱が農村不況に刺激されて起こつたのと全く事情が違ふ。経済団体の発言として、国をあげて経済の成長を図り、それによつて解決するのだという趣旨をとりあげてもらいたい」（佐々木直幹事）

「問題は今後我々がいかに処すべきかである。我々同友会も良識はあるが勇気がないといわれる。今後積極的に勇気をもつて行動する必要がある」（中山素平幹事）

「これから革新陣営と対決するためにも、保守党の脱皮が絶対に必要だ。教育問題でも大学のあり方、日教組の行動についても検討すべき段階にきている」（藤井丙午幹事）

「小さな騒動は起こつても、国民全体は落ち着いているのだということを示す必要がある」（寺尾一郎幹事）

「暴力はいかなる場合でも絶対にいけないということだけを表明すればよいのではないか。それ以外のことを織り込もうとすると全体として中途半端な弱いものになる」(稲山嘉寛幹事)

五、自由化を基軸とする経済体制へ

—自由化対策に総合的な構え—

経済同友会はさきに三十四年十月十九日、「貿易・為替自由化に対する提言」を発表し、世界の大勢である自由化の促進についての積極的な意思表示を、他にさきがけて行つた。ついで三十五年一月には貿易・為替自由化対策特別委員会を設置し、さらにこの問題をほりさげて検討することになつた。一方、政府においても、IMF(国際通貨基金)やガット(関税・貿易に関する一般協定)の世界的呼びかけや国内からの自由化促進要望に呼応して、自由化への歩みを進めた。そして三十五年六月二十四日には、貿易・為替自由化促進閣僚会議は「貿易為替自由化計画大綱」を決定するにいたつた。

この「自由化計画大綱」は、わが国の自由化促進への大きな一段階を画するもので、世界的潮流としての自由化の意義を積極的に認めるとともに、わが国経済の特殊性を考えつつ、段階を追つて自由化を進めていくことを具体的に述べ、三年後には、おおむね八〇%、石油、石炭を自由化した場合は九〇%の自由化を達成することを目標としている。「昭和三十六年通商白書」も、「一九六〇年は、わが国の貿易・為替の自由化に一時期を画し

た年であつた。周知のように貿易・為替の自由化は、五八年末における西欧通貨の交換性回復後、先進工業諸國間の大勢となり、わが國においても、みずからの問題としてとりあげられてきた。そして、とくに六〇年においては、政府の本格的な自由化政策が軌道に乗つたといつてよいであろう」とし、自由化計画大綱策定の意義を強調している。

このように、貿易・為替の自由化がいよいよ具体的進展の段階に達した以上、民間経済界においても、このすでに敷かれた軌道にそつて進んでいくための態勢を整えなければならないのは当然のことである。しかも自由化の問題は、単に貿易上、為替上の技術的、形式上の措置であるに止まらず、わが国産業の後進性からみても、経済のあり方の全般に大きな関連をもち、影響を与えずにはおかないような重大問題である。つまり自由化を前に、あるいは自由化を基点として、企業においても、金融機関においても、あるいは政府においても、なすべきことが広範にあるわけなのである。ここにおいて、経済同友会の貿易為替特別委員会は七月十五日、自由化対策への経済界の総合的な構え方ともいふべき「貿易・為替自由化対策」を発表し、経済界自らの心構えを確認するとともに、政府として当然なされねばならぬ事柄について、適切な意見を提示したのであつた。しかも、その基調においては、自由化の必然性とその経済的効用を積極的に認め、強調している点において、それはさきの「貿易・為替自由化に対する提言」の線にそうものである。

「対策」は、(1)自由化に対する見解 (2)自由化推進の基本方針 (3)企業がなすべき対策 (4)金融機関がなすべき対策 (5)新しい経済秩序の樹立 (6)政府がなすべき対策 の六項目にわたる長文の力作である。

まず「自由化に対する見解」は、自由化促進の必要についての経済同友会の基礎的見解ともいふべきもので、(1)自由化の国際経済的背景 において「戦後における自由世界経済運営の基本理念」「IMF、ガットの意義と精神」「戦後における西欧諸国自由化の動向」から「わが国における貿易自由化の必要性」「後進国に対するわが国の態度」さらに「為替自由化の必要性」を述べ、ついで(2)日本経済成長のための自由化の必要性 に移り、自由化が日本経済にもたらす利点としてつぎの諸点をあげている。

一、産業の自主性拡充によつて、活動を活潑化し、能率を高めるとともに生産資材の安価な輸入によつてコストの引き下げを可能にする。また製品の輸入は、産業に対して新しい刺激を与え新製品の開発等を促進する。こうして生産者はもとより消費者の利益を増進する。

二、外資導入の進展によつて、資本不足の緩和、金利の低下等の好結果が期待される。

三、労働集約度の高い産業は、国際競争上断然有利にたつものである以上、世界の自由化で国際分業が広く実現すれば、わが国のこの種産業は著しく拡大する。

四、以上の利点の集約によつて、輸出の増大を通じて経済成長を高め、生活水準の向上、雇用の増大に役立つ。つぎに「対策」は「自由化推進の基本方針」として「自由化による経済秩序の混乱を防止するため、競争力のとくに弱体な産業並びに国内的には生産性は高いが当面競争力のない産業に対しては、一定期間を限るか、あるいは段階的に順序をつけて自由化の影響を緩和する対策をとること」あるいは「社会的見地よりみて問題のある農業のようなものに対しては、強いて自由化を急がず、総合的判断に立つて逐次自由化を進める政策をとること

と」などを強調し、「政府の自由化計画大綱」に同調している。また「基本方針」は経済外交の積極的推進によつて各国の貿易障壁の撤廃を要請することや、国産品愛用によつて全国的に自由化に協力することの必要性をも、周到に指摘している。

さらに「対策」は、自由化に対して「企業」「金融機関」および「政府」のそれぞれなすべき対策を列挙しているが、とくに強調しているのはつぎの諸点である。

企業のなすべき対策

- 一、社会的責任に基づいた自己責任原則を経営の基本とすること
- 一、合理化の促進、コスト引き下げ、企業体質の改善
- 一、生産性の高いものへの転換
- 一、自由化に即応する長期経済計画の策定および態勢の整備
- 一、業界間および関連部門との自主的な協力態勢の確立

金融機関がなすべき対策

- 一、公共性に基づいた自己責任原則の貫徹と相互間の協調体制の確立
- 一、金融の正常化推進と体質改善
- 一、金利水準引き下げの促進
- 一、金利機能を一層活用し、資金の円滑な調整を図ること

五、自由化を基軸とする経済体制へ

政府がなすべき対策

一、財政金融政策を中心とする経済の調整、誘導態勢の整備確立

(具体的には予算制度および運用の合理化、企業体質改善のための税制措置、公共投資促進による経済基盤の強化など)

一、外資導入を緩和する措置

一、関税制度の合理化

一、独禁法の弾力的運用

一、自由化にともなう企業の近代化、合理化から生ずる雇用問題に対して、社会保障、再教育施設の充実など受け入れ体制を整備すること

一、国内資源の有効利用および国産技術開発のための環境整備

一、経済外交の強化、後進国援助など輸出振興環境の整備

一、国内市場の維持開発のため、国産品の優秀性を自覚させること

また「対策」は、とくに「新しい経済秩序の樹立」について、つぎのように強調している。

「自由化の進展に伴つて生ずる最大の問題は、貿易為替の管理が後退してゆくに従い、過当競争が激化し、経済秩序が混乱することであろう。そのような事態を未然に防止し、経済を安定的に発展させるためには、どうしてもそれに代わるべき新しい調整体制をつくらなければならない。自由化が進めば、国民経済全体としての

調整は主として、財政金融政策にまたねばならないであろうが、経済界としては、そのような政策のみに頼ることなく、経営者の社会的責任に基づき、自主的に、国民経済の基盤に立つた新しい秩序の建設に努めなければならぬ」

そして「対策」は、この線にそつて、つぎのような体制の確立を望んでいる。

(1) 自主調整の促進

今日欧米諸国は、おのおの独自の経済秩序を持ち、その上にいわゆる調整された新しい自由経済の仕組みをつくりあげている。わが国におけるそのような新しい秩序づくりの中心的課題は、われわれが先に提唱した自主調整であり、自由化の進行とともに、その必要性はますます増大すると信ずる。自主調整の困難性は各方面の指摘する通りであるが、経済界はこの際、それらの困難を乗り越えて、一段とその推進に努力を傾けなければならぬ。

(2) 経済界全体の話し合いの場の設定

各業界の自主調整は究極においては、国民経済的立場からの判断によつて進められるべきである。この問題に対し、官庁が決め手として介入することは、時として、国民経済の利益と一致しないような結果を招く恐れがないと言ひ難いし、そのような行き方は、自由経済の原則にも反すると思われる。したがつてそれは、経済界自身の手によつて推進されねばならぬが、それには何らかの形で、経済界全体として、総合的判断に立つて問題を協議する場が必要であり、そういった場をつくることによつて、競争の中の協調を生み出すことが可

能であると考える。

このように「自主調整」の問題は、貿易、為替自由化推進の段階において、再び不可欠の体制として、新しく脚光を浴びてきたわけであった。なお伍堂輝雄特別対策委員長は、この「対策」を七月十五日の幹事会に提案するにあたって、つぎの通り説明している。

「本案の作成に当つては、各業界の問題点や対策も研究したが、それらについては各業界の団体等ですでに発表しているので、本会としては自由化についての基本的な考え方ならびに対策に重点をおいた。本案の構想としては、自由化について外圧論的な考え方が一部にあるので、そのしからざるゆえんを第一に述べ、第二に自由化の基本方針を、ついで企業、民間金融機関が自らなすべきことをとりあげ、続いて経済の新しい秩序の樹立、最後に政府のなすべき対策をあげた。なお自由化にともなつて問題となる中小企業、雇用問題については、長期的には両者ともよくなるが、それまでの過程においては、政府はもとより企業も、これにシワよせしないよう努めるべきだとしている」

六、地域経済開発に見解発表

——全国会員大会を札幌に開く——

昭和三十五年度の経済同友会全国会員大会は七月二十二日、札幌市のグラランド・ホテルで開かれた。経済同友

会ははじめ関西、神戸、京都、岡山、滋賀、金沢、中部、福岡、長崎、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、仙台、横浜の各同友会から七十余名、また地元北海道から六十名が参加した。

この大会では麻生太賀吉地域開発調査会委員長から「地域経済開発について」の提案理由説明あり、これを採択した。また山下静一常任幹事から全国大会の足どりについての説明が行われた。なお芦原義重（関西）岩元修一（鹿児島）森下弘（京都）宮地喪二（神戸）上田健二郎（滋賀）西村郁郎（中部）渡辺男二郎（仙台）巽盛三（岡山）島本融（北海道）湯浅佑一（関西）の諸氏から研究報告がなされた。

山下常任幹事の説明による地域経済開発問題の歴史は大要つぎの通りである。

「経済同友会と地域経済開発問題との関係をふり返つてみると——まず昭和二十七年七月二十三日札幌で当時の全国委員会が開かれた時、北海道の経済開発をどうして進めるかという問題を討議した。その内容は、これを円滑に、かつ効果的に行うには行政機構の問題がないか、端的に言えばセクシヨナリズムを排除しなければならぬのではないかという問題、もう一つは北海道開発には機械化を実現せねばならぬということを申し合わせた。そして東京としては、この問題を具体化すべく、当時の工藤全国委員長をまじえる委員会をつくり、二年がかりの活動を行つてきた。その一つとして、根釧原野あるいは篠津の開拓という問題で実を結んだ。決して同友会の力というわけではないが、一端の貢献はしたのである。

続いて昭和三十年には全国委員会として、今後積極的に地域開発の問題をとりあげることになり、東北の問題を議題にした。東北の人達が取り扱うのではなく、他の地域の人達が、一つのモデルとして東北の問題を取

り扱う形をとつた。委員長は当時の中部同友会の佐伯代表幹事にお願ひし、全国から委員が集まつて討議した。得た結論は、東北振興に関する考え方、もう一つは東京の過度集中排除という問題である。このような問題に正面から取り組んだのは、各地の同友会の協力があつたからこそのことであると思う。

さらに昨年、地域経済開発の問題を一層進めるため、各地域で委員会をつくるなり、二つ以上の同友会が協力して研究してはどうかという考えを出した。これも、それぞれの地域の情勢を勘案しながら、今日まで進んできている。

昨年十月別府で開かれた全国会員大会では、地域経済開発を中心に各地域から活潑な意見が述べられ、少くとも問題把握に大きな役割を演じた。本年に入つて、地域経済開発の問題が各方面でさかんに論議されるようになったので、これに対応して東京では地域経済開発調査会をつくつた。この委員会は、ある特定の地域を指定して、その大学に調査を依頼し、それを基礎にして具体案をまとめるのが狙いであつた。こうして鹿児島と北陸を対象にして準備をしたところ、鹿児島経済同友会が一足さきに十周年記念事業として、我々の考えと同じ方法で鹿児島大学を活用し、鹿児島島の地域開発に関する調査を具体的にとりまとめたのである。

一方政府でも所得倍増計画の策定にあたり、地域経済開発という問題を大々的にとりあげている。現に審議を進めている各種委員会の中に地域開発委員会もあり、同友会の資料も検討されているはずである。昨年別府の会議で配布された関西経済同友会の河川に関する資料、福岡経済同友会の九州地域開発に関する意見書、ごく新しいところでは鹿児島経済同友会の地域開発に関する調査資料などは、貴重な民間資料として検討、利用

されているのである。

本日の大会こそ、所得倍増計画の中に、はつきりと地域経済開発に関する意見を入れさせるのによい機会ではないかと思う」

「地域経済開発について」の要旨は、つぎの通りである。

「地域開発は、経済発展を円滑に達成することによつて、国民の生活水準を高めるための大切な手段であるから、政府および企業経営者は、つぎの諸問題と真剣に取り組み必要が認められる。

一、地域開発について、今日各地域が競つて構想を練り促進運動を起こしている。しかし経済効果の上からみて、政府が国民経済の見地から総合的に計画を樹てる必要がある。

二、地域開発には公共投資の占める役割が大きいが、その経済効果をたかめるため、中央、地方を通ずる投資の配分あるいは資金源について、長期の計画を樹てるべきである。

三、最大の障害は行政制度である。つまり行政機関の割拠と細分化された行政区画は、高度の行政力を要する地域開発のために再検討されるべきである。

四、地域開発は従来工場誘致の立場からのみ論じられてきたが、今後は実情からみて、農業の近代化、それにとものう農業と工業の新しい関係をつくり出すことについても努力を要する。

五、地域開発に要する長期低利資金の供給については、その効率的運用のため、地域別の独立金融機関の設置を排して、既存金融機関の活用が適切である。

六、道路、港湾等輸送部門の整備に最も力が注がるべきであり、また用地、用水についての万全の措置を怠つてはならぬ。

七、地域開発の成否は指導者の質と量にかかつているから、その地域の産業に合致した職業教育を奨励すべきである。

八、地方進出の大企業は、関連ないし下請工業の育成、近代化に留意すべきである。

九、大企業の誘致のみに期待せず、地元企業がみずから資源開発に創意を發揮するとともに、最寄りの工業地帯との結合についても考える必要がある」

このような観点から、つぎの「提案」がなされている。

「地域経済開発は、わが国経済発展のため、絶対的要件となつている。しかるに、実際問題として、わが国の行政制度および組織その他いろいろな障壁が横たわつており、これらの実現は容易ならざるものがある。

他面、自由経済のもとで、政府が企業活動を地域開発計画のワクにはめ込むことは困難である。

しかし経済発展に備えて、上記諸問題の解決と企業活動に対する強い誘導力を持つためには、高度の行政力が要請されるのである。

よつて、専任の国務大臣を長とする強力な地域開発委員会を設置し、専ら計画の調整、資金の効率化に当らしめることを、政府に促すものである」

全国組織の充実に努めてきた経済同友会は、いまその強い組織力と広い組織網の動員によつて、国民経済的に

最も時を得た問題に、十分に取り組むことができたわけである。

因みに昭和三十五年十二月現在、全国の経済同友会の会員数は三、八一〇名に達している。各地経済同友会の会員数と代表幹事名はつぎの通りである。

○経済同友会（岩佐凱実、木川田一隆）	八二三
○関西（菅原義重、大原総一郎）	三二一
○神戸（榎並正一、山口泰弘）	二〇八
○京都（森下弘、田中豊）	一一八
○奈良（浅田敏章、赤坂頼麿）	四五
○和歌山（笠野正幹、岡本善右衛門）	五一
○岡山（中村健、松田基）	一一二
○広島（田中好一、原幸夫）	一〇六
○徳島（柏原大五郎）	七八
○福井（前田栄雄）	八五
○滋賀（上田健次郎、吉岡由太郎）	四四
○金沢（竹村重武）	九三
○中部（石井健一郎、大隈孝一、日比野襄）	三七七

- 福岡 (安川寛) 一七三
- 長崎 (清島省三、進藤貞和、田中丸善三郎) 一二二
- 佐賀 (戸上信文、土井末夫) 一〇〇
- 大分 (木下常雄) 七五
- 熊本 (川田栄三) 七七
- 宮崎 (大原友幸、岩切章太郎) 九九
- 鹿児島 (岩元修一、鷹野孝徳) 一二三
- 横浜 (沼田安蔵、吉村成一) 二〇五
- 群馬 (小山長四郎、伊藤正直) 六二
- 仙台 (伊沢平勝) 八九
- 福島 (須藤仁郎、富田兼康) 五六
- 北海道 (広瀬経一、藤波収) 一六八

七、企業税制の改正に意見

資本構成面からみたわが国企業の不健全さは、宿命的なガンであるが、貿易・為替の自由化を進めていかねば

ならぬ環境においては、この欠陥を一日も早く是正し体質の改善を図らねばならぬという要望が、経済界からいよいよ高まつてきた。たまたま政府の諮問機関である税制調査会でも、企業の税制の改正は重要な一つのポイントとなつていた。

経済同友会はさきに政策審議会のなかに企業税制特別委員会を設け、一年半にわたり、この問題を広い角度から検討してきたが、一応中間的な結論に達したので、十月二十八日「企業税制の改正に対する意見」として発表した。さきに発表された「貿易・為替自由化対策」にも、企業税制の合理的改正については触れられていたが、今回の意見書では、その点についての一層ほり下げた改正意見を具体的に表現したのであつた。

「意見」はまず「企業税制の改正にあつては、わが国の企業体質を改善強化し、日本経済の安定的発展に寄与する立場にたつて、その基本的構想をうちたてる必要がある」との前提をおき、ついでわが国企業の体質の不健全性をつぎのように指摘している。

すなわち、戦後のわが国経済は高度の発展をしているが、その反面「企業の資金調達面における外部借入金への依存度が高まり、オーバー・ボロウイングの不健全な状態を招く」にいたつており、しかも「現在策定中の所得増計画の下では、現状のまままで推移するならば、このような企業経営の歪みは、むしろますます拡大することとなるとしている。「意見」は、その不健全性を、つぎのように数字によつて明らかにしている。

「いま一九五六一五八年平均のわが国企業の資金調達状況をみれば、株式、減価償却、剰余金等を含む自己資金の比率が三四%、借入金は六六%であるから、自己資金の比重はきわめて低い。アメリカでは自己資金八〇

％、借入金二〇％であり、西ドイツでも六〇％、四〇％である。しかもその内訳をみると、株式による資金調達は各国とも一〇％前後で大差はないが、わが国の場合、減価償却、剰余金等の比重が著しく低い。

資本構成も戦前とは逆転して、自己資本二六％に対し、七四％の他人資本という不安定な形を示している。ちなみに、戦前は自己資本六一％、他人資本三九％であった。アメリカでは一九五六年において自己資本が六一・五％、他人資本三八・五％であり、西ドイツは一九五八年自己資本四二・一％、他人資本五七・九％である。これら諸国と比較して、わが国は資本構成においてもかなり劣つていたのである」

そこで「意見」は、わが国企業において自己資金が充実されていない根因として、

(一) 法人税率が高くなつていふこと
(二) 償却が過少であること

(三) 増資の促進されない環境が打破されていないこと

の三点をあげ、その解決を望み、しかも「いまや貿易・為替自由化の急速な進展に臨んで、企業がその本来の健全な体質に戻ることは緊急の課題となつていふ」とし、税制の改正をはじめ総合的な施策をうちたてることを強調している。

そして「意見」は、企業税制改正の「基本的構想」として、つぎの三点をあげている。

(一) 法人税率の一般的引き下げを行うこと

法人税の国税収入中の比率は戦前は一〇・三％であつたが、三十五年度予算では二九・二％できわめて高

い。また、法人所得中、法人税の占める割合は、戦前二七・四％に比し三十三年度は四四・九％と増加している。従つて、法人税の負担軽減をはかるため、最少限度現行法人税率の二〇％減を目標とする法人税率の引き下げを強く要望する。増資環境の整備も結局税率の引き下げによつて、一段とその促進が期待されるからである。

(二) 減価償却を促進すること

つきに、差し迫つた貿易・為替の自由化による国際競争の激化に備えて、企業の抵抗力を培養するため、コストのかからない安定的な資金源の確保が緊要であり、われわれはこの緊急の要請にこたえるためにも、特に減価償却の充実強化を望むものである。その具体策として、(1)昭和二十八年前取得にかかる機械設備の修正再評価の実施、(2)耐用年数を最少限度二〇％短縮すること（経済的耐用年数の考え方の採用）ならびに耐用年数の決定にあつては、企業の恣意に陥らぬような制約の下に、その決定を企業の自主性にゆだねることを要望したい。

(三) 増資促進の環境を整備すること

増資の促進については、法人税率の一般的引き下げによつて漸次その素地がつくられてゆくこととなるが、なお一段と増資しやすい環境をつくるため、配当課税面における対策を検討する必要がある。

また「意見」は、中小企業に対しては「税負担の不均衡是正のため、大企業とは別途の軽減措置を樹立することが望ましい」とし、さらに租税特別措置については「経済の正常化にともなつて税制を正常化する立場から、その経済政策的な観点より採用されているものについては、法人税率の引き下げに対応して漸次整理してゆく」と

ともに、企業会計制度下その存続が当然なものについては、これを恒久的な制度に切り換えてゆくことが望ましく「とつてゐる。

なお「意見」は、このような企業税制上の問題のほか、企業の体質改善を一層効果的にするための施策としてつぎのことを強調している。

- (一) 企業の安易な資金調達の状態を反省もつて自己責任の徹底を期すること。
- (二) 金融政策の当否が企業の体質改善に影響するところが大きいので、金利の一般的引き下げをはかるほか、金融機関の貸出態度についても、企業体質の改善に逆行するが如きことにならぬよう、反省せらるべきである。
- (三) 株式会社債市場の育成対策を強化すること。

八、池田内閣の発足と高度経済成長政策

昭和三十五年七月十五日、岸内閣は総辞職した。安保改定問題で未曾有の社会的、政治的大混乱を来さしめた岸首相は、六月二十三日新安保条約の批准書を交換したのち「新安保条約の成立によつて新局面を迎えた。今後は日米安保体制の推進、国際信用の回復、治安の回復が急務である。このためには人心を一新し、政局転換の要ありと認め、退陣を決意した」という退陣声明を出し、七月十四日自民党臨時党大会で池田勇人氏が後継総裁に

さまるのをまつて、十五日総辞職したのである。七月十八日招集された第三十五臨時国会で池田総裁は内閣首班に指名され、その夜おそく組閣を完了、十九日池田内閣は発足したのである。

池田首相は、新内閣の発足にあつて「政治の姿勢を正し、政策の着実な具現を図り、もつて国民のすぐれた資質の正しい発展に資したい」と抱負を語つた。ついで九月五日には「自由民主党新政策」を発表した。これは

- 一、民主政治の擁護と行政の刷新
- 二、平和外交の推進と安全保障体制の確立
- 三、経済成長政策の推進と完全雇用の達成
- 四、千億円以上の減税
- 五、社会保障の画期的拡充
- 六、農林漁業基本政策の確立
- 七、中小企業の近代化
- 八、文教の刷新充実と科学技術の振興
- 九、青年婦人対策の推進

の九項目を内容とするもので、とくに経済政策における積極性を特色としていた。第三項目の「経済成長政策の推進と完全雇用の達成」のところでは、つぎのように述べられている。

「歴史的な発展期にあるわが国の経済力を遺憾なく發揮させ、インフレなき高度の経済成長を持続させて、今

後十年間に国民総生産を二倍以上にひき上げる。このようにして、働く意思と能力を持つ国民のすべてがその能力を十分に活かして、将来西欧諸国並の所得と生活水準に到達させ、働く能力のとばしい者にも生活を保障し、完全雇用と福祉国家の実現を期する。そのためにつぎのような経済成長政策を積極的に推進する」

そして推進すべき施策としては「経済基盤の強化と国土の総合開発」「産業構造の高度化」「貿易の増進と国際経済協力の促進」「人的能力の開発と科学技術の振興」「雇用の拡大」「金融市場の正常化と金利低下の促進」および「拡大均衡財政の堅持」をあげているのである。とくに「拡大均衡財政の堅持」については

一、財政は、通貨価値の安定と国際収支の均衡を確保しつつ、経済の成長を積極的に誘導し、これによつて財政の基盤がいよいよ拡大強化されるよう弾力的に運営する。

二、経済成長にともなう年々の自然増収は右の趣旨にそつて経済成長の条件整備、減税、社会保障に重点的に充当する。

と述べ、「通貨価値の安定」と「国際収支の均衡」の重視を明言するとともに、財政支出の方向としては「公共事業」「減税」「社会保障」の三大重点部門を特記したのである。

池田内閣は、もともと岸内閣総辞職後の政局の收拾のために生まれたものであつたから、当然総選挙によつて信を国民に問ふ必要に迫られていた。そこで十月二十四日、第三十六臨時国会で衆議院は解散され、十一月二十日総選挙が行われた。その結果は社会党が躍進したが、自民党も順調に伸び、民社党の惨敗となつた。十二月五日、池田内閣は総辞職し、七日第三十七特別国会で池田総裁が首班に指名され、第二次池田内閣は翌八日成立し

たのである。

経済審議会が岸内閣時代に諮問された「国民所得倍增計画」は、一年間にわたる審議のすえ、十一月一日最終案を決定し、池田首相に答申された。しかし池田内閣は十二月二十七日の閣議で、この「国民所得倍增計画」におりこまれてゐる「安定的要請」をあきたらずとしてか、この「計画」を「弾力的に運営する」との条件づきで決定し、それと同時に、積極性のより強い経済企画庁の「昭和三十六年度経済運営の基本的態度」を了承したのである。つまり経済審議会の「計画」では、実際の運用にあつての弾力性と機動性を強調し、また成長と同時に安定をも重視し、とくに財政金融政策の地位と役割を述べた部分では、成長政策の弱点と弊害についての十分の顧慮がなされていたのであるが、これらの慎重な態度が、積極政策にはやる池田内閣の性格にあわなかつただとみてよからう。

こうして第二次池田内閣は、発足と同時に積極的な経済成長政策の推進に踏みきつたのであつた。三十六年一月五日の初閣議に報告された三十六年度予算大蔵原案は、一般会計予算の規模一兆九千三百七十四億円で、前年度当初予算にくらべ二三・四%の大幅増、また財政投融资計画は七千一百一十億円とこれまた前年度当初計画に比して一八%の増大ぶりであつた。三十五年十二月の特別国会で成立した三十五年度補正予算千五百十四億円も、実質は三十六年度予算を繰上げ計上したようなものであつたから、これを加えると三十六年度の政府支出は一般会計だけで二兆一千億円のぼるわけなのである。このような膨大な予算案となつたのは、池田内閣の公約ともいふべき「新政策」を予算に積極的に反映させたからにはかならない。

昭和三十五年初頭から夏にかけて、比較的安定していた日本経済は、第二次池田内閣の積極的経済政策の発足とともに、ようやく過熱への歩みを急がせたとみてよい。「昭和三十六年度経済白書」は、三十五年度日本経済の推移を概括してこう述べている。

「昭和三十五年度の日本経済は、三十四年度にひきつづき高い成長を実現し、前年度に比較し実質国民総生産で一・一%、鉱工業生産で二・三・七%の上昇となった。

しかし、年間を通じて一様な拡大テンポを示したわけではない。三十五年に入ってから生産にはやや伸び悩みがみられ物価も下落をつづけたが、六月頃から生産は再び上昇率が高まり物価も九月から反騰するという姿をとつた。国際収支も、経常収支では上期には黒字であつたが、下期には大幅な赤字を示した」

「白書」はさらに、三十五年前半の軽い停滞について、それが在庫投資の減退によるものであることを指摘し、その原因として「三十四年末に公定歩合が引き上げられ、三十五年一月には貿易自由化政策が決定されるなどのことがあつて、企業の景気の先ゆきに対する考え方が慎重になつたことも影響している」としている。

また「白書」は、このように三十五年前半における軽い停滞のうちにも「設備投資は技術革新の波にのつていぜん旺盛で、消費も堅調をつづけていた」ことによつて、それが下支えとなつて、在庫投資が減退しても、三十三三年のような全体の景気後退をよびおこすことがなく、国民総生産は第一・四半期の減少に止まつたことを指摘している。

このように三十五年の前半は、在庫投資の減退と技術革新による設備投資と消費の堅調によつてカバーし、安

定の様相を保っていたのであったが、あたかも池田第二次内閣の積極政策に拍車をかけられ、またこれと呼応する八月二十四日の日銀公定歩合一厘引き下げなどの措置も手伝って、景気は急上昇に転じたのである。この間の事情を「白書」はこう説明している。

「物価の軟調などから夏頃には、景気も成熟期に達しており当分景気は横ばいをつづけると予想する向きが多く、こうした情勢のもとで八月に公定歩合の引き下げ、買オペレーションが行われた。ついで『国民所得倍增計画』など政府の強い成長政策が打出されたことは、企業に一段と積極的な設備投資意欲を盛り上げさせることになり、再び強い上昇局面を形づくることになった。当庁が年四回実施しているビジネス・サーベイ（企業経営者見通し調査）によると、法人の設備投資意欲は二月から八月までいくぶん低下してきたが、十一月に反転し漸次強まっております、これらの施策の心理的影響の大きかったことを物語っている。

秋に入つてからは、アメリカの景気後退が日本の輸出にもひびき、またアメリカは金の大幅な流出から海外支出削減方針を発表し、その日本への影響も憂慮された。しかし、年末には大規模な補正予算がくまれ、大型の三十六年度予算が発表され、三十六年に入つてからは公定歩合の再引き下げと市中貸出金利や預金金利の引き下げなどが行われ、その後の経済成長は引続き高水準を維持した」

「白書」によると、昭和三十五年度の総供給は、国内総生産十四兆三千五百億円、輸入一兆八千億円、計十六兆千六百億円で、これが消費に四七・六％、民間設備投資に一八・六％、在庫投資に三・七％、政府の財貨サービスの購入に一六・七％、輸出に一一・三％の割合で支出されたが、それら需要部門の対前年増加率をみると、

民間設備投資の三八・四%が最も高く、ついで（絶対額の小さい個人住宅を別として）政府財貨サービス購入の一八・三%、輸出の一・九%、個人消費の一・六%となり、民間在庫投資は二九・五%の減となつてゐる。また三十五年度の総需要の増加に対する寄与率では、個人消費の四〇・四%、民間設備投資の三九・〇%が圧倒的に高い。要するに三十五年度の経済の上昇をもたらしたのは、設備投資と個人消費であつたことが明らかであり、これが積極政策に推進されて過熱化に導かれるのであつた。

九、経済安定への注意を喚起

— 経済政策に見解を表明 —

経済同友会は、このような景気の急上昇に対して、あるいはその動因となつた政府の高度経済政策について、いたずらに傍観してはいたわけではない。

まず池田内閣が九月五日に新政策を発表した直後、九月十六日の定例幹事会では、政府の諮問機関である経済審議会の総合政策部会に出席した佐々木直幹事から、所得倍増計画における成長率をめぐる討議の紹介があつたのち、岩佐代表幹事から「所得倍増計画はややもすると選挙対策、予算獲得対策に使われる懸念もあり、経済界としては経済的立場からかかる点に配慮を行い、批判すべしとの意見もある」と、各幹事の見解を求めたところ「当然そのような考え方は必要であるが、批判の時期については、現在総選挙を控えてデリケートな時期でもあ

り、慎重な配慮が必要である」との意見が支配的であつた。そこで経済同友会としては、この問題については常時研究を行い、必要があればタイミングを考へて、見解を表明することゝ態度を決めたのであつた。こうした慎重な態度のうちに、時をみて発表されたのが、十二月九日の「今後の財政運営に対する見解」であつた。

これは、財政金融政策委員会で検討のうえ、十一月十八日の定例幹事会で宇佐美洵委員長が提案、採択されたのを、「総選挙後の新内閣が成立してのち」ということで、発表を持ち越されたのである。

この「見解」は、経済審議会の「国民所得倍增計画」を対象とし、そのうちの財政金融政策に関する部分について見解を述べたものである。まず宇佐美委員長は、提案理由でつぎのように述べている。

「財政の在り方についてはすでに昭和三十二年の通常総会の決議で見解を表明しており、基本はこの見解に指摘されている通りで、財政金融委員会としてはこの基本線に沿つてさらに具体的に問題を掘り下げるため研究を進めたが、たまたま政府の所得倍增計画が発表され、これが今後の財政の長期的方向を示すと考えられたので、委員会でも倍增計画と関連して財政問題を検討した結果、一応の結論に到達した。

所得倍增計画では、政府公共部門と民間部門に分け、計画の基本になる潜在的成長力を充分發揮できるように、前者はかなり計画的に、後者には一つの見通しを示し、民間企業の自主性を尊重しつつ民間経済を誘導するという考へ方、また倍增計画における財政金融の基本的課題として、通貨価値の安定を確保し、景気変動幅をできるだけ小さくするよう配慮しながら、所要資金を円滑適正に供給できるようにするとの考へ方には同感であるが、問題はいかにしてこれを実現するかにあり、その問題点を指摘することにした」

「見解」は、(1)所得倍増計画と財政金融の方向、(2)財政の長期計画性について、(3)財政に対する弾力性の附与、(4)予算編成業務の合理化の各項目にわたつて、今後の財政運営についての見解を述べている。まず「所得倍増計画と財政金融の方向」においては、「経済成長について果すべき政府の役割及びその政策実現のためとるべき財政金融政策の基本的方策については、所得倍増計画に現われている見解に全面的に賛成する」との態度を表明し、とくに「所得倍増計画において、財政金融政策の基本的課題を、通貨価値の安定を確保し、景気変動の幅をできるだけ小さくするよう配慮しつつ、所要資金の円滑かつ適正な供給を確保することとありとする点についても全く同感である」としている。

そして「見解」は「これを計画期間中において、いかに実現するか」に問題があるとし、とくに「財政は政府が保有する最も直接かつ効果的な手段であり、かつ計画性が尊ばれるものである」がゆえに、なおさら、この点の重要性を強調しているのである。

ついで「見解」は「財政の長期計画性」に移り、所得倍増計画では単に目標年度である昭和四十五年度における財政収支の概貌を示しているにとどまつていることに對して不満を表明し、「長期財政計画は、その期間内において実施されなければならない諸施策について、緩急先後、相互の権衡が資金の姿において総合統一せられ、かつそのための資金確保について一応の目的が樹てられるべきものであるのみならず、予算の単年度制を超えて、長期にわたつて経費の配分、財源の調達を按配し、財政処理について一貫的な目標を与えるものでなくてはならない」と述べている。そして具体的には「一方において、継続費、国庫債務負担行為等の諸制度が有効に活用さ

れるとともに、計画自体、財政経済事情の推移に即応して弾力的に随時調整改定が行われる必要がある」として
いる。さらに「見解」は、政府の公共投資、社会保障、減税の三大公約および、当時政府、与党内部に高まつて
いた公債政策について、左のように見解を表明している。

▽公共投資、社会保障、減税について

「公共投資、社会保障、減税は相互にバランスをとるべきであり、いずれを優先すると決めることはできない。ただ経済成長が大部分の国民生活の向上をもたらすといった点において、当面どちらかといえば公共投資にウエイトを置かんとする所得倍增計画の考え方に同意する。更に公共投資については、事業の効果を勘案し、総花的支出を排除して重点的施策に撤すべきであり、また社会保障については、制度の内部に調和をとりつつ、それぞれ長期にわたつて総合計画を樹立し、段階的に実施していくことを期待したい。

租税負担率を国民所得の一定限度にとどめる考え方には理論的根拠はない。しかし国民負担がなお相当重い現状に鑑み、減税の規模に一定の目的をおくことは当然であろう。ただ今後の減税については、直接税と間接税、国税と地方税、所得税と法人税等租税相互のバランスを考えた長期段階的税制の改正を計画すべきである。とくに社会保障等の支出の増加していく趨勢にも鑑みて、たとえば付加価値税、売上税等の安定的収入の得られる税種の創設について検討を加えるべきであろう」

▽公債政策について

「われわれは公債発行が財政投融资財源調達的手段として、一定の計画を定めて行われる限り、これに反対す

るものではない。公債は政府と民間との間における投資調整の役割を果たすであろうし、かつ適正に運用される限り景気調整の手段として有効であることを認める。

しかしながら公債政策が支障なく運営されるためには、これを可能とする経済的基盤と政治的環境が熟成されていなくてはならない。すなわち公債が市中において自由に消化されるように各種条件が整備されていることと、安易な赤字公債発行の手段とならないための政治的自制が行われることが必要である。現状においては遺憾ながら、この双方とも欠けていることを認めざるを得ない。

所得増進計画が予定する如く、経済の成長が行われる限り、年々多額の自然増収を生ずるであろう。もちろん、その財源は長期の見通しに基づいて、必要支出または減税財源に充てるべきであるが、基礎条件の整備をみるまでは、減税の規模を按配しても、公債の発行を抑制することが望ましい」

さらに「見解」は「財政に対する弾力性の附与」については、制度上の問題として (イ) 公共投資について可能な限り継続費制度を活用して、支出や繰延べを弾力的にできるようにする (ロ) 財政投融资計画について予算確保的な考え方を是正し、経済情勢に応じて一層弾力的に運用するようにする (ハ) 公社等の事業予算については、経営の責任体制が確立されることと相まつて、現在の予算的制約を外すことを考慮する——などの意見を明らかにするとともに、財政収入の一部を留保する調整資金の設置等を制度化することをすすめている。

また「見解」は「予算編成業務の合理化」について、「政党の予算に対する干与はその大綱にとどめ、些末の行政事項については内閣の決定に一任すべきである」と明言している。最後に「見解」は「むすび」として、つ

次のように強調している。

「今後の財政はこの度の所得倍増計画を基本的方向として実施されるものと考えられる。この計画を単なる目標に終らしめないためには、計画実現の過程を常時トレースし、計画各部門の相互調整を行いつつ、総合的に地からその実現を期することが必要である。このため政府機構を充実強化し、更に民間の意見が十分反映されるよう考慮すべきであろう。例えば各界トップ・レベルによる強力な委員会を設置する等が考えられる」

経済同友会は昭和三十六年一月二十日の定例幹事会に「日本経済に対する見解」をはかり、これを採択、直ちに発表した。この見解発表は昭和三十四年以来、毎年年頭において過去一年の経済の歩みを顧みるとともに、その年の経済見通しを述べ問題点を指摘することを内容として、行われてきているものであった。

昭和三十六年の「日本経済に対する見解」を貫いているものは、景気過熱への警戒的態度であった。それは池田内閣の「新政策」発表以来、経済界に広く抱かれてきたものであるが、経済同友会はこの年頭の恒例的な見解発表を機として、この景気行き過ぎへの懸念を理論的に表明したにはかならない。

「見解」は「昨年の経済回顧」において、「最終需要の増加に支えられて、鉱工業生産は二年つづけて、二五％以上の増加を示したのであるが、この間にあつて過熱現象と過剰現象の、何れをも生み出さなかつたということは、まことに喜ぶべきことと言わなければならぬ。このような数量景気がつづいているのは、ここ一兩年世界経済が好調裡に推移し、わが国の輸出環境が非常によかつたことにもよるが、同時に日本のもつ経済力が、充実し

「できた点も見逃せない」と、その順調な成長ぶりを讃えるとともに、一面における不安要因の芽生えについての、つぎのように指摘している。

「しかし、このような成長のし方について、全く問題がないといえるのであろうか。……民間設備投資が、予想を大きく上回った事実は、将来に問題を持ち越すことになるのではなからうか。……この民間設備投資が、ここ数年の高い成長の起動力であつたことは、いうまでもないが、問題は、他の最終需要たる個人消費、財政支出、輸出等に比し、余りにもその伸び率が高過ぎるという点である。

設備投資は短期的にみれば、その上昇分だけ需要をふやす要因となるが、長期的にみれば、投資の絶対額に応じて、供給力をふやすことになる。昨年までの如く、最終需要の増加分の非常に大きな割合を、民間設備投資が占めるという如き成長の形が、今後永続するとは考えられない。もしそうなれば遠からず、供給力の大幅な超過を招来するからである」

つぎに「見解」は「今年の経済展望」に移り、「本年は、所得倍増計画の第一年であるが、企画庁の見通しによれば、三十六年度の鉱工業生産は、三十五年度に比し一四・七%増加し、経済成長率としては、実質で九・二%になるということである。現在の最終需要の増勢からみて、その程度の成長が実現することは、さして困難ではないと、われわれも考える。しかし、このような成長が、昨年のように安定的に、即ち過熱も過剰も起こさないで達成できるかどうか、ということになれば、われわれはいささか不安を感じるのである」として、つぎの四点をあげている。

第一、鉦工業生産が、引き続き早い速度で上昇していくとすれば、そろそろ各種の隘路の発生をみるのではないか。

第二、消費者物価が政府の見通しのように〇・七%の上昇に止まるかどうか。

第三、国際収支が企画庁見通し（輸出九%増、輸入一二%増、総合収支二億ドル黒字）のように、今年も黒字基調を続けることができるかどうか。

第四、民間設備投資が本年も昨年のように、強い上昇をつづけるといふことになることになると、昨年の経済回顧の際に指摘した設備投資の二面性の矛盾に、つき当たるといふことにならないか。

このような問題点をあげて「見解」は「要するに、われわれの恐れる点は、経済成長の過程の中で逐次解消せしめなければならない各種の不均衡が、成長速度が早すぎるために、かえつて拡大するようなことになり、ひいては成長それ自体が阻害されるようなことにならないかという点である」と注意を喚起している。

さらに「見解」は「今年の問題」の項でつぎの諸点を「今年課題」として「提言」している。

一、今年の財政金融政策は景気に対し、中立であることが望ましい。今年は、経済に不安定要因が発生する惧れがあると思われるから、財政、金融政策は内外の経済動向に対応しつつ、機動的運営がなされると同時に、高度成長のもとにおける安定的均衡を維持するための特段の配慮が加えられることが望ましい。

二、経済界としては第一に、自主性の確立を今年こそ強く推進しなければならぬ。日本経済には随所に大きな不均衡があり、また国際環境もかなり変化が起ころうとしている。この際経済界は、自己責任と連帯精神

に徹した新しい秩序造りに邁進しなければならぬ。第二に、このような観点から経済界としては、慎重なる計画のもとに設備投資の重点化をはかり、自主調整によつて、いたずらな重複投資を極力避けることに留意すべきである。第三に、輸出環境の変化が予想されるのに対応して合理化によるコスト・ダウンをはかり、また輸出秩序の確立に努めるべきである。

三、急速度の質上げは経済成長を阻害し、結局、国民生活水準の向上をおくらせるから、この点について労働側に対して深い理解に基づき協力を要請しなければならない。

四、政府に対しては、まず第一に、輸出振興、経済協力へのキメの細かな施策を望む。第二に、政府は、成長の過程において、大きな景気の波動を最小限度に止め、また経済に内在する各種の不均衡を速かに解消せしめるための環境造りに専念することを望む。

要するに「見解」は、さきの「今後の財政運営に対する見解」と同じように、政府の国民所得倍增計画には賛意を表しつつも、その一方的な推進は、かえつて矛盾をはらみ、それが成長をおくらせることになる点を心配し、政府の慎重な配慮を求めると同時に、経済界自身に対しても、重複投資などに陥らないよう自主調整の必要を、ここで改めて切実に要望しているのである。そして、経済同友会のこの見解に指摘された不安要因は、ついに顕在化するにいたつたのであつた。

十、「政治刷新」に見解を表明

昭和三十五年夏の安保条約改訂問題をめぐる政治的社会的混乱は、経済界をいたく刺激した。ついで岸内閣の総辞職、池田内閣の成立、総選挙と、政局の舞台はめまぐるしく回転したが、こうした情勢下にあつて、経済同友会は、政党および政治の在り方について根本的に再検討する必要に迫られた。さきに昭和三十年秋の全国大会で「議会政治擁護に関する決議」を行つて以来、民主的な議会政治の確立を念願とし、その線にそつた活動を続けてきた経済同友会としては、当然の態度であつた。

この問題については、安保問題直後から、政策審議会を中心に政治研究会を設置し、研究を進めてきたが、十月二十一日の定例幹事会席上、岩佐代表幹事から、つぎのような経過報告があつた。

「政党および政治の在り方について、すでにいろいろ意見をきいており、意見の交換も行われていて、大体問題のポイントはわかっているが、さらに政治評論家からのヒアリングとして第一回に九月二十八日、日本総合文化研究所大山岩雄氏から政党の在り方について、第二回は十月二十日、拓植大学総長矢部貞治氏から選挙制度の在り方について意見をきいた。今後も、なお二、三の学者、専門家の意見をきいたうえで検討を進め、三月ごろを目途として結論を出すよう、中山政策審議会委員長を中心に段取りが決められている」

また中山政策審議会委員長は、「経済同友」（三十六年一月号）の「昭和三十六年の始めに当たり」という特

集に「国際的に通用する政治改革こそ急務」と題して、つぎのような一文を寄せている。当時における経済同友会の政党、政治の在り方についての考え方の方向と関心の焦点を示すものといつてよからう。

「本年経済同友会が直面する大きな課題の一つに、政治の安定、近代化の問題がある。この問題については従来同友会として研究し発言もしてきたが、いまや我々は、政財界協力して、抜本的な政治の改革を実行すべき緊急の事態に置かれていると考える。これは昨年六月、安保問題を経験した者として身にしみたはずの事柄である。

したがつて同友会としても昨年から政策審議会が中心となり、改めて政党政治の在り方について検討を加えてきており、問題は当然革新新政党にも触れるし、また国会議員選挙制度にも至大の關係を持つてゐるが、差がつての問題の焦点は何といつても、保守政党の在り方にしぼられてくる。

保守党の改革といえば、金のかからぬようにといつた表現が表に浮かんでくるが、政党の運営自体が近代的に合理化されれば、結果として金もかからぬようになるのであつて、要は保守政党が近代的に脱皮するため、派閥、資金、組織などあらゆる面からその運営に思いきつた改革を加える必要がある。

保守政党の現状は、派閥が先で国家が後のような印象すらうける。国の将来を左右するような重要人事についても、国全体を無視する如き事実もしばしばみせつけられているのであつて、我々はたとえ政治に素人の考え方と受けとられようとも、卒直に改革意見を述べ、強力にその実行を促す努力をしなければならぬと思う。

政治の玄人筋のうちには、現在の政治制度をどうにもならぬものとして、現実論としてはこれを安易に見送

る考え方もあるが、これは甚だ危険なことであり、こうした考えを打破するためにも、経済界として早い機会に、たとえ中間的でもその方向だけは打ち出しておかねばならぬと考える。

我々経済人が、日本経済の成長発展にいかん力を尽しても、政治の現状を放置したままでは、一般的国際信用の面からその努力が根底的にゆすぶられる惧れがある。もちろん政治改革は国内情勢を契機とするものであるが、同時にわが国の場合、非常に国際的にも機微の關係にあり、国際的監視下に日本が当面する基本的課題であることを銘記しなければならない。政治の問題もまたじかに経済と結びついているのであつて、我々は安保問題の貴重な経験を生かし、早急に手を打つべきであると考え

政策審議会内に設置された政治研究会では、右のような考え方を中心に、政党および政治の在り方について研究を進めたが、主な問題について、つぎのような見解が支配的となつてきた。

一、派閥問題については、党、内閣の人事を問わず、適材適所主義がポイントであり、政治資金については保守は企業に、革新は組合に安易に依存している。財界としても政治資金の合理化に工夫する必要がある。

組織についても、本部機能について権限責任が未分化で、全国的組織について丹念に下部から組織造りが必要で、かかる組織を通じて、党費による資金調達を考えることも必要である。

二、以上のような方法を採用しても、選挙戦術が高度化している現在、なお財界が資金援助を行う必要性は否定しないが、党としても資金調達について年次計画をたて、財界としての金の出し方を逐次減少することを考えるべきであらう。

三、選挙方法については小選挙区制がよいのではないかと思う。そしてこの制度の欠点である死票を救うため、比例代表制を加味することも考えられる。それによつて第三党も救済でき、小選挙区制によつて不利となる保守党候補も救済できる。その他選挙公営の強化、罰則の強化も当然考えられる選挙法改正の方向である。

三、参議院の在り方について、とくに全国区制度は余り意味がない。これにかわつて学識経験者を推薦制により選出する方法も考えられるが、憲法に抵触する等の難点がある。

このような線で検討の結果、三十六年一月二十七日ついに「政治刷新についての中間的見解」と題して発表された。その全文はつぎのようである。

「われわれは議会主義政治の健全な発達を期し、かねて、その具体策を研究していたが、たまたま昨年行われた総選挙の経験から、選挙に多額の資金を要することは問題であり、この際、合理的な選挙制度の実現が何より急務であることを痛感し、ここに新しい観点に立つて、選挙制度の改正を検討、具体化するための機関を設置することを提唱するとともに、政治刷新についての中間的見解を明らかにしたい。

とくにこの際、経済界に属するわれわれの立場からすると、経済界の選挙資金寄付についても再考の要を認める。われわれは、経済界の資金供給源たる経済再建懇談会が、これまで、個別企業と政治との関係をたしめることに相当大きな役割を果たした事実を正しく評価するが、しかしこれ以上存続させることは、経済界にとつてのみならず、正しい議会政治のためにも却つて障害となる惧れがあるものと判断する。よつて以下の如き

選挙制度の実現に合わせて、政党側が資金調達計画を樹てることを望むとともに、経済界の現行選挙資金供給源の解消を促すものである。

記

一、選挙制度の改正

(イ) 小選挙区制の採用、あるいはこれと比例代表制との併用についても検討し、わが国情に合致した方法を考え、具体化を図るべきである。

(ロ) 公営選挙の拡張

(ハ) 法定選挙費用の合理的算定

(ニ) 選挙違反に対する罰則強化

二、政党の近代的脱皮

選挙資金について保守、革新両党に問題がある。保守政党の資金が著しく経済界に偏し、革新政党の資金が、おおむね労組に依存しているのは事実であり、この傾向は、選挙資金がふくらむに徒い、ますます強くなる。

この際保守、革新両党ともに政治資金調達方法を根本から改める必要があり、それが議会政治健全化の要訣である。よつて政党は直ちに資金に関する長期計画を樹てることに着手すべきであり、とくに保守政党は党組織の確立を図り、資金および派閥解消の両面の解決を図るべきであろう。

三、選挙資金寄付

十、「政治刷新」に見解を表明

団体の選挙資金寄付は、理想としてはこれを禁止するか、あるいは大幅に制限するのが最も望ましい方法である。よつて、政党はその資金を専ら党組織より調達する体制を確立し、早い機会に、団体からの資金依存より脱却するよう努力すべきである。」

この見解発表は、大きな反響を呼んだ。安保問題以来、わが国の政治の在り方に対しては、経済界のみならず、一般国民も、また政党自身でさえも、大いに頭を悩ましていた矢先であつたからである。この見解の趣旨を敷衍して、山下常任幹事は、二月十三日開かれた地方中堅幹部招待懇談会でつぎのように述べた。すなわち、この見解のねらいどころと、その背景の事情についてであつた。

「見解の発表が極めてタイムリーで問題の核心をついたので、その主張は具体的に実現するにいたつた。この問題は決して昨日今日のことではなく、昭和三十年以来の課題として、各方面に現れているゆがめられた民主主義を、真に近代的な姿に直すため、議会政治の研究をしてきた。それが安保問題の政治危機に際会して、昨年からもう一度見直すために検討を開始したが、今回の見解では問題を選挙制度の改正、政党の組織化、資金の三点にしばつたのである。」

昨年の総選挙では、従来社会党が食い込めなかつた農村にも進出した。農村の構造変化あるいは知的水準の向上が、農民を社会党に走らせることとなつた。いまや保守党の近代化が決定的に必要なつてゐるが、保守党内部はただ政権へのアプローチに浮身をやつす有様で、派閥が激化し、選挙制度にも金が非常にかかるようになつてゐる。金をかけないためには、小選挙区制の実施を措いてない。ただ小選挙区制では、投票数がふえ

ても頭数がでないといった死票が盲点になってくる。その結果は院外闘争に追いやる恐れもあり、そのためにはドイツのように比例代表制を加味することに言及しているが、わが国憲法の定める選挙の規定解釈との関係から微妙な問題もある。その他、公営選挙の拡張、また法定費用は現実合つた妥当な額を出すこと、選挙違反に対する罰則の強化にもふれた。

政党の近代化の点では、現在の保守政党は黨員百万といつても、かつて一銭も党費が入つたためしが無い。逆にごちそうして票を集めている。問題はむずかしいというだけでなく、進んで近代化の方向に環境をつくるようにしなければならない。社会党が総評をバックにしているのも妥当でないであろう。

経済界自体としても、今日までの政治活動を反省し、この際経済再建懇談会を解消することを唱えた。書生論といつた批判もあつたが、懇談会の幹部も結局これが正しいという結論になつて、解消の方向に進んでいる。政党近代化のキメ手としてこれ以外にないので、別段代案というものは問題にならなかつた。容易に集められた金はうまく使われるはずがない。現在党の首脳は近代化のため自ら資金調達に懸命の努力をしている。

この見解に対して、社会党や総評も痛痒を感じてか、何らのコメントも出していない。

政治危機は昭和の初期にもあつたが、当時の国民は非常に拘束された状態にあつた。しかし今日ではそのような制約がなくなつており、しかも国民生活の水準が高くなつていゝるにもかかわらず、政治不安が去らないといふことの原因は、一にかかつて政治の在り方にある。

この見解による反響の最も大きな具体的ものとして、経済再建懇談会が三月末に解体された。この会は昭和

三十一年、保守合同のあとの政界に対する財界の資金的なバック・アップを担当する機関として生まれたもので、経団連副会長植村甲午郎氏が世話役代表をしていた。この会の解消のため、自民党は新しい資金調達機関をつくる必要に迫られ、六月十五日財団法人国民協会を結成するにいたるのである。この新しい機関は、財界、中小企業関係、農業、漁業関係から芸能関係など国民各層の参加を求めて、広く国民的視野に立つところの明朗な資金集めを行おうとするもので、経済同友会の悲願は、ここに一つの結実をみたのである。

経済再建懇談会が解消することに決したことについて、中山素平政審委員長は、こう語った。

「我々は自民党あるいは資本主義を支持している。そういう政党の政策について財界が、ただ自分の利益とということだけではなく、資本主義を守るために、政策の作成を積極的に助けることが必要である。それには、財界の自民党ではなく、日本の自民党にならねばならない。いままでのように百パーセント財界に依存するという形ではなく、末端まで組織造りをして、広い層から資金を集めるといふように持つていかねばならない。そのためには、再建懇談会は企業と政治との関係を切るといふ役割はすでに果たし、いまではかえつて財界がカネをもつて政党に影響を与えているという批判の方が強いくらいであるから、これは解消すべきだと考へるのである」

経済同友会の、政党近代化への考え方の基本を明快に示している発言である。

十一、西欧と東南アへ調査団の派遣

経済同友会は昭和三十六年度の活動方針に基ずく主要活動目標として、国際的事業を大きくとりあげ、(イ)ヨーロッパ経済統合問題継続調査 (ロ)東南ア諸国との人的交流 (ハ)カナダ経済界との交流 (ニ)CEDとの協力 (ホ)の四点を具体的に打ち出したが、そのうちのカナダとの交流を除く三事業については、すでに昭和三十五年度において実行の段階に入つたのである。この意味で、昭和三十五年度こそは、経済同友会の対外活動面における歴史的な出発点であつたといつてよい。国内経済の安定的発展に寄与することを念願としてきた経済同友会が、国内経済の発展のためには、これを大きく規制する国際経済面の調整が必要であるとの認識のもとに、自らメンバーをすぐつて海外経済事情の調査にのりだすとともに、活動力ある海外の経済界あるいは経済団体との協力提携を深めるための実践活動に踏み出したわけなのである。そして、その線にそつた活動は、昭和三十五年度に具体化されたものとしては、欧州共同市場および東南アジアへの二つの調査団派遣であり、一方CEDとの連携強化も、三十六年度におけるこの線にそう活動の展開への重要な布石であつた。(ここでは二つの対外調査団について述べてCED関係は新年度の記述にゆずることとする)

まず欧州経済統合調査団は、水上達三幹事を団長に、伊藤廉三、神野正雄両幹事、山本弘氏、山下静一常任幹事、および三井物産城戸崎清氏で編成され、九月十二日羽田発約五週間の予定で調査活動を行い、十月十八日現

地で解散した。主な日程はつぎの通りであるが、一行は三十四日間に四十八回の会合を持ち、共同市場五カ国および自由貿易連合五カ国を視察した。十月十九日帰国した山下常任幹事は二十一日の幹事会で、その印象を「今回の調査で別に新しい発見はなかつたと思うが、直接責任ある人に会えてよかつたと思う。また日本のトップ・マネジメントが真剣に共同市場のことを考えていることを知らせるのに大いに役立った」と語った。

調査団の主な日程は次の通り。

九月 十二日 羽田発

十四日 ベルギー国ブラッセル着

共同市場レイ外交担当委員の昼食会

共同市場局長級と討議

十五日 共同市場局長級と討議

ベルギー経済界主催昼食会

マルジョン共同市場副委員長と会談（水上団長）

十六日 ベルギー工業連盟と懇談

共同市場ゼリング事務総長および主要局長と懇談

共同市場委員会、外交団、ベルギー経済人百五十名を招待、カクテル・パーティ（日本大使

館主催）

十七日 パリ着

十九日 ルノー自動車工場視察

フランス経済省訪問

二十日 フランス銀行訪問

フランス経営者評議会ウイレー会長と会談（水上団長）

同評議会と懇談

パリ―経済界主催夕食会

二十二日 ローマ着

イタリー工業連盟訪問

二十三日 イタリー銀行訪問

二十七日 （ジュネーブを経て）チューリッヒ着

調査団の検討会

スイス経済界主催夕食懇談会

二十八日 西独ボン着

二十九日 連邦銀行訪問

三十日 大使館で合同調査会

十一、西欧と東南アへ調査団の派遣

ドイツ工業連盟訪問

十月

一日 ドイツ経済省貿易局長と会談

二日 ライン河の運輸状況視察

三日 ドイツ銀行訪問

ドイツ労働総同盟訪問

ドイツ新聞雑誌記者団と会見（水上団長）

四日 オーストリー国ウィーン着

五日 オーストリー経済省訪問

六日 オランダ国アムステルダム着

七日 ロッテルダム港湾施設視察

八日 オランダ経済省訪問

アムステルダム市の河川および港湾視察

ロンドン着

十日 大使館訪問EFTA事情聴取

十一日 英国外務省訪問

十二日 英国工業連盟テナント専務理事と討議

十三日 デンマーク国コペンハーゲン着

B & W 造船会社視察

十五日 (ハンブルグを経て) スウェーデン国ストックホルム着

十六日 社会施設視察

十七日 ランゲ商相と会談

ド・ベッシュ外務次官と懇談

十八日 スウェーデン工業連盟貿易委員会と討議

調査団は帰国後、团长水上達三幹事の名で「中間報告」を発表したが、その要旨はつぎのようである。

〔調査の目的〕

我々は過去二カ年にわたる欧州の経済統合の動きに、深甚の注意を払ってきた。すなわち欧州共同市場(ECC)の成立とその発展、ならびにこれに対抗して、欧州自由貿易連合(EFTA)が生まれるにいたつて、欧州の経済は二つの勢力に分裂、激しい競争を招来した。それは決して、欧州だけに止まる問題でなしに、欧州経済の比重が高まってきた今日、世界経済に重大な影響が及んでいるのである。かような見地からECCおよびEFTAの動向を自らの目と耳で確かめるべく、調査団の派遣となつたのである。

〔調査の成果〕

十一、西欧と東南アへ調査団の派遣

調査団は、欧州経済統合問題に関心を持ち、高度の知識を備えている人たちが編成したので、今回の調査の結果とくに新しい事実を発見したというようなことはなかった。しかしEEC委員会をはじめ、共同市場加盟国の人たちと話し合うことにより、EECの動きがどの程度進んでいるかを認識することができたし、またEFTA諸国の人たちに会い、その信念の強さも正しく評価できたのは、何といつても調査団の大きな成果であったと確信する。EECおよびEFTAの現在および将来について感じたところはつぎの諸点である。

(A) 共同市場

六カ国の経済統合は、関税引き下げ、輸入割当の漸進的廃止および共通関税の設定のみが目的の全部ではないし、かつ、それらのみでは限界があるので、あらゆる部面の統合、統一政策の確立を図るため、それに必要な措置を講ずることに努力していることを確認できた。

(B) 六カ国の経済界

加盟国の方向と目標がはつきりしているので、これに即応して競争力を高めることに専念している。六カ国間の企業合同や協力関係は余り表面化していないが、それぞれの国での合理化、近代化は進んでおり、技術分野の協力関係では具体化の例もある。六カ国間で国際分業が徹底的に行われるようになれば、他の地域からの貿易拡大は相当困難になろう。

(C) 共同市場の農業問題

最大の難問題は農業政策である。どの国も農業には保護政策を採用しており、また政治と結びついている

だけに、自由化は容易でない。EECの農業政策の方向如何では、EECの性格さえ変わることも予想される。

(D) 労働界

加盟国労組はEECの政策を支持している。六カ国の社会党議員同士の連絡が緊密で、それぞれ出身国の労組に大きな影響を及ぼしている。

(E) 共同市場の景気政策

景気政策には非常に力を入れているが、見通しはおおむね楽観的で自信を持っている。欧州の経済力が著しく強まったことと、共同市場の成立で相互援助も可能だから景気後退には十分抵抗できるとみているからである。したがって景気変動により経済統合が妨げられることはないと信じている。金融に関する共通政策は、通貨評議会で討議されているが、情報交換の域を出ていない。各国の中央銀行はそれぞれ他国の経済情勢を考慮しつつ自主的に金融政策を決定している。新しい金融面の統合機構は問題になっていない。

(F) 欧州自由貿易連合

EECよりルーズな組織をたて前としているので、EECと同じ方法でみるのは誤である。EFTAの中心国である英本国は、英連邦との関係を第一に考えて、欧州の経済統合に対する態度を決めねばならぬ立場上、EECとEFTAの関係は、外部で考えているほど単純なものではない。英国は当然EFTAの強化に努めるだろう。

(c) 欧州経済統合と政治

欧州の経済統合問題は、政治と絡んで非常に複雑な様相を呈している。英、仏、独間の政治的関係には必ずEECとEFTAの調整の問題がつきまとつている。また欧州にある無数の国際機関や会議でも、この問題がつねに論議されている。しかも、EECもEFTAも、それぞれ定めた目標に向つて着実に進んでいる。

〔調査の継続について〕

今回の調査のみによつて結論を出し、あるいは対欧州政策の具体案を作成しようとは考えていない。むしろ今後毎年継続的に調査団を派遣し、欧州経済統合を正しく判断し、事実を的確につかむことにより、欧州との貿易拡大の実をあげることが主眼としている。我々の調査団が日程を終えたあと、米国およびカナダからも共同市場調査団がブラッセルを訪ねて、共同討議を行ったが、このことからしても、今回の調査団派遣は意義深いものであつたと信ずる。

つぎに「東南ア経済協力調査団」は、二月八日羽田発、カルカッタを起点に約一カ月にわたり、ニューデリー、カラチ、ラホール、ラワールピンディ、ボンベール、マドラス、コロンボ、シンガポール、クアラルンプール、バンコクの諸都市を歴訪、各国の政府高官ならびに経済界の要人と会い、主として民間ベースでの経済協力問題について親しく意見を交換、三月上旬に全員帰国した。団員の顔触れはつぎの通りである。

団長 特別会員 渡辺武（前世銀理事）

団長代理 石川六郎

同 阿部康二

団員 山崎卓三、中島幸基、松本勝文、江本敏、畑清一郎、塚本武之、高木保治

調査団がまとめた「中間報告」では、調査の成果ならびに問題点について、つぎのように記されている。

(1) 東南アジア経済開発の重要性

東南アの経済開発は、住民の福祉を増進し、生活水準を向上させるために必要である。我々は目のあたり、これら地域の官民が困難な環境のもとに努力を重ねている実情に接して、強い感銘をうけた。同時に東南アの経済発展が、日本の経済成長のためにも不可欠の要件だとの印象を強めた。

(2) 低開発国工業化の必然性と工業国側支援の必要性

原料輸出国を中心とするこれら地域の経済水準を引き上げるため、それぞれの地域の实情に応じた工業化を進めることは、必然の勢いである。先進工業国として競争相手を作りあげて低開発国の工業化を阻むのは、適当でないのみならず不可能である。かりに一つの工業国が工業化に力を貸さなければ、他の工業国の力を借りて工業化が進められ、協力をためらった国はその地域に足場を失う危険がある。

(3) 日本としても経済力相応の資本輸出の必要性

他の工業国に比して国民所得の水準が必ずしも高くない日本としては、自ら協力に限度があるけれども、応

分の負担を行うのを惜しんではならない。

(4)日本の技術のPR並びに技術指導者の育成

日本の技術は、欧米に比して、東南アの実情に適している面が少くない。しかしながら現地で、これが認識されているとは限らないから、人的交流、宣伝広報等を通じて、わが国の実情を知らせる必要がある。とくに技術指導者の現地派遣が望ましい。そのためには、語学力のある技術指導者の養成が急務である。

(5)合併事業としての進出時期とその必要性

外貨の不足している地域では、工業化によつて国内生産が行われるようになると、その商品の輸入を制限または禁止する場合が少くない。このような場合には時期を失せず、合併事業等の形で企業に参加しないと、他の工業国との合併で生産を開始し、わが国の商品が市場から閉め出されるおそれがある。とくに印度、パキスタンのように膨大な人口を擁している国では、投資にあつて将来の購買力を考えておく必要がある、必ずしも目前の収益のみにとらわれて判断してはならない。

(6)信用供与条件の再検討

外貨の不足している地域での経済協力は、その計画がその国の国際収支の改善に寄与するかどうか、重要な許可基準となつている。またその計画の遂行に当つて、外貨による支払を必要とする場合は、これがその地域の外貨負担を過重なものとしないうよう、外貨信用の供与が必須の前提となつている。しかも、この信用供与の条件については、各工業国が漸次緩和しているので、従来程度の輸出延払いでは低開発国を満足させるこ

とが、次第に困難となつてきた。輸出入銀行や海外経済協力基金等の運営に一層の工夫が必要である。

(7) マーケティングについて

外貨事情のよい地域では、企業を起こしても、製品の競争力がなければ、外国からの輸入品のダンピングで痛手をうけることがありうる。新しい産業に対してある程度の関税による保護が与えられるとしても、極端な保護政策を期待することは困難である。したがつて投資に当つて、マーケティングをよく検討する必要がある。また地域によつては、必ずしも低賃金でないことも予め考慮しておくべきである。

(8) 投資保険ないし投資保証制度の整備

低開発国への投資には、戦争、政治的変革、没収、元利の送金不能等のリスクを考慮せねばならない。この種のリスクは投資家が負担するには余りに大きいものであるから、投資国の政府を背景とする投資保険ないし投資保証制度を必要とする。現行の日本の投資保険制度は料率も高く、ほとんど利用されていないから一段の工夫を要する。また投資保険についての国際的な協調の可能性も研究すべきである。

(9) 情報交換機関の充実

東南アジア諸国との経済提携の上での一つの困難は、その地域の法律制度および経済の事情を把握し、また提携相手の信用状態を知ることが容易でないことである。したがつて現地の銀行、商社の活動を補足するため、わが国在外公館の経済調査組織の充実が望まれる。

(10) 投資保全ならびに二重課税防止

各国との条約関係が、従来通商を主眼として規定されていたのを、さらに投資保全の見地をも考慮に入れて整備する必要がある。また二重課税防止協定の未締結の地域については、速かな締結が望ましい。

④ 海外派遣に対する配慮

相当長期にわたつて現地に住する人に後顧の心配をなくするため、人事の運営上その労に報いるように配慮するとともに、子弟の教育に困難を来さぬよう、海外からの帰国者の子弟を無条件で引き取る学級を設けるなどの措置が必要である。また衛生状態のよくない地域には派遣員の衛生管理につき国家的配慮が必要である。

なお「報告」は、今後の継続的調査の必要性などについて、つぎのように結んでいる。

「我々は東南アに対する初回の調査団として、所期の目的を達成したと思うが、今後さらに同地域との人的接触を深めるため、計画的に数次にわたり現地視察団を送る必要を認めるとともに、現地有力者の日本への招待を行うことが有益であると思う。今回の調査団は一般調査、人的接触を主としたが、現地の経済要人から、相当具体的な経済協力の要望もあつたので、次回の派遣からはその要望に応ずるだけの用意と、具体的話し合いのできるメンバーを加えることが必要と考える。西欧工業国から相当有力な調査団が印度、パキスタンはじめ各国に派遣され、具体的協力関係を逐次結んでいる現状を直視して、調査団の継続的派遣の必要を痛感した」

第六章 国際活動の積極化

一、CEDとの提携みのる

昭和三十六年の日本経済は、はじめから波荒い国際経済の潮流の中につき出されたような年であつた。その前年、すなわち三十五年一月に発足した欧州共同市場（EEC）は、域内関税の引き下げや、資本、労働など経済要素の交流を進めることによつて、着々と発展の歩みを続け、その東南アジアその他に対する輸出競争力は、ますます高くなりつつあつた。そこへ、三十六年に入つては、ケネディ米新大統領が、国際収支の改善およびドル価値の相対的低下の防止を目的として、いわゆる「ドル防衛策」を積極的に打ち出したのである。ドル防衛については、前年の十一月十六日、米国の金流出によつてその保有高が最低安全線である百八十億ドルを割つたような情勢に対応して、アイゼンハワー前大統領が、七項目の海外支出削減命令を出し、緊急事態にそなえたのであるが、新大統領は、二月六日の「国際収支と金問題についての特別教書」で、さらに、その線にそう方を米国経済政策の重要な柱として、はつきりと宣明したのであつた。もつともケネディ大統領のドル防衛政策は、単に防衛的、消極的のものではなく、国際通貨としてのドルの地位については絶大の自信を持ち、その対策においても、為替上の制限や保護主義への復帰といった後向きな防衛手段をとらないことを明らかにしたが、そのかわり、IMF（国際通貨基金）の機構、運営の再検討、後進国援助についての先進工業各国の積極的肩代り要望、あるいは輸出振興策の推進など、国際的協力によつて国際通貨としてのドルの強化を訴え、また決意を示し

たのである。IMF改革は、要するに先進各国の資金的負担増大を予想するものであるし、後進国開發援助の肩代りは、これこそ明らかに、米国の従来^のの圧倒的多額の援助を、西欧および日本の負担増加によつて、軽減しようとするものにほかならない。また輸出振興策は、米国が積極的に、國際收支改善のための輸出伸張に乗り出すことを、基本的な政策として打ち出したものであり、これは他の工業国にとつては、強大な競争手を迎えることを意味する。しかも、これに関連して、米国の域外買付けについても、米国品優先、米国船優先の方針が確認されたのである。

このような情勢を前にして、三十六年一月以来、わが国の國際收支は、池田内閣の高度經濟成長政策による景氣行き過ぎを根因として、赤字の連続を記録したのであつた。わが經濟界の目が広く世界經濟の動きに注がれるのも当然のことであつた。

經濟同友会が、米国の代表的經濟団体であるCED（經濟開發委員会）との提携を深めつつあつたのは、まさにこの情勢の中においてであつた。それは、より以前からの行きがかりも、もちろんあり、それが、この時期に結実したのではあろうが、その結末を側面的に促したのは、こうした重要な國際經濟環境の展開があつたからだとみるべきであらう。いずれにしても、日本經濟がその國際經濟的立場を本格的に再検討する必要に迫られたその段階において、ちようど經濟同友会とCEDとの連携が、一画期的な一步を進めたといふことは、幸運であり、意義深いことであつたことは否めない。

ともあれ、三十六年春、海外からの經濟調査團の来日は、相ついでいた。その主なものは、フランスからの經

済視察団とCED首脳の来訪であつた。まずフランスの訪日経済視察団は、フランス経団連会長M・ヴィリエ氏一行六名で、三月十四日から四月四日まで滞在し、わが財界人と意見を交換するとともに、各地を視察した。これは経済同友会、経団連、外務省の共同事業として行われたものであるが、この招待のきっかけは、経済同友会の欧州経済統合調査団が、三十五年秋フランスを訪問した際、ヴィリエ氏と会見、フランス財界人数名の招待を申し入れたことであつた。いま一つの有力な訪日調査団であるCEDのそれは、経済同友会が地域経済開発について、米国のその分野の権威者の意見を求めるため、CEDに対して専門家の派遣方を申し入れたのに応じて来日したもので、一行は、つぎの四氏であつた。

ドナルド・K・デイヴィッド（一八九六年生）

CED会長、フォード財団副会長、商務省経営諮問委員、ジェネラル・エレクトリックおよびフォード・モーター等の取締役兼務、

アルフレッド・C・ニール

CED事務総長、マサチューセッツ工科大学評議員

トーマス・ロイ・ジョンズ（一八九〇年生）

CED財務委員長、ディストローム有限公司社会長、アメリカ調停協合理事、全米製造業者協合理事

ポール・N・イルヴィザカー（一九二一年生）

CED地域開発委員会委員、フォード財団社会事業計画担当理事

一行は四月三日羽田着、次のような日程でわが要路と懇談または視察を行ったのち、二十二日帰国した。

- 三日 同友会首脳と懇談
- 四日 経済企画庁、通産省、建設省と意見調整
- 五日 北野商工中金理事長、岸道路公団総裁、小倉農林次官、平田開銀副総裁とそれぞれ懇談
- 六日 エコノミスト、学者グループと懇談、地方経済同友会代表幹事と懇談
- 七日 京浜工業地帯視察
- 八日 群馬地方視察
- 十一日 北陸地方視察
- 十三日 栗本順三その他専門家と懇談、大阪地方視察
- 十四日 関西経済同友会と懇談、中小企業視察
- 十五日 山科バイパス視察
- 十七日 中部経済同友会と懇談
- 十八日 四日市地方視察
- 十九日 経済同友会総会における報告案を討議
- 二十日 同
- 二十一日 経済同友会総会出席、地域経済開発について報告

このCED首脳の来日こそは、経済同友会多年の宿望を遂げたもので、わが国経済の国際的地位の向上に呼応するものであると同時に、経済同友会の国際的活動における画期的な前進を示すものにはかならない。山下常任幹事は、この記念すべき出来事を機に、「CEDの今日まで」と題する一文を「経済同友」（三十六年四月号）に載せているが、それによると、同友会とCEDとの提携への歩みは、つぎのように慎重な準備過程を経てきたのである。

一、かつて日本が占領されていた頃、GHQ経済団体担当官が経済同友会との会合で、同友会とCEDと類似しているところがあるから、CEDに連絡したらどうかとの示唆があつた。しかし、同友会自身の地固めに精一ぱいの時代であつたから、そのままに終つた。

一、昭和三十一年、二年ごろから、同友会は自由諸国経済界との交流を事業計画に加えるとともに、自由諸国の国際会議を主張しはじめて以来、その実現を図る途として、欧米の経済団体との提携の必要を痛感し、その具体的方法の研究をはじめた。

一、そのころCEDが経済同友会に深い関心を寄せていることを知り、同友会首脳もまたCEDに注目することとなつた。

一、昭和三十二年九月、日本生産性本部の第三次トップ・マネジメント・チームに部長工藤昭四郎はじめ同友会首脳が参加、渡米した際、ニューヨークでCEDを訪問した。CED側はニール事務総長が一行を迎え、二時間にあつた懇談、主として同友会の組織および事業について質問を受けた。CEDの同友会に対する関心を

裏づけるものであつた。

一、三十五年春、代表幹事岩佐凱実が渡米にあつて、CED訪問を日程に組むべく照会したところ、ちょうどニューヨーク滞在中にCEDの理事総会が開かれるから、来賓として招待したいとの返事があつた。招請に応じて岩佐代表幹事はCEDを訪ね、デイヴィッド会長と会談、CEDと経済同友会が共通の問題で討議する機会を持ちたいと提案した。デイヴィッド会長はこれに同意し、共通の問題として、国内の地域経済開発の調査について協力することから着手してはどうかとの意見が出された。

一、かくて両者の意見が一致したので、三十五年夏以来、その具体化について頻繁に文書が交換され、ついに三十六年春のCED首脳来日にまでこぎつけたのであつた。

このような経過を辿つて、CEDとの提携が具体化したのであるが、その両団体提携の意義について、山下常任幹事は、つぎのように指摘している。

「CEDがデイヴィッド会長自ら乗り出して経済同友会の招きに応じたのは、同友会と同様に、CEDが自由諸国経済界の交流を企てており、また共通の問題で国際的協力で解決を図ることを考えているからである。今回の地域経済開発問題というのは、そのための糸口である。したがつて、デイヴィッド報告の内容そのものよりも、両者が考えている交流が実現したことに大きな意義がある。デイヴィッド会長は同友会の幹事会および総会で、そのことをたたえていた。

CEDはすでに英、独、仏、伊、スイス、瑞典、濠州等の、同友会と性格の似た経済団体と協力関係を結び、

今回は同友会と協力の途を拓いた。同友会も近い将来、各国との交流機会に直面することになろう」

要するに、経済同友会がかねて念願としてきた自由諸国の国際会議は、世界の経済団体の共通の願望であり、その地固めとしてのCEDと同友会の提携なのであり、しかも、その両経済団体の協力は、具体的には、身近なテーマとしての地域経済開発問題についてのCEDの勧告という形で、まず実を結んだのであった。すでにCEDは主要各国の経済団体との提携を深めており、一方、同友会においても、CEDのほか欧州の経済団体との提携に努めていくことによつて、民間ベースによる国際経済会議の開催は、実現への見通しをもつことができるわけなのである。

二、CED、地域開発で勧告

——昭和三十六年度通常総会開く——

CEDとの提携なつて初の経済同友会通常総会は、三十六年四月二十一日、日本工業倶楽部で開かれた。まず岩佐代表幹事から、当面の経済情勢についての所見が発表されたのち、岩佐代表幹事任期満了の後任として水上達三幹事が選ばれた。この総会における中心テーマは、なんといつてもCEDによる「地域開発に関する勧告」であった。この勧告は、ディヴィッド会長によつて朗読されたが、朗読に先き立つて会長は、つぎのように前置きの言葉を述べた。

「リポートの中で述べていることには、はつきりした前提がある。それは見解の基礎として、経済的観点および法律的観点に立つて、個々の民間企業の立場から、地域開発その他の問題を採りあげていることである。日本の多くの人々は、我々とちがつて、経済的あるいは効率化、合理化の問題以外の観点から、この問題を取りあげることもあるかもしれない。そういう人々は、地域開発を一つの手段として、政治的あるいは社会的な構造、日本の現在の構造をそのまま保存する、あるいは改善する方向で考えると思う。

しかし私どもは、地域開発の問題を、社会的あるいは政治的な構造の変更、あるいは保存の一手段として考えたのではなく、純粋に経済的に、また効率の面から取りあげたことを、はつきり申し上げておきたい」これは重要な前置きである。地域経済開発には政治的な策動がつきまといやすく、また所得較差の問題とから、社会的、政治的に論議をもてあそばれることの多いわが国にあつては、とくに、純粋に経済的な観点から、経済的合理性に立脚して、この問題を見ることが必要だからである。

この前置きの言葉について、デイヴィッド会長は勧告全文を朗読したのであるが、その重要な諸点について、とくにつぎのような補足的説明を行った。

一、私たちは相当強いニュアンスをもつて公共投資の問題を書いている。各産業が分散化していくためには、それに相当する要件とか環境がなければならぬ。企業の地方分散には個々の企業が分散できるような誘因ないし刺激を与えなければならない。例えば道路、通信、水利、工業用水その他水の問題、水の汚濁、空気の汚染の問題、あるいは電力の問題を考えなければならない。それとともに地方の税法の問題、労働力供給

の問題も考えられねばならない。

要するに、地方に分散することが、個々の企業にとつて採算に合うのだ、その方がよいのだという形にならなければならない。つまり政府の指示によつてではなく、個々の企業の経営者が彼らの自己判断に基づいて行けるような環境を作ることが必要であると思う。

一、しかし、そういう環境の造成にあたっては、政府としては、これに力を貸すべきであると思う。例えば道路について、土地の収用、用地の買収が長びいて、道路建設がはかどらないという事実を、こんどの視察でもおどろいた。アメリカでは土地収用について全然ちがった考え方である。政府はまず計画に従つて、何はともあれ、土地を収用してしまう。そのあとで対価について考えるわけである。対価の支払いについては、公平の原則に従つて、個々人の権利を尊重した形でやつていく。個人が満足しない場合は、法廷にもちこむなどして、個人の権利を擁護する方法をとつている。

デイヴィッド会長による、この指摘は、わが国の地域開発における最も重要な点をついているが、とくに土地収用の問題について、「勧告」には、つぎのように記されている。

「我々が観察し研究したところ、地域発展計画の統一的成果をあげるためには、少くとも若干の政府、公的機関に、さらに多くの権能が与えられねばなるまい。

日本道路公団と建設省の道路計画は、現在土地入手問題で、その実現に大分手間をとつている。もし、この道路計画が、後進地域発展の決定的な手段だとすれば、最高土地所有権 (The Power of eminent domain —

主権者が国土内のすべての土地を収用しうる権利（米法）およびそれが実施される過程は、強化されるべきであらう。土地所有者が十分事前に通知をうけ、適正な補償を受ける権利はよく守られねばならない。そして、建設工事はおくらせることなく、それらの人々が十分保護されることとなるのである。そして、また重要なことは、道路公団や建設省などに、折衝や訴訟の結末をまたずして、土地を入手し、使用できるような力を与えることである。

同じく、日本道路公団の権能を広め、道路の重要交叉地域の土地利用を統制できるようにさせる必要がある。こうすることにより、望ましい商工業用地域を入手することができ、そこを商工業の用途に供しうるとともに、道路用の土地も確保できるのである。他の公共体（府県、市町村、あるいは公的機関）も、工業地域における投機を抑えるため、限られた範囲で、やはり最高土地所有権を用いる権能が与えられるべきであらう。こうした工業地域は、地域計画がもたらす交通機関、工業用水といった新しいサービスのおかげで、価値が大いに増すものである」

「勧告」を受けたのち、木川田代表幹事は、つぎのように謝辞を述べた。

「非常に広範かつ貴重な勧告を受け、同友会として感謝する。われわれが感銘にたえない一つは、地域開発を民間ベースで、経済と効率を中心にいくべきだという基本的考え方である。その手段として実業家、企業が計画ならびに実施に責任を持つこと、また民間の経済性發揮のための誘導的な諸条件をもたせること、土地収用その他行政的条件を整備すること、さらに産学協同を重要なポイントとして指摘されたことも感銘にたえない

い。短時日にこれだけ理解を得たことは、日本の風土、国民性に対する理解と愛情の深さによるものである。これは長く、同友会員の心の財産として、われわれの大きな精神的成長の助けとなろう」

このような経済同友会の国際活動志向は「昭和三十六年度活動方針」にも、はつきりと打ち出された。すなわち「基本的態度」に新しく項目を立て「国際経済社会との交流を通じて、民間経済外交を盛んにする」ことを宣明した。従来も「国際経済社会の交流」は謳われていたのであるが「民間経済外交」の強調が、新しく表面に出されたのであった。この点について、二宮善基幹事は「活動方針説明」で、こう述べた。

「本年とくに力を入れたいと考える問題は、国際経済の連携を強めることである。周知のように所得倍増計画を円滑に進めてゆくには輸出の増大が重要な要件であり、それにいままで以上の努力と工夫がなされなければならぬと思うが、このためには国際競争力の増強はもとより、我々が十分な国際感覚を涵養する一方、諸外国の日本に対する理解を深めることが、何よりも必要である。そしてそれには人事交流が最も効果的であろう。経済開発委員会（CED）幹部を招待したのも一つにはこのためである。また昨年度行つた欧州経済統合調査団、東南ア経済協力調査団の派遣も効果的であつたので、本年度も引続きこの種の海外派遣を計画したいと考える」

通常総会後初の幹事会は、五月十九日開かれたが、ここで新年度の活動方針にもとづく具体的な「主要目標」が設定され、「国際的事業」としては、(イ)ヨーロッパ経済統合問題継続調査 (ロ)東南ア諸国との人的交流 (ハ)カナダ経済界との交流 (ニ)CEDとの協力があげられた。

なお、新年度の会務分担はつきのようになった。

▽会務執行機関

総務委員会（プログラム・コミTEE）

委員 長 木川田一隆

水上 達三 今里 広記 岩佐 凱実 宇佐美 洵 岸 道三 伍堂 輝雄 郷司 浩平

佐々木 直 東海林武雄 中山 素平 永野 重雄 二宮 善基 安居 喜造

組織委員長 東海林武雄

財務委員長 宇佐美 洵

政策審議会委員長 岩佐 凱実

経営方策審議会委員長 伍堂 輝雄

国際委員長 佐々木 直

▽調査研究機関

財政金融委員長 安居 喜造 産業政策委員長

通商政策委員長 神野 正雄 労働政策委員長 鈴木 治雄

科学技術委員長 井深 大 農業政策委員長 田中慎一郎

中小企業委員長 北裏喜一郎 企業税制委員長 河野 一之 米戸 博

エネルギー委員長

降旗三七男

経済力測定委員長

湊 守篤

マスコミ委員長

吉田 秀雄

教育問題委員長

五島 昇

第三次産業委員長

小坂徳三郎

社会中間層委員長

藤井 丙午

東京都市問題委員長

二宮 善基

附加価値生産性調査委員長

小坂徳三郎

トップ・マネジメント
調査委員長

乗富 丈夫

地域開発調査委員長

麻生太賀吉

▽部 会

調査研究部会長

石川 六郎

景気観測部会長

山中 宏

三、 ハワイ会談を目指して

CEDとの協力体制進む――

デイヴィッド会長はじめCED首脳の来日を機として、経済同友会とCEDとの連携の機運は一層強まり、さらに、その国際経済的活動についての協力の具体化についても、実質的な準備が進められることになった。

この協力体制具体化への第一歩は、四月二十一日朝、経済同友会通常総会開会に先き立つ銀座東急ホテルでの

三、 ハワイ会談を目指して

会談によって、踏み出されたのである。出席者は、CED側からデイヴィッド会長、ジョーンズ財務委員長、ニール事務総長、同友会側から岩佐、木川田両代表幹事、岸道三、麻生太賀吉両幹事および山下常任幹事であった。

まずデイヴィッド会長から「CEDとしては自由諸国の共通した条件にある経済団体との協力関係を促すため、すでに英、仏、独、伊でこれを実現しており、さらに濠州の経済開発委員会とも交渉中である。日本に対しては、CEDと経済同友会とにおいて、これを実現したい」と述べ、ついでニール事務総長から、つぎのような実行方法についての具体案を示した。

一、CEDが採りあげている問題のうち、共通の問題については、CEDと経済同友会の共同討議を行う。この場合CEDは、経済同友会が人選したエコノミストを招待し、研究に参加を求める。

二、CEDの Trustee (理事) が私的若しくは商用でなしに、大きな目的をもって日本を訪問する際、経済同友会は、これと日米関係の問題について懇談する機会を準備するとともに、その目的遂行に必要な便宜を供与されたい。

三、経済同友会の幹事が同一趣旨で渡米した場合、CEDは同様の便宜を供与する用意がある。

四、CEDはCEDの調査研究による出版物を三百部、経済同友会に贈呈する。これを日本で再版若しくは翻訳出版する場合、その版權は経済同友会に帰属するものとする。

五、経済同友会は、経済同友会の出版物をCEDに寄贈し、かつ、その出版権はCEDに一任する。(経済

同友会の出版物を贈る場合、必要な部分については英訳を付する。

このような地固めのうち、CED首脳は、帰国後、五月二十四日その政策審議会を開き、経済同友会との具体的な協力体制について検討を行った結果、つぎのような書簡が、デイヴィッド会長から岩佐幹事に、またニール事務総長から山下常任幹事に寄せられた。

「日本が自由諸国にとけ込んでいく方法について、双方の幹部間の懇談を行いたい。第一回の会談は貿易、国際収支の問題を取り扱い、会合の場所はハワイを考慮している。同行する専門家の旅費、滞在費は一切CEDで負担したい」

かくて、ハワイ会談が、日程にのぼってきたのである。そして、このハワイ会談をして、より成果あるものとするための予備会談が、十月十七日朝、サンフランシスコのクラウン・ゼラバック・ピルの会長会議室で開かれた。両団体の出席者はつぎの通りであった。

CED側

- J・Dゼラバック氏（前CED会長、CED日本問題委員長、クラウン・ゼラバック会社社長）
- アレン・スプロール氏（CED日本問題委員、前ニューヨーク連銀総裁）
- J・E・スターリング氏（CED日本問題委員、スタンフォード大学総長）
- アルフレッド・ニール博士（CED事務総長）
- P・マッキーヴァ氏（CED情報局長）

三、ハワイ会談を目指して

ハーバート・スタイン博士（CED調査局長）

ロバート・アリバー博士（CEDエコノミスト）

経済同友会側

岩佐 凱実（政策審議会委員長）

伍堂 輝雄（経営方策審議会委員長）

山下 静一（常任幹事、事務局長）

小島 清（一橋大学教授）

なお岩佐、伍堂両幹事は、後述カナダ使節団の現地解散後、このサンフランシスコ予備会談に列席したのであった。すなわち両幹事は、十月四日カナダ・トロント市で経済同友会カナダ使節団が解散したのち、ニューヨークに立ち寄り、CEDデイヴィッド会長を訪問した。会長は両幹事を昼食会に招き、CED関係者として、リード・ニューヨーク連銀会長、タイム「ライフ」社長、テンプル・ファースト・ナショナル・シティ銀行副社長など一流の米財界人を紹介した。岩佐幹事はこの席で、日本経済の見通しについて簡単に説明したのち、予備会談のために用意した経済同友会側のテーマを紹介した。

サンフランシスコ予備会談では、まずゼラバック氏が、CEDにおける日本に関する特別委員長の資格で挨拶し、ついで岩佐幹事から経済同友会がハワイ会談にもち出す問題の柱について簡単に説明したのち、スタイン博士から、これに対するCEDとしての一般的な考え方を、つぎのように述べた。

一、後進国の市場は閉ざされても、日本や米國などはその市場に入れるかどうかは別問題として、開発を援助する計画を持たねばならない。

一、国際経済においては、資本と技術の容易な移動を促進する方法を確立しなければならない。

一、東と西の貿易問題を改めて掘り下げねばならない。

ついでスタイン博士は、とくに日本に直接関係する問題について、つぎの三点をあげ、これに対する考え方を述べた。

一、差別待遇問題

日本商品に対する差別待遇問題の解決を急務とする。すなわち日本経済を世界経済にとけこませていくためには、この問題の解決なくしては困難である。むしろこれは日本経済の特殊問題として重視したい。

二、日本の国際収支問題

日本経済の成長は輸入急増を招き、国際収支が逆調するので、この問題についても、世界的規模の恒久的対策を考えるべきである。輸出市場を拡大していくためには、産業構造の変移がともなわねばならない。これに対する協力の方法は何か。

三、後進国開発における日本の地位

東南アジアの農業生産性向上のため、日本の技術協力は大きな役割が期待できる。もちろん、相手側の政治的事情で困難がともなうが、それをのりこえて、この面から進めていくべきであろう。

この会談は、あくまでも予備会談であつたので、両団体代表とも、予備会談としての範囲でのみ権限を委ねられていたという性質上、正式の結論を見出だすという形式を避け、自由な意見発表にとどまつたのである。

討論のあと、ゼラバック氏は、ハワイ会談にいたるまでのCEDの具体的スケジュールについて、つぎのように提案、岩佐幹事はこれに同意を表明、協力を約した。

一、CEDは十一月二十八日ニューヨークで日本問題委員会を開き、予備会談の内容を検討した上、二十九日のCED調査政策委員会（同友会の政策審議会にあたる）に付議し、研究すべき事項を決定、直ちにその内容を経済同友会事務局長に通告したい。

一、この通告にある内容について、経済同友会でも、CEDと併行して調査研究を行われたい。

一、CEDは六二年（昭和三十七年）四月ごろまでに試案を作成の上、五月または六月上旬ハワイで、CEDと経済同友会の第一回会議を開き、草案の討議を行いたい。

ハワイ会談は各八名位の幹事（CEDはTrustee）が、四名位のエコノミストを帯同して開く。

一、第一回の日米会談の結果にもとずき、最終案の作成に移り、六二年末または六三年早々東京で、第二回日米会談を開き、結論を出す計画である。

なお、この計画について山下常任幹事は、CEDが日本問題の調査を行う以上、CED側はエコノミストを日本に派遣し、実情調査を行つてはどうかと提案、ニール事務総長はこれに同意を表明した。

なお、この予備会談の冒頭で行われたゼラバック氏の挨拶は、CEDがいかにかにまじめに、しかも高い立場から

国際経済問題ならびにその一環としての日本の問題に関心を持つてゐるかを示すとともに、CEDのユニークな性格について、きわめてわかりやすく述べているので、ここにその概要を記してみよう。

「この会談は、われわれの多くが、かねてから望んでいた具体的な協調関係の始まりを意味するものであり、この関係はさる四月、経済同友会の招きでCEDの一行が日本を訪問したことに端を発するものである。

より合理的、互恵的な世界貿易機構の発展を念じてゐるわれわれすべてが、切実に痛感していることは、日本と他の一流工業国との間の貿易決済関係が、北大西洋諸国間の関係と比べて自由化がおくれていることである。自由化のおくれを招いた理由とか、それが賢明なあり方かどうかは、ここでは触れない。なぜならば、それこそ今回の会談の研究課題の一部だからである。私は本日の共同作業が、このような傾向からの意義ある転回を表わすものであり、その転回には今が最良の時機であるということをつけ加えたい。

外国のCED類似団体との共同研究、政策の共同立案は、われわれにとつて新しい試みであるが、それは一面CED十八年の歴史を通じて示されてきた対外経済政策への関心が招来したものにはかならない。マニラ・プラン実施に際し、その指導的地位に当時のCED会長ポール・ホフマン氏が任せられたが、この人事にはCEDの立場に寄せられた強い支持が大いにあつたのだと指摘されている。CEDは他にも、世界銀行、国際通貨基金、関税政策、後進国援助等にわたるわが国政府施策の立案に際して、活潑な役割を果たしている。

このように対外経済政策問題へのCEDの関心は新しいものではない。新しいのは、海外類似団体と接触を

保ち、われわれの作業をより実のあるものにしたという努力であり、またCED特有の調査、討議方式から得る利点を類似団体と相分ち、公私の政策のための勧告案を生んで行こうという努力なのである。

いわゆるCED方式について一言ふれておきたい。CED理事の主要活動は、研究し、それを討議することである。この点でCEDの会合は、単なる討論会と大きく異っている。まず討議は、とりあげられた問題についてのが国最高の学識を基にしている。それを補うものに、会合に先立つ情報の研究、分析があり、代案の作成がある。そして最後に討論には虚心な態度でもつてのぞみ、異論、反論をも論じ、受入れる用意が必要である。さらに討議の最終目的は、実業界、業界、特定団体の利益追求のためではなく、社会全体の福祉増進のために勧告案を作ることである。

われわれの関係を改善すべく、また共同作業の効果を高めるべく、数多くのアイデアが作業の進捗につれ生まれてくるであろう。私は経済同友会代表の方々が、遠慮なく種々の示唆を与えてくれるよう希望する。アイデア発表に遠慮することは絶対にCEDの伝統にはないことである。

今回のことに関していえば、CEDは日本に関連する貿易、決済問題について政策論文の作成に着手している。この政策論文についての責任は、すべてCEDが負う。望むらくは経済同友会でも、同様、自身の政策論文を用意され、同時に公表したい。しかし、このこともまた、全面的に経済同友会の決定に待つものである。経済同友会の国際的活動は、単にCEDとの協力だけにとどまらず、欧州の経済団体とも連携の機運が生まれつつある。すなわちCEPEES（ヨーロッパ経済社会開発委員会）の国際委員長であるフィアット自動車

会社（イタリー）社長ヴァレッタ氏は、経済同友会を、欧州の経済団体であるCEPEESのほかPEP（政治経済計画会議）およびSNS（スエーデンの団体）の三団体の連絡局に紹介し、三団体と同じ資格の連絡局メンバーとして活躍してもらうよう提案したのである。なお、このヴァレッタ氏の提案は、経済同友会の欧州経済統合調査団一行が、イタリー視察中に、CEDの紹介で同氏と会見、意見を交換したことが契機となつたものである。CEDとの接近を拠点として、経済同友会の幅広い国際経済的発展が期待されるわけである。

四、カナダ使節団と第二次欧州調査団の派遣

国際経済社会との交流を通じて民間経済外交を推進することを、その事業計画の主要目標の一つにうたつた経済同友会は、三十六年度における対外活動として、新しくカナダ使節団を編成するほか、第二次の欧州経済統合調査団を派遣することになつた。

カナダ使節団は岩佐凱実幹事を団長とし、九月二十三日出発、欧州調査団は二宮善基幹事を団長として同二十九日に出発した。団員および主な日程はつぎの通りである。

▽カナダ使節団

岩佐凱実、水野成夫、東海林武雄、今里広記、井深大、安田幾久男、鈴木治雄、伍堂輝雄、棚井忠雄、松本秀夫、郷司浩平

四、カナダ使節団と第二次欧州調査団の派遣

(九月二十三日)東京発 (二十四日)バンクーバー産業視察 (二十五日)実業人と会談 (二十八日)オタワでヒース通商大臣らを訪問、各省次官と会談 (二十九日)モントリオール実業人と会談 (三十日)ケベック訪問 (十月二日)トロントのアトラス・ステイール工場等視察 (三日)トロント実業人と会談 (四日)現地解散

▽第二次欧州経済統合調査団

二宮善基、渡辺武、山中宏、畑中浩三、池浦喜三郎、大庭定男

ベルギーの本部をはじめオランダ、フランス、イギリス、スイス、西独を訪問、主として民間経済団体と懇談して十月末解散

両派遣団の報告概要はつぎの通りである。

▽カナダ使節団・岩佐団長報告

一、今回の訪問は、カナダのアトラス・ステイール会社社長ド・ヤング氏からの日加親善、協力の場をつくりたいという呼びかけによるものである。

一、バンクーバーでの通商大臣を交えての懇談では、日本のカナダ向け輸出は品種にもつと多様性をもたせ、従来のような少数品種輸出から脱却すべきことが指摘された。また重化学工業や機械工業の製品にも力を入れ、カナダの国内産業と競合しない分野に力を入れてもらいたいと要望された。

一、現在日本製品の質は高く評価されているので、いたずらにダンピングすることは避けるべきである。ま

た日本の機械工業製品のアフター・サービスが足りないことが指摘された。

一、カナダと日本がジョイントで仕事する心構えがあるかどうかを打診してみたところ、賛成の意見が強かったが、資本不足の点について研究の余地がある。日加貿易は小麦や鉱石等の輸入が大きく、日本にとって入超であるが、カナダ市場はアメリカ資本に独占されており、輸出入バランスをとることは困難であろう。全般的にはカナダについては、米国との三角関係を念頭において考える必要がある。

一、カナダ自体の経済にはいろいろ問題もあるし、必ずしもカナダ経済が現在よい状態にあるとも思えない。しかし、日本に対する関心は深くなっており、また日本との関係は、貿易のみならず、いろいろの経済的關係について今後交渉を深め、提携していく余地があるのではないかという印象を持った。

一、日濠経済委員会のような純粋な民間ベースで話しあえる場を持つことについて打診したところ、大いに賛意が表明された。日本から呼びかけがあればCMA（カナダ製造業者協会）が中心となつてつくりあげた、との意見であつた。

▽欧州経済統合調査団中間報告

一、新欧州の形成

経済統合の推進力となつている共同体委員会の関係者、経済団体関係者、大企業経営者のいずれもが、新欧州形成への理想に燃え、意欲的であつたのは印象的であつた。共同体委員会の担当官らはEECを「我々の子供」と称していた。

経済団体でも、EECが封鎖的なものでなく、自由貿易の拡大を目指すものであることを力説していた。

また、その過程において現れる域内対域外の相対的差別強化の現象は、巨大市場の完成により消滅すべきものであるとしていた。とくに英国はじめ諸国の加盟または連合により出現する「拡大されたEEC」は、米国の圧力もあり、現在の「小EEC」のような政策でなく、香港を中心とする低コスト品に対しても「より自由な輸入政策をとらざるを得まい」というBDI（ドイツ工業連盟）の意向に期待したい。

オランダのロッテルダム港およびその附近に展開されている巨大な石油精製、石油化学工場群に驚嘆した。これはEECの大市场に対応する大企業の出現と解さるべく、新欧州の胎動が感じられた。欧州投資銀行は、域内の後進地帯開発のため、投資に乗り出しており、投資プロジェクトに対しては、域内外の企業が同一条件で入札または随意契約も可能である旨を述べていた。

二、実業界の対応態勢

UNICE（共同市場産業連盟、ブラッセル） フランス金属加工連盟（パリ） フランス経営者評議会（パリ） CEPEES（ヨーロッパ経済社会開発委員会、トリノ、パリ、ケルン） FBI（英工業連盟、ロンドン） PEP（政治経済計画会議、ロンドン） BDI（ドイツ工業連盟、ケルン）の諸経済団体を訪問した。

大市場の形式に即応し、企業の集中化、専門化、提携、経営改善が行われていることが、各方面から指摘された。EEC委員会の関係者によれば、国境を越えて行われた企業提携（株式持ち合い、代理店契約、支店、新会社設置等）は現在二千六百件に達している。また仏金属加工連盟によれば、連盟傘下に、横の連絡

のための委員会が五十も結成されている。

地域の大企業が、ますますその規模を拡大し、世界有数の巨大産業となつていくものが多く、域内における支配力も増大している。同時に米國資本の進出が著しいことも事実である。このような巨大産業の形成と外資の進出は、中小企業との競合、生産過剰（カーボン・ブラック、人造ゴム、乗用車）の危険を包蔵するのみならず、巨大企業間の談合による支配の強化、域外に対する障壁の發生の可能性も予想されるものがあった。

これに関連し、日本企業の域内への進出の必要が痛感された。すでに塩化ビニール工場（ポルトガル）トランジスター・ラジオ組立工場（アイルランド）等に実例があるが、米英の進出に比すれば九牛の一毛である。共同市場による差別強化を云々するより、具体的に企業進出を研究、いわゆる「原産地」の問題等の解明にあたるべきであることを感じた。

巨大企業間の競争激化、利潤率低下がすでに現実の問題となつていくことは、巨大企業から声明されているが、これを防ぐための競争規制については、各国間あるいは業界によつて見解の相異があり、EEC委員会で結論が出ていない。貿易自由化の高度達成に比し、金融、産業資本の自由化は、予想よりも進んでいない。フランクフルト大学の教授の説では、資本自由化は四〇%しか達成されていないという。巨大企業の株式売買はかなり自由に行われているが、社債等確定利付証券を他国で公募したり、他国の企業に融資するようなことは、ほとんど行われていない。さらにEECの通貨政策についても、現在のところ見るべきもの

がない。これは資本、通貨流通はE E Cの範疇を越えたはるかに大きなもので、E E Cのコントロールできない性質のものであることにもよるのであろう。

三、英国の加盟問題（略）

四、経済団体との接触（略）

五、日本欧州間の貿易拡大について

日本の実情、とくに伝統的な低賃金観はほとんどなくなり、日本の高成長、高生産性が理解されはじめていることを知り得た。しかしながら、日本の低コスト品が、そのまま自由市場に流入し、自国産業、とくに弱小企業の安定をおびやかすことには著しく警戒的である。したがって、相手国市場に急激なショックを与えるような進出は厳に戒しむべきで、輸出振興のため、採算を無視した特攻的進出や、相手方に誤解を与えような輸出振興策の発表などは、とくに注意すべきであろう。

商品および投資市場としての日本への関心も相当に強い。日本に対する過渡的な差別問題も「何とかしなければならぬ」と思っているようである。米国との共同戦線による圧力も一方法だろうとの示唆もあった。

五、国際的視野の経済政策へ

昭和三十六年度における経済同友会の活動の重点は、C E Dとの積極的な接近、協力、あるいはカナダおよび

「西欧への使節団ないし調査団の派遣など、国際的分野に指向されていたことは否めない。しかし、この間にあって同友会は、国内経済の動向に無関心であったわけではない。池田内閣の高度経済成長政策の行き過ぎが、三十六年一月からの国際収支の慢性的赤字をもたらししたことは、さきにふれたが、こうした情勢を前にして、同友会は、三回にわたって見解を表明、政府の反省を促すとともに、経済界自身にとっても、大いに自戒すべき点のあることを訴えたのであった。見解表明の第一回は、四月二十一日の昭和三十六年度通常総会における岩佐代表幹事の「所見」であり、その第二回は、九月五日発表された「日本経済の現状認識とその対策」であった。このころになると、いかに自信の強い池田内閣も、手放しの樂觀を許せないくらい事態は悪化していたので、九月二十五日には「国際収支改善対策」が政府から打ち出され、ついで二十八日には日銀公定歩合一厘引き上げが踏み切られ、ここによりやく引締め政策が発足したのであった。しかし一方、国際経済情勢はE・E・Cの強大化、米国の対欧接近政策の展開など、わが国経済の国際的發展に対して、必ずしも有利に動いているわけではなかった。したがって、わが国経済は三十七年に入って、国内的な景気調整の必要のほか、国際的には自由化促進の重要課題の推進という、内外両面からのきびしい要請にこたえねばならない困難な事態に追い込まれたのである。ここにおいて経済同友会は、広い立場から日本経済の向う道を指示する意図から、一月十九日「日本経済に対する見解」を発表するにいたったのである。この一連の三つの見解の内容を概述すれば、つぎの通りである。

まず、通常総会における代表幹事の所見では、三十六年初頭の見解発表で指摘された「設備投資、国際収支、物価、賃金と生産性の面で不安定要因が発生するおそれあり」とする予想が、その後三カ月にして、現実の問題

となったことを明かにし、この点を各要因について解明している。ついで「所見」は「経済成長の速度が、このように早まった原因」について考え、それは「政策の出し方と、それに対する経済界の反応の仕方にある」としている。そして最後に「所見」は、将来に対する心構えとして、政府に対しては「経済界が自主的にこの政策（所得倍増計画）を推進する努力をしやすいよう、その誘導政策に慎重を期する」とともに「現状のような安易な成長リードを助長することのないよう深甚の配慮を加える」ことを望んでいる。また経済界自体としては「みずからの手でこの計画を充分検討し、それを安定的に実現する態勢を作る必要」を指摘し、そのためには、かねて提唱している「民間調査機関」設置の必要性を強調しているのである。

ついで九月五日の「日本経済の現状認識とその対策」において、経済同友会は、前回の所見発表以来、いよいよ悪化の度を加えてきた日本経済の問題点を「国際収支の動向」「雇用、社会資本、資金等における隘路」および「物価問題」の三点にしぼり、それらがいずれも「はやすぎる成長」に根本原因があることを強調している。そして、その対策としては「基本的には、成長速度を九%程度に落とす」と同時に「輸出の促進につき、画期的な対策を確立し、実行」することを主張しているのである。それでは具体的にどうすればよいか。まず政府のなすべき方策として、成長速度を調整するためには「その原動力である設備投資と消費の抑制」が必要であるとすし、また輸出促進については「内需の抑制」と「積極的な輸出助成政策」をあげている。同友会はさらに、経済界自身の問題として、成長の行き過ぎに対する反省を求めている。すなわち、こうである。

「そもそも所得倍増計画に対する経済界の反応の仕方は余りにも強すぎたといふべきであらう。……勿論、個

々の企業の立場としては、設備投資を抑制することは容易に納得しがたいところであろう。自由化の進展を目前にひかえ、国際競争力を急速に高めなければならぬ事情に迫られている現在、設備の近代化、合理化はぜひとも強力に推進されなければならぬ。しかし、だからといって、それは、いくらやつてもよいというものではないと思う。やり過ぎて、大幅操短を余儀なくされれば、合理化のメリットは消えるであろう。従つて、個々の企業としても、当然、国の経済のバランスを無視する訳にはいかない。もし主要な企業の経営者が、その社会的責任を軽視し、自己の企業の利害のみにとらわれて猛進し続けるとすれば、そのとがめは、やがて自らにはね返つてくることを経営者は真剣に考える必要がある。そして、この際、国際競争力に無関係の投資は抑制し、必要な投資については、話し合いによつて重点化をはかるべきであろう」

これは、まさに経済同友会の悲願ともいふべき「自主調整」の重ねての訴えにほかならない。さらに同友会は、輸出促進についての経済界のなすべきこととして、従来のような「神風輸出」の非を責め「広い国際的視野に立つて、自らの姿勢を正し、国際市場に円滑に融け込むこと」を強調し、そのために「自主的な輸出秩序の確立」と「経済界自身の手による経済外交とマーケティング」を指摘している。

三十七年初頭に発表された「日本経済に対する見解」は、政府、日銀の打ち出した国際収支改善のための引締め政策による反動が、相当深刻になつてきたという情勢を背景とするものである。さらに、この「見解」の背景として見逃がすことができないのは、国際経済情勢の展開である。すなわち、欧州共同市場の発展、それにとまなう域内各国からの輸入についての差別待遇や、米国のドル防衛策による対日輸入制限などの問題が、ようやくや

ましくなつてきたという情勢である。すなわち「見解」は「とくにこの際重視すべきことは、世界経済の構造的変化の進展と、日本商品に対する差別待遇の下において、日本が国際収支の悪化を中心とする経済不均衡の解決に迫られていることである」との認識から「今年には日本が、世界経済の中に融け込むための措置を具体化しながら、同時に日本自身の経済難局を打開しなければならぬ重大な年である」ことを強調しているのである、そして「見解」は、このような情勢下において「政府はもとより国民全部が現実をきびしく直視し、安易な観測や甘い態度を捨てて、事態改善のため自らの体にむちうつつ勇断と実行を覚悟せねばなるまい」としている。さらに「見解」は、この段階における対策の主眼点として「輸出第一主義を基調として国際収支改善に必要な合理的景気調整策を断行し、財政の緊縮、消費の抑制、貯蓄の助長、物価、賃金の安定あるいは経済外交等に積極的施策を講ずべき」ことを主張し、この線にそう必要な課題として、つぎの諸施策を列記しているのである。

(一) 経済秩序の整備

——企業規模の国際単位化と中小企業分野の確保——

(二) 所得倍増計画の本質再認識

——長期計画と安定成長の関係——

(三) 景気調整機能の活用

——日銀中立性の確立と金利機能復活——

(四) 新年度予算案の運営と金融政策

——財政の弾力的運営と貯蓄の増強——

(四)輸出第一主義の確立

——経済外交の推進と外貨手取率の高い産業の助成——

(六)物価政策の確立

——生産性の高い商品の値下げ推進——

(七)新局面における労使関係の在り方

——国際競争力強化を前提とする労使協力——

この「見解」に示された経済同友会の考え方における一つの重要な特色は、すべて国際的視野に立つて考えられているということである。すなわち当面の必要課題としてあげられている七項目をみても、「企業規模の国際単位化」、「経済外交の推進」あるいは「国際競争力強化を前提とする労使協力」など、直接、国際経済的感覚に由来するもののほか「長期計画と安定成長の關係」や「日銀中立性の確立と金利機能復活」にしても、従来のようないわば「日本式」の一方的な成長政策からオーソドックスな財政金融政策への立ち直りを強調する点において、これらも広い意味における国際経済的感覚に出でるものとみるべきであろう。

このような経済同友会における国際経済的視野ないし感覚は、とりもなおさず、昭和三十五年度以来、積極的に抬頭し、三十六年度において開花した経済同友会の国際的活動によつてかちとられたものである。すなわち、CEDとの接近、討論を通じて、あるいは欧州経済統合調査団の現地における見聞によつて、経済同友会は、こ

の貴重な、そして合理的な國際經濟的感覚、世界に通用する經濟ないし經濟政策の尺度を身につけてきたのにはかならない。

こうして經濟同友会は、その國際的活動の積極化によつて、直接、民間經濟外交の推進に役立つとともに、國內の經濟的充実に對しての對策確立においても、その得たる成果を活用することに努めることができるのであり、ここに同友会の内外両面にわたる活動の總合統一化が生まれつつあることが確認されねばならないのである。經濟同友会十五年の歩みの到達したところは、まさに、この点にあることを知らねばならない。そして、三十七年初頭の「見解」には、このことが、はつきりと、つぎのように表現されているのである。

「最近の自由世界の動向を大観するに、世界經濟は構造的變化が進みつつあり、世界經濟の一環としての日本經濟は、その意味で大きな転換期に立つている。われわれは今や、もつと広く國際的視野に基づいて、わが國經濟の新しい秩序を築いて行く用意がなくてはならない」

「經濟同友会十五年史」はここで終る。